

諸葛武侯

Ⓜ

289.2

Sy957N

三國は千古罕見の奇局、武侯は千古間出の奇才、三國の形勢、之を掌上に指す。如く、武侯の心事、之を案鏡に照すが若くす、豈に此の猥々たる小冊子の能く企つる所ならんや。抑も萬域の形勢は、素より心を潜むる所、武侯の遺徳は、素より深く感ずる所、此の簡子蓋し此に於て三たび意を致せり。愚ふに其時を尙論するは、自ら作者分上の事、若し夫れ其人に私淑するは豈に敢てせんや、豈に敢てせんや。

007567-000-0

289.2-Sy957Ns

諸葛武侯

内藤 湖南 / 著

M30

ACL-0020



內藤虎次郎著

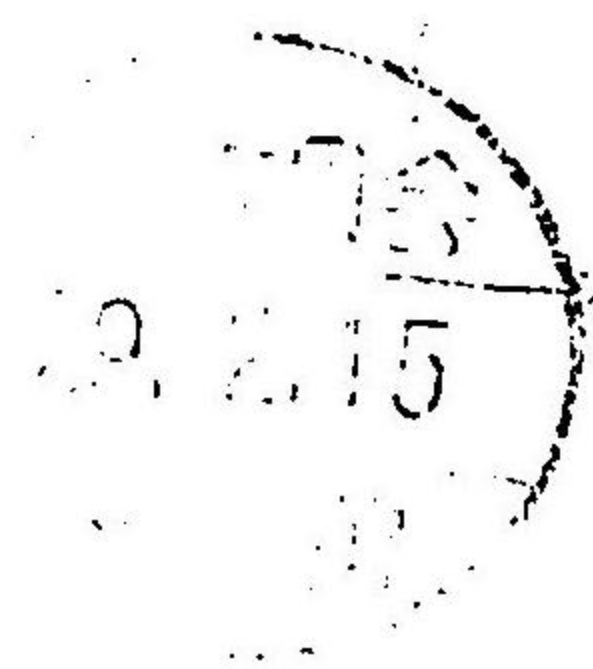
諸葛武侯

東華堂發行

叙

四月某日友人内藤湖南將に南の方臺灣に入り轉して支那に遊はんとし其の東京を發して浪華に來るや吾れ急行東上して城外の客舎に相逢ひ麥酒の大杯を舉げて痛飲快談眼一世を曠うすること二日二夜月の十五日湖南は雲煙漂渺の際に向て去り吾は西歸して再び朝日河畔の臨江樓に隱る二人の手を楠公祠前に分たんとするや湖南余に囑して曰く「諸葛武侯」の上木將に日あらんとす「文學史論」は呂泣之れを叙せり「武侯」は子必ず之れに叙せざる可らずと想ふに武侯の事書中説き盡くして餘蘊なし吾れ請ふ少しく著者を曰はむ然れども朋黨相推賛するの陋を爲さんと欲するにはあらざる也

湖南は輿人十輪田湖の南に生る故に取りて以て號となす軀軀短小にして容貌溫籍而して豪蕩の氣を負ひ黽勉の性を具す書を讀むこと日に寸餘筆を下せば萬言立るに成る眞に得易からざるの材也湖南學定師なく而して和漢英



~~31950~~

319502

の三者に通し佛典に精しく且つ詩歌に巧みなるは全く黽勉研精の致す所たらずんばあらずとす湖南が重きを同人の間に爲すは洵に之れが爲め也湖南書を購ふに價を論ぜず苟も一見意に介する底のものあれば囊を傾くるも購はずんば已まずこれを以て珍籍奇書に富むこと同人中亦た湖南を推して第一と爲す也

湖南今や南荒の新領土に在りて臺灣日報を幹督す而かも或は黃河を横越し或は洞庭を度り或は邊塞苦寒の地に入り或は崑崙に登り或は涙を定軍山下に灑ぎ或は歌を楊子江頭に聽くは蓋し遠きにあらざるべし湖南既に精研力行の天稟あり若し夫れ歸來遠游感憤の情之れを激し筆を東大陸の事に着くる日は必ずや千秋に傳ふべき大作を出さんか然らば即ち區々たる武侯傳の如きは必ずしも湖南の爲めに論ずるに足らざる也

明治三十年五月廿七日

備前岡山に於て

別 天 生

例 言

一、此書は分ちて二巻とす、初め其の一卷を以て侯が傳記の始終を綜べ、其の一卷を以て侯に關する前人の評論、勝蹟等を纂めんことを期す、然るに評論勝蹟之を一處に彙輯するの極めて興味なくして、緒に觸れ事に屬して、處々挿入するの反て趣致を増すべきを思ひ、更に其の裁制を變じたり、故に一篇豫定の紙員已に満ちて、恰かも侯が前半生の記事を竟ふるに過ぎず、他の一篇は當さに侯が後半生の記事として、嗣で出すべし、斯篇は須らく侯が草廬策對の一半を成功せる歴史として看るべく、他の篇は須らく他の一半を敗闕せる歴史として看るべし。

一、湯淺常山が文會雜記に云く、

昔より一種とかく人の心服する人あり、漢の孔明などなり、日

本の熊澤大夫などもこれに似たり、朱子語類の中に、明道はとかく人の心服する人なり、伊川はさまざまに言議論などあり、陸子靜は何ともなく人のよく服する人なりと、朱子の云はれしことありと也

とあり、意ふに生て已に其敵手に感歎せられ、死しては稱揚の言、累辭疊篇、僕を更ふるも竭きず、此の如き盛徳、それ何を以て之を致せるか、此篇豈以て其所以を發揮するに足ると云はんや、唯だ當時の形勢、侯が品性の卓然たる者と、其の用捨行藏の際とに於ては、聊か意を致せり、抑も侯の如く、侯を寫すに至ては、鄙陋の能く及ぶ所にあらざる耳、且つ篇帙未だ具はらず、續篇成るを待て、大方の批正を仰がんと欲す。

一、書中三國形勢三大時期の論あり、若し此を以て此間維新前後

の變態に比照せんか、第一大期は、嘉永癸丑以後文久の末に迄る間に擬すべし、藤田東湖、佐久間象山は此時期の代表者なり、封建士大夫の遺風を存して、改革の抱負を兼ねたり、第二大期は慶應より今日に至る、西郷南州、大久保甲東、木戸松菊等は此時期の代表者たり、猶ほ曹劉諸氏のごとし、而して今皆逝けり、周瑜、魯肅の類、必ずしも其の比擬恰も當る者を見ずと雖も、明治初年より十七八年間の士人、其の論議する所、常に大局上より打算して、曲技小巧を弄せず、馬場辰猪の論議英發なるが若き、當時士人の代表者として看るべし、井上梧蔭の若き、荀文若と武侯との間に在りと稱すべき者、蓋し第一小期は過ぎたり、而して今方さに第二小期と第三大期との交會に在り、伊東某、林某、犬養某等、亦呂蒙、龐統、法正の類とすべからずや、而して其

の主たる者も概ね孫權、曹丕一輩の人に過ぎず、かの第三大期の代表者、武侯、仲達、陸遜の徒は未だ出でざる也。是れ無用の比擬に似たり、然れども古を論ずるの快は、之を其身其時に切にするより快なるはなし、尙友の義、實に此に存す、故に試に牽合の説を爲すこと此の如し。

一、著者今將さに南荒を経て、禹域を跋涉せんと欲するに志あり、若し足侯が勝蹟の存する所に及び、三分の國、千秋の人物が龍躐虎拏せし地を踏むことを得ば、續篇出づる日、其の際得る所を以て、此篇の缺漏を補はんとす。

一、吾年二十七歳の早春、嘗て霸府の遺墟を鎌倉に吊し、大塔宮の土窟を拜す、土花冷澁、沴氣人を襲ふ、既にして鶴岡祠前に至る、一大公孫樹、葉全く落ち盡して、夕日影疎に海風條を鳴らす、導

者云ふ、是れ實朝刺さるゝの處なりと、慨然として泣下る、夫れ二君の世を去る、年皆二十八、而して回天の業、之を隻手に成し、金槐の集、猶ほ英風を見る、晚く出づる者、才劣り力弱し、以て古人を望むべからずとするも、目たり其の遺蹟を瞻る、能く心躍らざらんや、猶ほ燈下霜刃を看る、怯夫も亦神旺するがごとし、夜客舎に臥す、展轉して寐ねられず、乃ち書を作りて、呂泣に大磯に寄す、蓋し數十萬言、之を奈何すべきかを相諮る也、而して呂泣も亦之を奈何ともすることなきのみ、既にして其の年の合するを以て、念諸葛武侯出處の事に及ぶ、思ふ武侯が草廬躬耕、自ら管樂に比する時に當り、若し昭烈の之を顧みるなくば、かの徐庶、崔州平、其の才を許すも、世豈に終に此の三代以後唯一の人物、王佐の才を識らんや、人も亦誠に遇不遇あるか、往古

來今世も亦何ぞ嘗て武侯なからん、而して時に昭烈あるなければ、則ち王佐の才、常に隴畝の匹夫なり、葉公の龍を好むが如く、眞龍の下るに遭て、而して氣を喪ふ者之あり、桓温の豪傑を待つが如く、蝨を捫るの人に遇て、而して當面錯過する者之あり、吾安ぞ此の如き無限の王佐が其才を隴畝に埋むるを悲て、而して侯が其時其人に遇ひしを幸とせざるを得んや。今此の上卷の稿を鎌倉に脱す、今昔の感懷に往來して已まず、征行日迫る、會々呂泣痾を養て大磯に在り、乃ち評閱の任を以て相託す、呂泣之を讀まば、亦應さに隣樓吹笛の情あるべき也。

明治三十年三月

著者識

正編目次

一、侯が産地及び世系	一頁
二、侯が生時、少時、及び躬耕の時	六
三、草廬三顧、三分の策	二四
四、赤壁の戰	八九
五、益州據有	一三〇
六、漢中平定、荆鄭陷没、侯が前半生を總論す	一五一
七、昭烈正號	一八七

附録 諸葛武侯年譜

諸葛武侯



内藤虎次郎著

正篇

侯が産地及び世系

乾隆帝の御製に五賢祠の詩并に序あり、云く、

沂州古瑯琊郡。漢諸葛亮故里。晋王祥王覽。唐顏杲卿眞卿。皆産其地。舊有景賢祠合祀之。嘉其純忠至孝。節烈彪炳。足表範人倫。紀之以詩。

王祥王覽能全孝。眞卿杲卿均致身。所遇由來殊出處。要推諸葛是全人。

沂州の地、何の靈氣ありて、能く名賢を出すこと此の如きや、王祥王覽が孝友の餘慶は、王導王彬、東晋の功臣を出し、羲之獻之、百代の書聖を出し、杲卿眞卿は又唐初の大儒顔師古に於て五世の孫たり、天下蒼生を誤まるの寧馨兒王夷甫、江左風流宰相に自ら比して國華の謗を招ける王仲寶、凡そ此れ沂州が産

せる聞人たり、而して乾隆帝猶ほ諸葛是れ全人と推す、况んや諸葛一門の三國の際に於ける、吳書に稱すらく、『初瑾爲大將軍、而弟亮爲蜀丞相、二子脩融、皆典戎馬、督領將帥、族弟誕、又顯名於魏、一門三方爲冠蓋、天下榮之』と、此れ又沂州の靈氣、最も其の精を鍾めし時とする耶。

夫れ王氏顔氏が前に祥覽ありて、（注）後に導彬義獻あり、前に師古ありて、後に臯卿眞卿あるを觀るに、かの諸葛兄弟が一時に顯はるゝ者、豈に亦其の祖先の遺澤以て之を致すことなからんや。案ずるに諸葛氏の由來に就きては、吳書の説く所、風俗通の載する所と、少しく異同あり。風俗通は以て陳涉が將軍葛嬰の後とす、班史に據るに、嬰は符離の人、陳涉に従ひ、兵に將として蕢以東を徇ひ、鉅鄆苦柘譙を攻めて皆之を下し、東城に至り襄彊を立て、楚王と爲す。後涉已に立て王と爲ると聞き、因て襄彊を殺し、還りて涉に報じて陳に至りしに、涉乃ち嬰を殺せりと、其の功有て誅せらるゝを以て、孝文帝追録して其の孫を諸縣侯に封ず、因て諸と葛とを并せて氏とすとは、是れ風俗通の説、果して然らば諸葛氏の名族たること、實に秦氏失鹿の際よりせる也。吳書は則ち謂ふ、

諸葛氏の先は葛氏、本瑯琊諸縣の人、後陽都に徙る、陽都先に姓葛なる者あり、時の人之を諸葛と謂ふ、因て以て氏とせりと、絶て葛嬰が事に説き及ばさず、故に此説未だ是非を知らず。諸葛を以て氏とせるより後、其の世に著はるゝ者は、則ち前漢孝元の時、司隸校尉諸葛豐あり、漢書列傳に據れば、豐字は少季、琅邪の人なり、經に明かなるを以て郡の文學と爲る、特立剛直に名あり、貢禹御史大夫と爲る、豐を除して屬と爲す、侍御史に擧げらる、元帝擢で、司隸校尉と爲す、刺舉避くる所なし、京師之が爲めに語りて曰く、問（注）何潤、逢諸葛と、上其節を嘉し、豐に秩光祿大夫を加ふ、時に侍中許章、外屬を以て貴幸せられ、奢淫にして法度を奉せず、賓客事を犯し、章と相連なる、豐劾章を案じ、其事を奏せんと欲す、適ま許侍中が私に出づるに逢ふ、豐車を駐め節を擧げ章に詔げて曰く、下れと、之を收へんと欲す、章迫窘して車を馳せ去る、豐之を追ふ、許侍中宮門に入ることを得るに因りて、上に自歸す、豐も亦上奏す、是に於て豐が節を收む、司隸節を去るは豐より始まる、豐上書して謝して曰く、

臣豐驚怯。文不足以勸善。武不足以執邪。陛下不量臣能。臣能（注）否。拜爲司隸校尉。

未有以自效。復秩臣爲光祿大夫。官尊責重。非臣所當處也。又迫年歲衰暮。常恐卒填溝渠。無以報厚德。使論議士饑臣無補。長獲素餐之名。故常願捐一旦之命。不待時而斷。姦臣之首。懸於都市。編書其罪。使四方明知爲惡之罰。然後却就斧鉞之誅。誠臣所甘心也。夫以布衣之士。尙猶有刎頸之交。今以四海之大。曾無伏節死誼之臣。率盡苟合取容。阿黨相爲。念私門之利。忘國家之政。邪穢濁溷之氣。上感于天。是以災變數見。百姓困乏。此臣下不忠之效也。臣誠耻之亡已。凡人情莫不欲安存而惡危亡。然忠臣直士不避患害者。誠爲君也。今陛下天覆地載。物無不容。使尙書令堯賜臣豐書曰。夫司隸者。刺舉不法。善善惡惡。非得顯之也。勉處中和。順經術意。恩深德厚。臣豐頓首幸甚。臣竊不勝憤懣。願賜清宴。唯陛下裁幸。

と、上許さず、是後言ふ所益々用ゐられず、豊復た上書し言さく、
臣聞伯奇孝而棄於親。子胥忠而誅於君。隱公慈而殺於弟。叔武悌而殺於兄。夫以四子之行。屈平之材。然猶不能自顯。而被刑戮。豈不足以觀哉。使臣殺身以安國。蒙誅以顯國。臣誠願之。獨恐未有云補。而爲衆邪所排。令讒夫得

遂。正直之路壅塞。忠臣沮心。智士杜口。此愚臣之所懼也。

と、豊春夏を以て人を繫治す、在位多く其短を言す、上豊を徙して城門校尉と爲す、豊上書して光祿勳周堪、光祿大夫猛を告す、上豊を直とせず、迺ち御史に制詔すらく、

城門校尉豊。前與光祿勳堪。光祿大夫猛。在朝之時。數稱言堪猛之美。豊前爲司隸校尉。不順四時。修法度專作苛暴。以獲虛威。朕不忍下吏。以爲城門校尉。不內省諸己。而反怨堪猛。以求報舉。告案無證之辭。暴揚難驗之罪。

毀譽恣意。不顧前言。不信之大者也。朕憐豊之耆老。不忍加刑。其免爲庶人。と、家に終ると云ふ。夫れ豊の許侍中を收へんと欲するは善し、其の節を收められて上れる書辭の慷慨、誠に烈士の風あり、而かも其の言益々用ゐられざるに及び、復上書するは、明哲の智に昧く、又堪猛の如き、經術忠誼を以て重臣たる人を劾し、猶且つ其の昔譽めて今毀り、操守を失墜するに至ては、獨り君に信ぜられざるのみならず、抑も且つ公議に違へり、『振也愆、焉得剛』諸葛豊も亦焉に免かれず、蓋し其伉直餘りあり、而して學術少きの故す所たりと、是

れ後世論者の言、以て豊が人と爲りを知るべし、孰れか斯の褊狹剛急、班史に謂ゆる狂瞽の人にして、而かも安詳整暇、千古匹罕なりと目さる、武侯其人の祖先たりと謂はんや。

豊の時よりして二百許年、而して武侯實に東漢の靈帝光和四年に生る、武侯の父は名は珪、字は君貢、漢の末に泰山郡の丞と爲れり、其の人と爲り得て詳にすることなし、三子あり、曰く長は瑾字は子瑜、次は亮字は孔明、即ち武侯、次は均、又一女あり、襄陽の人龐徳公に嫁せり、後に具さに出すべし。

侯が生時、少時、及び躬耕の時

曹冏が六代論は固より爲にするありて發するの言、所謂六代興亡の因を指摘して、必ずしも其の正鵠を得たりと謂ふべからざる者あり、而かも亦全く肯綮に中らざるに非ず、其の東漢亡滅の故を論ずるに云ふあり、

光武皇帝挺不世出之姿。禽王莽於已成。紹漢嗣於既絶。斯豈非宗子之力邪。

而曾不鑒秦之失策。襲周之舊制。踵亡國之法。而僥倖無疆之期。至于桓靈。閹豎執衡。朝無死難之臣。外無同愛之國。君孤立於上。臣弄權於下。本末不能相御。身手不能相使。由是天下鼎沸。姦凶並爭。宗廟焚爲灰燼。宮室變爲秦藪。居九州之地。而身無所安處。悲夫。

冏が意は、光武が封建の制を取らずして、公族の權勢を孤弱にし、一日王室を覬覦する者あるも、同姓手を束ねて環視し、力能く之を救ふなきを致すを咎め、以て當時魏氏の失計を諷するに在り、而かも漢末に當りて、劉焉劉璋父子、益州に據有し、劉繇揚州に刺史たり、劉表荊州に牧たり、皆宗室の親と稱して、一方に雄長す、未だ嘗て力を傾覆の際に効す者あらず、獨り劉虞のみ義に仗りて敗亡せり、宗室の必ずしも恃むに足らざる也、但だ冏が奄寺の毒を論するは則ち得たり、趙翼が劄記に其の權力を得るの漸を記せり、元帝の時、弘恭石顯用ゐられ、蕭望之周堪爲めに殘害を被ふる、東漢に及んで、和帝が竇憲兄弟を收ふるや、獨り宦者鄧衆と謀を定む、是を宦官が權力あるの始とす、鄧后朝に臨で、其の權漸やく重く、安帝の時、宦官李閏、江京、樊豐、劉安、陳達、帝

の乳母王聖、聖が女伯榮、帝が舅耿寶、皇后の兄閻顯等と比黨して政を亂す、此れ宦官が朝臣と相倚りて奸を爲せる也、其後閻顯江京と謀を合して、樊豐王聖等を誅徙す、而して順帝の宦官孫程等に迎立せらるゝや、顯兄弟は誅せられ、閻后は遷さる、是れ大臣の宦官を誅せんと欲する、必ず宦官の力に籍り、宦官大臣を誅せんと欲すれば、則ち朝臣の力を籍らず、順帝の時宦官張遠等、竟に詔を矯めて、中常侍曹騰孟賁を收縛し、威漸やく禁近に肆なり、桓帝が跋扈將軍梁冀を權勢熾灼の日に誅するや、實に宦者單超等五人と謀を定めて之を行ふ、易きこと掌を反すが如し、所謂五侯なり、是に至りて宦官の力能く國に當るの皇親を誅せり、靈帝の時、竇武は外戚の重きを以て、當時士林の翹楚たる太傅陳蕃と宦官を誅せんと謀る、反て宦官曹節王甫等に殺さる、弘農王の時、何后の兄何進、大將軍を以て政を輔け、已に奏して宦官蹇碩を誅し、其の領する所八校尉の兵を收め、朝權兵權、俱に其手に在り、而して又宦官張讓段珪等に殺さる、是に至りて軍士大變し、袁紹、袁術、閔貢等、因りて亂に乗じて宦官二千餘人を誅し、少長と無く、皆之を殺す、是に於て宦官の局始めて結び、而し

て國も亦之に隨て亡びぬ、此れ其の大略なり、宦官の毒を朝廷に流すこと已に此の如し。趙翼又謂ふ、東漢及び唐明三代、宦官の禍最も烈、然るに亦同じからざるなり、唐明は閹寺先づ國を害して而して民に及ぶ、東漢は則ち先づ民を害して而して國に及ぶと、一々其の實例を摘叙す、今盡く載せず、獨り劉瑜の疏を取る、其の言概括に便なるを以て也、曰く

中官邪孽。比肩裂土。皆競立子嗣。繼體傳爵。或乞子疎屬。或買兒市道。又廣娶妻室。增築第舍。民無罪而輒坐之。民有田而強奪之。貧困之民。有賣其首級。父兄相代殘身。妻孥相視分裂。

と、其の子弟賓客勢に依て肆横なること、勝げて言ふべからず、是に由りて毒天下に遍く、黃巾賊張角等、遂に民の怨に因て、兵を起して逆を爲せり、宦官の毒を民生に流すこと、又此の如し。獨り此のみならず、范蔚宗、黨錮傳に序して曰く、

桓靈之間。主荒政繆。國命委于奄寺。士子羞與爲伍。故匹夫抗憤。處士橫議。激揚聲名。互相題拂。品覈公卿。裁量國政。

と、趙翼乃ち因て論じて云く、東漢風氣、本と名行を以て相尙ぶ、朝政日に非なるに近では、則ち滯議益々峻く、號して正人と爲す者、權奸を指斥し、力めて正論を持す、是に由りて其名益々高く、海内風を希ひ、響に付き、惟だ及ばざらんことを恐る、而して貶訾する所と爲る者、怨み骨を刺し、日に之を傾くる所以を思ふ、此れ黨禍の愈々烈しき所以也と、桓帝の末靈帝の初、兩次の黨禁、海内の義を行ふ者を把て一網に打盡し、而して國家の正氣、斯に索焉たり、十數年の後、黃巾賊起るに及び、僅かに諸々に徙されし者を赦還す、而して死灰遂に復た吹くべからず、武侯が所謂、小人を親しみ、賢臣を遠くるは、後漢の傾頽する所以、桓靈に歎息痛恨すと云ふ者、亦實に此を指す也。故に宦寺の東漢に於ける、猶ほ萑莠の嘉禾を枯らすが若し、萑莠を刈らんとすれば、竟に併せて嘉禾を刻らざる能はず、而して兩ながら艾滅に就く、亦勢の必至なり。蓋し是に至りて局面の大轉變は成れり、三國の未だ形を成さず、群雄蜂起の日、かの由て以て群雄をして其の頽脱を囊中に試みるを得せしめたる者は、若くは直接、若くは間接、皆かの宦寺の禍、以て之を誘發するありし也、董卓、曹操

等は黃巾賊討伐に因りて顯はるゝを得、袁紹袁術は、宦官誅除に因りて、其の家聲を利用せり。

武侯の生るゝや、實に此の如き炎漢の季運に當り、其の生の前十四年靈帝の建寧元年、竇武陳蕃等、宦官を除かんと欲して克たず、其の翌年復た鉤黨を治して、前司隸校尉李膺等百餘人を殺す、四年帝冠して赦令を下せしも、唯だ黨人のみ赦さず、其翌嘉平元年、會稽の妖賊帝と稱する者あり、吳郡司馬孫堅討て之を斬る、堅は則ち吳主權の父、其猛壯を以て江表の人心を得、三分の基を成す者、五年、更に黨人の門生故吏父子兄弟位に在る者を考へて、悉く官を免し禁錮五屬に及へり、光和元年初めて西邸を開て官を賣る、二千石は二千萬、四百石は四百萬公は千萬、卿は五百萬、侍中揚奇、帝の問に答へて、陛下の桓帝に於ける、亦猶虞舜の徳を唐堯に比するがごとしといふ、朝政の日に非なるを見るべし。武侯生るゝの年、帝列肆を後宮に作り、諸采女をして販賣し、更々相盜竊争鬪せしむ、帝商賈の服を着け、之に従て飲宴して樂と爲す、又西園に於て狗を弄し、進賢冠を着け綬を帯びしむ、又四驢に駕し、帝躬自ら轡を操り、

驅馳周旋す、京師轉た相倣效し、驢價遂に馬價と齊し、其の亡兆の歴々たること、我が相摸入道の跡と相類す、帝好て私蓄を爲し、天下の珍貨を收め、郡國貢獻する毎に、先づ中署に輸して名けて、導行費と爲す、中常侍呂強上疏して諫むれども省せられず、其の翌光和五年、公卿に詔して、謠言を以て刺史二千石民の盜害を爲す者を擧げしめしに、太尉許儼司空張濟、内官に承望し、貨賂を受取し、其の官者の子弟賓客なるは、貪汚穢濁と雖も、皆敢て問はず、而して虚しく邊遠の小郡清修にして惠化ある者二十六人を糾す、司徒陳耽上言して、『所謂放鴟梟而囚鸞鳳』の語あり、既にして耽免せらる、此歳四百尺の觀を阿亭道に起す、越て二年、中平元年、黃巾賊張角等乃ち起る、是に於て始めて呂強が言を用ゐて黨人を赦す、而して以て其の亡滅に救ふことなき也。是より氣運漸やく亂離に向ふ、而して帝猶萬金堂を西園に造りて、司農の金錢繒帛を引て、堂中に物積し、南宮の玉堂を繕修し、四銅人四鍾を鑄、又天祿蝦蟇を鑄て、水を轉じて宮に入れ、又翻車渴鳥を作り、南北郊路に灑ぎ、以爲らく、百姓道に灑ぐの費を省くべしと、四年孫堅、長沙の賊區星を討ずる功を以て烏程侯に封

ぜられ、五年太常劉焉、王室多故なるを見て、建議して四方の兵寇は、刺史威軽く、且つ用其人に非ざるに由る、宜しく改めて牧伯を置き、清名の重臣を選で、以て其任に居らしむべしとし、益州の分野に天子の氣ありといふ圖讖を信じて、益州牧を求む、太僕黃琬は豫州牧たり、宗正劉虞は幽洲の牧たり、州任の重きこと此より始まる、焉は則ち劉備に益州を奪はれし劉璋の父、虞は則ち董卓亂後、山東同盟諸將に帝位を勸進せられて受けざりし者、割據の漸、實に此際に兆せり、六年靈帝崩し、皇子辯立つ、即ち董卓に廢せられし宏農王、大將軍何進宦者を誅せんとして敗れ、袁紹等、盡く宦者を捕誅す、鬚なくして誤て殺さるゝ者あるに至る、董卓司空と爲り、廢立を行ひ、袁紹出奔す、翌獻帝の初平元年、關東州郡、兵を起して卓を討じ、紹を推して盟主と爲す、是より九土茫茫、復た漢氏の有に非ず矣。此時武侯年十歳なり、侯の生時、士氣已に銷沈して、土崩瓦解の勢支ふべからざること此の如し。

侯早く父を喪ふ、吳嘗に侯が兄瑾が事を記して、少うして京師に遊び、毛詩尚書左氏春秋を治め、母の愛に遭ひ、喪に居て至孝、繼母に事ふること恭謹、甚

だ人子の道を得たりと云ふ、其の歳月を詳にせずと雖も、瑾か年侯に長ずると
 七歳なるより推し、瑾が母を喪ひし年、遊學の後在りとするれば、當さに十五
 六歳を下るべからず、則ち侯は蓋し八九歳の幼時に在て、其母も亦之を喪ひし
 が若し、故に侯が従父玄、袁術が爲めに豫章太守に署せられし時、侯と其弟均
 とを將て官に之けり、侯の小姉龐徳公に嫁せし者も、亦此時並びに携へられし
 ならん、而して瑾が與に俱にせざるを見るに、此時瑾既に亂を江東に避けし也。
 會々漢朝更に朱皓を選て玄に代る、玄素より荆州の牧劉表と舊あり、往て之に
 依る、按ずるに劉表が荆州牧と爲りしは初平三年に在り、而して朱皓が豫章太
 守として笮融に詐り殺されしは、興平二年に在り、故に侯が玄に従て豫章に赴
 き、荆州に赴きしは、此の四五年間の事、即ち侯が十一二歳より十五歳に至る
 の間に於てせるを知る。獻帝春秋には、初め豫章太守周術病て卒す、劉表諸葛
 玄を上して豫章太守と爲し、南昌に治す、漢朝周術死すと聞て、朱皓を遣して
 玄に代ふ、皓、揚州太守劉繇に従て兵を求て玄を撃つ、玄退て西城に屯す、皓
 南昌に入る、繇又笮融をして皓を助けて、玄を撃たしむ、融到り、詐りて皓を

殺し、代て郡事を領す、建安二年正月、西城の民反して玄を殺し、首を送て繇
 に詣ると云ふ、傳説同じからず、孰れか是なるを知らず、蜀志には單に玄卒す
 と記して人の爲めに殺されしを道はざれば、陳壽は以て壽終と爲せる者の如し。
 玄卒して侯躬から隴畝に耕し、好て梁父吟を爲す、漢晋春秋に云く、亮南陽の
 鄧縣に家す、襄陽城の西二十里に在り、號して隆中と曰ふと、襄陽府志に曰く、
 隆中山は襄陽府城西二十五里に在り、孔明常に此に居る、府西に臥龍山あり、
 宅西に避暑臺あり、三顧門ありと、魏略に曰く、亮荆州に在り、建安の初を以
 て、潁川の石廣元、徐元直、汝南の孟公威等と俱に遊學す、三人は精熟に務む、
 而も亮獨り其の大意を觀る、晨夜毎に従容として常に膝を抱て長嘯す、而して
 三人に謂て曰く、卿三人仕進せば、刺史郡守に至るべき也と、三人其の至る所
 を問へば、亮但だ笑て言はずとあり、意ふに此れ或は躬耕の前に在らん、朱璣
 が年譜、之を建安三年、侯が年十八歳の時に係く、而も未だ何の據る所あるを
 知らず。

梁父吟、傳へて侯が作とせる者、左の一首あり、

步出齊城門。遙望滂陰里。里中有三墳。纍纍正相似。問是誰家墓。田疆古冶子。力能排南山。文能絕地紀。一朝被讒言。二桃殺三子。誰能爲此謀。相國齊晏子。

沈德潛云く、『武侯好吟梁父、非必但指此章、或篇軼散落、唯此篇流傳耳』と、武侯齊人にして、幼より異土に流寓す、而して郷思の時々に其の懐に根觸する、乃ち此を吟じて以て、其の己に亡せる父母の郷を想望せしか、此時に當りて、侯の大才を以てするも、亦一孤獨の流氓たるに過ぎず、其の兄弟すら、荆吳各天に流離して、相群居すること能はず、兵禍横溢せば、何を以て能く避けん、『所謂苟全生命於亂世』といふ者、蓋し矯飾の言にはあらず。孟建即ち公威、郷里を思て北に歸らんと欲す、侯之に謂て曰く、中國士饒し、丈夫遨遊、何ぞ必ずしも故郷のみならんやと、是れ魏略の記する所、裴松之、之を辯じて曰く、魏略此言。謂諸葛亮爲公威計者可也。若謂兼爲己言。可謂未達其心矣。老氏稱。知人者智。自知者明。凡在賢達之流。固必兼而有焉。以諸葛亮之鑒識。豈不能自審其分乎。夫其高吟侯時。情見乎言。志氣所存。既已定於其始矣。

若使游步中華。騁其龍光。豈夫多士所能沈翳哉。委質魏氏。展其器能。誠非陳長文。司馬仲達所能頡頏。而况於餘哉。苟不患功業不就。道之不行。雖志恢宇宙。而終不北向者。蓋以權御已移。漢祚將傾。方將翊贊宗傑。已與微繼絕。克復爲己任故也。豈其區々利在邊鄙而已乎。此相如所謂鷗已翔於遼廓。而羅者猶視於蕞澤者矣。

乃多故郷を心とせずと曰ふと雖も、其の吟咏の間、亦故郷の故事を道ふことを免かれず、蜀志に云ふ、身の長八尺、毎に自ら管仲樂毅に比す、時の人を許すことなし、惟だ銅鼻大尉烈の子、博陵の崔州平、潁川の徐庶元直、亮と友とし善し、謂て信に然りと爲すと、其の管仲を以て自ら比する者、豈に侯も亦所謂『子臧齊人也』の類にして、其の郷先輩の故を以て、心之に眷々たるか。然らずんば後世の論者、盡く許すに王佐の才を以てする所を以て、自ら覇者強國の臣に比す、裴松之が所謂鑒識自ら其の分を審らかにする者、將た何くにか在らんや。然るに侯の治術、亦管仲に得る所なしといふべからず、而して其の出處の公明、侯より前に在て、樂毅の右に出づる者少ければ、則ち公が性謹慎を以て、

徒らに大言壯語して、伊傅周召自ら况べざるも亦其の所なりとせん、管仲樂毅に自ら比するの必ずしも不倫を疑ふべからざる歟。

建安五年、侯が年二十歳、意ふに兄瑾が孫權に用ゐられしは、此歳に在るか、吳志に稱す、瑾亂を江東に避く、孫策卒するに値ふ、孫權が姉婿、曲阿の弘咨、見て之を異とし、之を孫權に薦む、魯肅等と並に賓待せらるゝ、策の死は正に此年に在り、而して侯は猶少年、其の一二友と隆中に嘯傲せる外、事の記すべきなし。唯た其の黃承彦の醜女を娶りしも、宜しく其の躬耕の際に在るべければ、襄陽記及び其の他記する所に據りて、其の事を注すべし。

襄陽記に曰く、黃承彦なる者は高爽閑列にして沔南の名士たり、諸葛孔明に謂て曰く、聞く君婦を擇ぶと、身に醜女あり、黃頭黒色、而かも才相配するに堪へたりと、孔明許す、即ち之を載せ送る、時人以て笑樂と爲す、郷里之が諺を爲して曰く、『莫作孔明擇婦、止得阿承醜女』と、戯れに此童諺を譯せんか、孔明さんのやうな、お嫁をらびをすまいぞ、承彦どの、おたふくを背負ひこんだ、

朱子曰く、孔明婦を擇び、正に醜女を得、身に奉ずる調度、人の堪へざる所、彼れ其の正大の氣、經綸の蘊、固より已に天資に得、然るに竊かに其の志慮の日に精明に、威望の日に隆重なる所以の者を意へば、則ち寡欲養心の助を多しとすと。又沔南の人相傳ふ、諸葛公隆中に居る時、客の至る有り、妻黃氏に屬して麪を具へしむ、頃之して麪具はる、侯其の速かなるを怪しみ、後潜かに之を窺ふに、數木人の麥を斫り磨を運して飛ぶが如きを見る、遂に其の妻を拜して、是れが術を傳へんことを求む、後に其制を變じて木牛流馬を爲ると傳説の附會、輕々しく信ずべからず、姑らく録存して異聞を博むる耳。

且らく此間に於て侯が産地と、其の流寓地との往蹟を考へて、侯が其の性情才能を陶冶せられたらんと察すべき外界の物象を稽徴せんか。史記貨殖傳、漢書地理志に據るに、齊の地は天文虛危の分野なり、東に淄川、東萊、瑯邪、高密、膠東あり、南に泰山、城陽あり、北に千乘清河あり、以南勃海の高樂、高城、重合、陽信、西に齊南、平原あり、皆齊の分なり、少昊の世、爽鳩氏あり、虞夏の時、季荝あり、湯の時、逢公、柏陵あり、殷末に薄姑氏あり、皆諸侯とし

て此地に國す、周の成王の時に至り、薄姑氏四國と亂を作す、成王之を滅し、以て師尙父を封す、是を太公と爲す、詩風の齊國是なり、臨淄を營丘と名く、故に齊詩に曰く、『子之營兮、遭我康嶼之間兮、』又曰く『蒞我於著乎而』此亦其の舒緩の體なりと。夫れ齊は大國なり、琅邪の營丘若くは著と、道里密邇せるに非ず、土風豈に小異同なきを得んや、然りと雖もかの舒緩の習風は、蓋し通國の同じき所、武侯の安詳整暇、齊人の氣質を稟くる者なくんばあらざるを見る也。吳札齊の歌を聞て曰く、泱々乎として大風なるかな、其れ太公か、國未だ量るべからざる也と、孔子齊に在て韶を聞き、三月肉味を忘る、虞舜善美の古樂、獨り此地に存することを得る者、亦其の土風の寛宏を徵するに足るべし。古に土を分つことあり、民を分つことなし、太公齊の地海を負ひ、易鹵にして五穀少く、而して人民寡きを以て、廼ち勸むるに女工の業を以てし、魚鹽の利を通じ、而して人物之に歸し、繼至して而して幅濶す、後十五世、桓公管仲を用ひ、輕重九府を設けて以て國を富まし、諸侯を合して伯功を成す、身倍臣に在りて、而して三歸を取る、故に曰く、倉廩實ちて而して禮節を知り、衣食足

りて而して榮辱を知ると、故に其の俗彌よ侈り、氷紕、綺繡、純麗の物を織り作す、號して天下に冠帶衣履すと爲す、初め太公齊を治むる、道術を治め賢智を尊び、有功を賞す、故に今に至りて其土多く經術を好み、功名に矜り、舒緩濶達にして智に足る、其の失は夸奢明黨、言、行と摻る、虚詐にして情あらず、之を急にすれば則ち離散し、之を緩うすれば則ち放縱、又議論を好み、地重くして動搖し難し、衆鬪に怯く、持刺に勇なり、故に人を却かす者多し、大國の風なり、侯が郷土は實に此の如きの地たる也。

潁川南陽は夏禹の國、夏人政忠を尙ぶ、猶先王の遺風あり、其敝は鄙朴、秦の末世、天下不軌の民を南陽に徙す、故に其俗夸奢にして氣力を上び、商賈漁獵を好み、藏匿して制御し難き也、宣帝の時、召信臣、南陽太守と爲り、民に農桑を勸め、水利を興し、游民を禁じ、露宿して耕を課し、野に儲積あり、郡以て殷富なり、號して召父と曰ふ、君子の徳は風、小人の徳は草、召父末を去て本に歸し、其の商賈を好むの俗を變ず、又其の守杜詩あり、陂塘を修めて田に灌ぎ、比室殷足、民杜母を歌ふ、又民の過を辱かしむるに蒲鞭を用ゐし劉寛あり、

徹服間行して吏民の良猾を察せし羊續あり、奸猾を除き、豪強を懾らせし成瑨あり、瑒が功曹に岑晷あり、黨人八及の一たり、兩漢の間、南陽の地、實に人物の淵藪たり、皆名節を砥礪し、匡正の材を負ふ、光武の功臣、鄧禹、吳漢、賈復、來歙、岑彭等出で、より、東漢最も人才に富み、嚴子陵脚を帝腹に加へて、高行の士も、亦其餘風を慕て輩出す、武侯が其の少年未だ著はれざるの時に於て、其の交游を得て、其の性能を養成せらるべき土俗は、實に此の如きの地たる也。

知るべし、侯が馭民、制戎、巧思精細、之を其の郷風に得て、而して其の高臥優容、出處に重じ、家國の大に任ずる者、之を其の流寓の土俗に得ることなくんばあらざるを。

和梁父吟

元楊維禎

步出齊城門。上陟獨樂峯。梁父昂雉堞。蕩陰夷鬣封。齊國殺三士。杵臼不能雄。所以梁父吟。感歎長嘯翁。吁嗟長嘯翁。相漢起伏龍。關張比疆治。將相俱和同。上帝乘炎祚。將星墮營中。抱膝和梁父。梁父生悲風。

此篇は是れ武侯が梁父吟を爲す所以、何の感慨する所なるかを忖度して、且つ之を他日の行事に證せし者、率合を免かれざるも、亦全く取るべきなきに非ず。讀ふ、更に三士の墓の由來を録して、以て相發明するに資せしめんか。

公孫捷、田開疆、古冶子、齊の景公に事ふ、勇にして禮なし、晏子公に言し、之に二桃を饋り、功を計りて食せしむ、捷、疆、各々其の功を言ふ、古冶子に及ばず、而して桃を食ひ乃ち自刎す、古冶子も亦刎死す、墓は今の山東青州府臨淄縣に在りといふ。

讀諸葛武侯傳

唐李白

漢道昔云季。群雄方戰爭。霸圖各未立。割據資豪英。赤符起潁運。臥龍得孔明。當其南陽時。龐獻躬自耕。魚水三顧合。風雲四海生。武侯立岷蜀。壯志吞咸京。何人先見許。但有崔州平。

吳の張儼が默記に『雖古之管晏。何以加之乎』の語あり、陳壽は以て各蘇、周公と並べ論じ、張輔は以て伊呂と儔を争ふ、樂毅と伍を爲すのみならずと爲す、

是より紛々たる稱譽、王佐の才、禮樂興すべきの言、枚舉すべからず、然れども死後千百の賛揚、抑も侯に何の加ふる所ぞ、其の齡僅かに弱冠を過ぎ躬猶南陽に耕す時に當り、自ら以て管仲樂毅に比し、而して之を許す者幾くぞ。謫仙別才、嘗て汾陽王を微時に識る、是を以て其の武侯に於ける、亦微時の知己を拈出して、以て其の得難きを示す、蓋し王佐を百年の後に許すは易く、管樂を伏龍の日に許すは難ければ也。嗚呼古來惟だ箇の崔州平、徐庶は少く、而して無數の臥龍、終に隴畝の間に駢死す、然らば則ち武侯の若きは、寧ろ千古好運の寵兒に非ずと謂はんや。

草廬三顧、三分の策、

淵の爲めに魚を驅る者は獺、藪の爲めに爵を驅る者は鶴、董卓、袁紹は三國の獺鶴なり。劉氏鹿を失ひ、董卓が廢弒の逆焰を揚ぐる時に當り、之と天下を爭ふと目せらるゝ者は袁氏、韓馥が諸從事に問ふの言に曰く、今當さに袁氏を助

くべきか、董氏を助くべきかと、關東の州郡兵起るの日、豪傑多く心を袁紹に歸す、絶代の雄才、曹瞞の若きありと雖も、世未だ知る者あらず、僅かに濟北の相、鮑信其の不世出の略を認めしある耳、江表の基業を開ける孫堅も、袁術に表せられて、破虜將軍、豫州刺史たるに過ぎず、劉玄徳は實に其の翌年を以て、公孫瓚の爲めに平原の相とせらる、又其の翌年、荀文若實に袁紹を去て而して曹孟徳に歸す、此年狼戾の董卓誅に遭ひ、王允も亦其正に反すに違あらずして、而して政、卓が部曲の手に落ちたり。然れども山東諸將は、固より各々自ら爲して、朝命に顧みることあらず、六七年の間にして、袁紹は冀州に據り、其の子譚をして青州に據らしめ又劉虞を滅して其の地に據りし公孫瓚を滅し、東北一帯、并幽を并せて、天下の最強たり、曹操が雄畧、稍々其の効を収めて、兗豫二州を平らげ、遂に天子を許に擁して、四方に號令し、又鐘繇をして關中を唱へしめて、韓遂、馬騰、甘涼の擾亂を鎮む、袁術佞人、壽春に據り、帝號を借して奢淫度なく、戰て曹操に破られ、淮を渡りて窮死す、江東には則ち孫郎、父に似て善く兵を用ゐ、六郡の地を裁定して、割據の基を定め、孫權父兄

の資を承けて、君臣堅く守る、劉表は荊州に據り、劉焉劉璋、父子は益州に據り、公孫度は遼東に據り、衡を中原に争ふの志氣なしと雖も、亦安じて成敗を觀望するに足る、呂布、張繡、徐豫の間に横張して、曹氏と或は合し或は離る、布は敗死し、繡は降服して、曹氏の敵、獨り強袁を餘せり。是時に當りて、人心を得るに妙なる、當世比なきの大耳見は、徐州牧陶謙に歸して、表して豫州刺史とせられ、袁死して徐州を領するを得しも、袁術に攻められ、呂布に襲はれ、遂に布に降て、而して又其の忌で攻むる所と爲り、曹操に歸して豫州牧と爲り、復た布に攻められて、而して操に救はる、敗る、毎に輒ち妻子を虜略せられ、顛沛流離、一日も寧處せず、布が操に殺され、術が病で死し、而して其身は曹操に表して左將軍とせられ、禮待極めて厚きに及で、獻帝の舅、董承と操を圖り、成らずして袁紹と連和し、復た曹操に敗られて、妻子と其の股肱の關羽とを虜獲せらる、既にして紹を離れて劉表に歸す、荊州の豪傑、多く之に趨歸するに及で、又表に疑はる。故に其弘毅寛厚、人を知り士を待つ、高祖の風あること、陳壽の評の若きを以て、少時より交結を好み、善く人に下り、豪

傑年少争て之に付き、中山の大商張世平、蘇雙等、多く之に金財を與へ、是に由て用ゐて徒衆を合するとを得、其の平原の相たるや、郡民劉平、之が下たらんことを耻ぢて、客をして之を刺さしめんとすれば、備知らずして客を待つこと甚だ厚きを以て、客刺すに忍びずして、狀を以て之に語て去り、士の下る者、必ず與に席を同じうして座し、簋を同じうして食し、簡擇する所なく、衆多く之に歸し、其の陶謙に歸するや、謙病篤き時、糜竺に謂て、劉備に非ずんば此州を安ずること能はずと曰ひ、備之を避けて袁術に推せば、湖海の陳元龍、北海の孔文舉、皆強て勸めて之を取らしめ、其の曹操に歸して左將軍たるや、操出づるときは輿を同じうし、座するときは席を同じうし、其の敗殘の將を以てせずして、乃ち天下の英雄、使君と操と耳、本初が徒は敗ふるに足らずといふ、其の袁譚に走るや歩騎を以て迎へ、譚に従て袁紹に赴けば、袁將を遣はし道路に奉迎し、身軀を去ること二百里にして之を見る、四世五公の冑、四州の帥を以て、敗逃の人を遇すること此の如く厚く、其の荊州に之くや、劉表も亦自から郊迎して上賓の禮を以て之を待つ、衆望の歸すること此の如く其れ般にして、

而して未だ寸地尺土の以て其の基業を建つべき者を得ず、荊州に在ること七年、曹操が袁氏を芟滅して、座ながら強大を致すを傍觀して、而かも一兵を出して、之と相争ふこと能はず、曹操が烏丸を征するの慮を衝きて、許を襲ふの策を建つれば、則ち劉表用ゐること能はず、英雄の資ありて、而して一事の成るあるなし、是れ其の故何ぞや。

荀文若嘗て曹操に説て曰く、昔し高祖關中を保ち、光武河内に據る、皆根を深うし本を固うして以て天下を制す、進では以て敵に勝つに足り、退ては以て堅く守るに足る、故に困敗ありと雖も、而かも終に大業を濟せり、將軍本と兗州を以て事を首めて、山東の難を平ぐ、百姓心を歸して悦服せざることなし、且つ河濟は天下の要地なり、今殘壞すと雖も、猶以て自から保ち易し、是も亦將軍の關中河内なり、以て先づ定めずんばあるべからずと。夫れ雄才大略ありと雖も、若し先づ根據の地を得ずんば、則ち何を以て大に展ぶることを得んや、昭烈の人をして傾倒せしむるを以てするも、資て以て其の脚跟を立つるの地なくば、かの戰亂の際に當り、又何を以て其の歸附の人を綏撫して、而して其の

死力を得、其をして其の妻孥を保ち、其の衣食室家を安ぜしむることを得んや。是れ曹操をして、劉備は我儕なりと曰はしめ、周瑜をして梟雄の姿ありと曰はしめ、又贊くるに關羽張飛萬人の敵にして、而かも死生存亡、其の主と共にするの情ある者を以てし、百折して撓まず、顛して而して復た起ち、尺寸の柄なくして、天下の望を負ひ、而かも生年四十七八、猶一大食客として世に立つことを免かれざる所以也。

天終に斯の英雄を棄てず、將さに一大食客をして轉じて帝王の業を成さしめんとす、是を以て武侯を以て斯人に授く。劉玄德が新野に屯するや、世事を司馬德操に問ふ、德操が曰く、儒生俗士、豈に時務を識らんや、時務を識る者は、俊傑に在り、此間に自から、伏龍鳳雛ありと、備問ふ、誰かする、曰く諸葛孔明、龐士元なりと、是れ襄陽記の説なり。劉志に云ふ、徐庶昭烈に見ゆ、昭烈之を器とす、昭烈に謂て曰く、諸葛孔明は臥龍なり、將軍豈に之を見んことを願ふかと、昭烈曰く、君與に俱に來れ、庶が曰く、此人は就て見るべし、屈致すべからざる也、將軍宜しく駕を枉て之を顧みるべしと、是に由て昭烈遂に

亮に詣り、凡そ三たび往て乃ち見ゆと。然るに魏零、九州春秋の二書は則ち傳ふる所之に異なり、曰く、

劉備樊城に屯す、是の時曹公方さに河北を定む、亮荊州が次に當さに敵を受くべきことを知る、而るに劉表性緩にして、軍事を曉らず、亮乃ち北行して備に見ゆ、備亮と舊に非ず、又其の年少なるを以て、諸生の意を以て之を待つ、坐集既に畢て、衆賓皆去る、而も亮獨り留まる、備も亦其の言はんと欲する所を問はず、備性賤を結ぶことを好む、時に適々人の髦牛の尾を以て備に與ふる者あり、備因て手自ら之を結ぶ、亮乃ち進で曰く、明將軍、當さに復た遠志あるべし、但だ賤を結ぶのみならんや、備亮が常人に非ざるを知り、乃ち賤を投じて言て曰く、是れ何の言ぞや、我聊か以て憂を忘るゝ耳、亮遂に言て曰く、將軍劉鎮南を度るに、曹公に孰與ぞや、備曰く及ばず、亮又曰く、將軍自から度るに何如ぞや、備曰く亦如かず、亮曰く、今皆及ばず、而して將軍の衆、數千人に過ぎず、此を以て敵を待つは、計に非ざる無きを得んや、備曰く、我も亦之を愁ふ、當さに之を若何すべき、亮曰く、今荊州人

少きに非ざる也、而して籍に著ける者寡し、平居發調せば、則ち人心悦びず、鎮南に語て、國中に令して、凡そ游戸あらば、皆自實せしむべし、因て錄して以て衆を益して可なり、備其の計に従ふ、故に衆遂に強し、備此に由て亮か英略有ることを知り、乃ち上客を以て之を禮す。

二書の説く所此の如し、裴松之之を辯じて、亮が表に先帝臣が卑鄙なるを以てせずして、猥りに自から枉屈して、三たび臣を草廬の中に顧み、臣に諮ふに當世の事を以てすといふを引き、亮先づ備に詣るに非ざること明けしといふ、武侯が行事を總べて之を考ふるに、豈に妄りに人主に干求して、而して其の出處の義を輕々しくする者ならんや、又其の思慮精確なる、弱主に上表するに、事實を枉げて而して自ら誇張する者に非ず、故に此説の信すべからざるを知る。且つ陳壽は世に傳へて諸葛に恨みあり、故に之を傳して貶辭ありとする所、此れ其の實を得る者にあらずして、壽が諸葛に心折すること、趙翼の劉記に具さに辯ずる所あり、又其の諸葛亮集を晉廷に上つり、益都耆舊傳を撰するを見るに、其の晉に入るの後、猶故郷を誇張するの情あること、二陸の吳に於けると

類するを知ると雖も、壽又固より強て蜀相の爲めに回護せんと欲する者に非ざれば、蜀志の傳ふる所、其の實を得るに近からんか。

因みに記す、司馬德操が臥龍鳳雛の語は、亦自から原づく所ありと云ふ。襄陽記に曰く、諸葛孔明は臥龍たり、龐士元は鳳雛たり、司馬德操は氷鏡たり、とは皆龐德公が賤なり、德公は襄陽の人、孔明其の家に至る毎に、獨り牀下に拜す、德公初めより止めしめず、德操嘗て德公に造る、其の汚上を渡して、先人の墓を祀るに値ふ、德操徑ちに其の室に入り、德公が妻子を呼で、速かに黍を作らしむ、徐元直向に云ふ、客有らば當さに來て我に就て龐公と譚ずべし、其妻子皆羅列して堂下に拜し、奔走供設す、須臾にして德公還る、直ちに入て相就て、何者か是れ客なることを知らざる也。德操年德公より少きこと十歳、之に兄とし事ふ、呼て龐公と爲す、故に世人遂に謂へらく、龐公は是れ德公が名と、非なり、德公字は山民、亦令名あり、諸葛孔明が小姊を娶る、魏の黃門吏部郎と爲る、早く卒す、子の渙字は世文、晋の太康中に絳河の太守と爲る。氷鏡又氷鑑に作る、其の人を知るの鑒あるに况ぶる也。或

は謂ふ、德公劉表が累召に應ぜず、而して遂に妻子を移して鹿門山下に隱る。襄陽府城の南に峴山あり、即ち晋の羊祜が墮淚碑の在る處、其の南に德公が宅址ありと云ふ。德公が事、並びに德操武侯を昭烈に介する事は、更に後條に辯ずる所あるべし。

武侯の昭烈に見ゆるや、昭烈人を屏けて謂て曰く、漢室傾頽、姦臣命を竊み、主上蒙塵す、孤、德を度り力を量らず、大義を天下に信へんと欲す、而かも智術淺短、遂に用て猖獗して今日に至る、然も志猶未だ已まず、君謂ふに計將に安くにか出でんとすると、其の口氣を察するに、肅然として嚴師傅に就て質す所あるが若し。意ふに玄德も亦世故を經歷して、多く人才を閱せる者、往々自ら其の遲鈍の貌を利として、人を應接の間に醜弄す、眞に是れ老狐精、曹孟德に對して食に方りて匕箸を失ひ、聖人云ふ、迅雷風烈必ず變ずと、眞に以ある也、一變の威乃ち何ぞ此に至るやと曰ふが若き、殆ど對面は是れ蓋世の英雄なることを看ざるに似たり、又時としては口を極めて人を罵倒することあり、許汜に對して、百尺樓上に臥して、君を地に臥さしめんと欲すと曰ふが若き、英氣發

露、殆と掩ふべからず、今乃ち四十七歳の左將軍を以て、廿七歳の閔巷匹夫に對し、謹勅にして教を乞ひ、敬意備さに至る者、其の善く人に下るの性、加ふるに司馬德操、徐元直が稱揚して先容するを以てすと雖も、又其の數々顧みて纔かに與に語る、當時士子の功名利達に熱中すると撰を異にするに動かさるゝが爲めにあらずや。武侯答て曰く、董卓より已來、豪傑並び起る、州に跨り郡を連ぬる者、勝て數ふべからず、曹操は袁紹に比すれば、則ち名微にして衆寡し、然も操遂に能く紹に克て、弱を以て強と爲す者は、惟だ天時のみに非ず、抑も亦人謀なり、今操已に百萬の衆を擁し、天子を挾で以て諸侯に令す、此れ賊に與に鋒を争ふべからず、孫權江東に據有して、已に三世を歴、國險にして民附き、賢能之が用と爲る、此れ以て撥と爲すべくして、而して圖るべからざる也、荊州は北の方漢沔に據り、利南海を盡くす、東の方吳會に連なり、西の方巴蜀に通ず、此れ武を用ゐるの國、而かも其主守ること能はず、此れ殆と天の將軍を資くる所以、將軍豈に意有るか、益州は險塞にして沃野千里、天府の土、高祖之に因て以て帝業を成せり、劉璋闇弱にして、張魯北に在り、民殷ん

に國富み、而かも存恤を知らず、智能の士、明君を得んことを思ふ、將軍は既に帝室の胄、信義四海に著はる、英雄を總攬し、賢を思ふこと渴するが若し、若し荆益を跨有し、其の險阻を保ち、西の方諸戎を和し、南の方夷越を撫し、外好を孫權に結び内政理を修め、天下變有るときは、則ち一上將に命じて、荊州の軍を將ゐて、以て宛洛に向はしめ、將軍身益州の衆を率ゐて、以て秦川に出でば、百姓孰か敢て箠食壺漿して以て將軍を迎へざる者あらんや、誠に是の如くんば、則ち霸業成るべく、漢室興すべし、昭烈曰く善しと、是に於て情好日に密なり、關羽張飛等悦びず、昭烈之を解して曰く、孤の孔明あるは、猶魚の水あるがごとき也、願はくは諸君復た言ふこと勿れと、羽飛乃ち止む、事は蓋し建安十二年に在り。

此れ所謂草廬策對なる者にして、三分の本謀なり、其言語に至ては、或は史氏の修飾を加へたるなきやを疑ふべき者あり、何となれば荊州此時、猶ほ劉表あり、而して其主守ること能はずといふは、正にかの豚犬の兒子劉琮を指すが若く、益州智能の士、明君を得んことを思ふといふは、張松等が昭烈を奉迎せん

ことを逆睹せるに似たり、武侯の明と雖も、其の指畫寧ろ太だ悉せるに過ぎざらんや、是れ其の成事によりて後より辭を修めたるを疑ふ所以なり。但だかの大意に至ては、恐らくは又此の如きに過ぎじ、何となれば天下の大勢に通ずる者、其の見る所當さに略ぼ同じかるべし、魯肅吳に在て、決勝の才、果銳の氣、或は周瑜に輸する所あり、而かも其の事局の大體に通じ、帝王の遠略に明らかなるに至りては、瑜に過ぐる所あり、固よりかの呂蒙一輩、區々として小刀細工を之れ事とするの徒の比にあらざる也、彼れ其の始めて孫權に見ゆるや、便ち高帝の業を以て之に説き、江東に鼎足して、以て天下の壘を觀、劉表を伐ち、長江の極まる所を竟へて、之に據有するを勸む、劉表死すと聞かや、又荆楚の要害、帝王の資たるを説き、劉備は天下の梟雄、宜しく其の意の嚮ふ所を察して、急に措置を爲すべきを勸む、肅が始め孫權に見えし時、昭烈猶ほ尺寸の土を有せざれば、所謂鼎足の語は、明かに三分の意たるに非ざるも、形勢に審らかなる者が荆楚に着眼するは、當時皆然りしが若し、三妙人に過絶せる英俊少年沈友、亦荆州宜しく并すべきの計を孫權に説き、甘寧も亦南荆形便、國の西

勢と曰ふ、是れ又自ら其の故あり。葉適云く、漢の末年、荆楚甚だ盛んに、惟だに民戸の繁實し、地著充滿せるのみならず、而かも材勇智力の士、森然として其中に出づ、孫劉之に資て以て天下を争ふ、其の唐五代を更るに及では、復た振起せず、今皆下州小縣と爲り、乃ち一士の其間に生ずる者なしと、意ふに地氣の盛衰、時と轉移す、今左に漢書地理志、及び後漢書郡國志に載する所に據り、戸口の蕃耗を舉示して、其の方土盛衰の狀を瞭然たらしめんとす、而して其の本意は實に漢末の現況を審らかにするにあるを以て、郡國志を主として、之に照すに地理志を以てせんとす、是れ形勢の觀察に於て最も切要とする所なるが故に、煩を避けずして、一々州郡を細記せり、讀者若し本書の形勢を説ける辭句に値ふ毎に、之を左表に参照せば、益々以て妙とすべし。

後漢郡國志

前漢地理志

司隸校尉部

河南尹 後漢の都洛陽の在る所

河南郡

戸 二〇、八四八六

戸 二七、六四四四

正篇 草廬三顧三分の策

口 一〇一、〇八二七

河内郡

戸 一五、九七七〇

口 八〇、一五五八

河東郡

戸 九、三五四三

口 五七、〇八〇三

弘農郡

戸 四、六八一五

口 一九、九一一三

京兆尹

戸 五、三二九九

口 二八、五五七四

左馮翊

口 一七四、〇二七九

河内郡

戸 二四、一二四六

口 一〇六、七〇九七

河東郡

戸 二、三六八九六

口 九六、二九一二

弘農郡

戸 一、一八〇九一

口 四七、五九五四

京兆尹

前漢の都長
安の在る所

戸 一九、五七〇二

口 六八、二四六八

左馮翊

戸 三、七〇九〇

口 一四、五一九五

右扶風

戸 一、七三五二

口 九、三〇九一

右 司隸校尉部 計

戸 六一、六三五五

口 三一〇、六一六一

豫州刺史部

潁川郡

戸 二六、三四四〇

口 一四三、六五一三

汝南郡

戸 四〇、四四四八

正篇 草廬三願三分の策

戸 二、三五一〇一

口 九一、七八二二

右扶風

戸 二、一六三七七

口 八三、六〇七〇

右 司隸校尉部 計

戸 一五一、九八五七

口 六六八、二六〇二

豫州刺史部

潁川郡

戸 四三、二四九一

口 二二一、〇九七三

汝南郡

戸 四六、一五八七

口 二一〇〇七八八
 梁國 戶 八三三〇〇
 口 四三、一二八三
 沛國 戶 二〇〇四九五
 口 二五、一三九三
 陳國 戶 一一、二六五三
 口 一五四、七五七二
 魯國 戶 七八四四七
 口 四一、一五九〇
 右 豫州刺史部 計

口 二五九六一四八
 梁國 戶 三八七〇九
 口 一〇、六七五二
 沛郡 戶 四〇、九〇七九
 口 二〇三、〇四八〇
 淮陽國 戶 一三、五五四四
 口 九八、一四二三
 魯國 戶 一一、八〇四五
 口 六〇、七三八一

(四〇)

戶 一一四、二七八三
 口 六一七、九二三九
 冀州刺史部

戶 一五九、五四五五
 口 八五三、三一五七
 魏郡

戶 一二、九三一〇
 口 六九、五六〇六
 鉅鹿郡

戶 二一、二八四九
 口 九〇、九六五五
 鉅鹿郡 廣平國

戶 一〇、九五一七
 口 六〇、二〇九六
 常山國

戶 一八、三九三五
 口 一〇二、五七三五
 常山郡 真定國

戶 九、七五〇〇
 口 六三、一一八四
 中山國

戶 一七、八八六七
 口 八五、六五七二
 中山國

正篇 草廬三顧、三分の策

(四一)

戶 九、七四一二

戶 一六、八〇七三

口 六五、八一九五
 安平國 戶 九、一四四〇
 口 六五、五一一八
 河閉國 戶 九、三七五四
 口 六三、四四二一
 清河國 戶 一、二三九六四
 口 七六、〇四一八
 趙國 戶 三、二七一九
 口 一八、八三八一
 勃海郡

口 六六、八〇八〇
 信都國 戶 六、五五五六
 口 三〇、四三八四
 河閉國 戶 四、五〇四三
 口 一八、七六六三
 清河郡 戶 二〇、一七七四
 口 八七、五四二二
 趙國 戶 八、四二〇二
 口 三四、九九五二
 勃海郡

右 冀州刺史部 計
 戶 一三、二三八九
 口 一一〇、六五〇〇

戶 二五、六三七七
 口 九〇、五一一九

衞州刺史部

陳留郡

陳留郡

戶 一七、七五二九
 口 八六、九四三三

戶 二九、六二八四
 口 一五〇、九〇五〇

東郡

東郡

戶 一三、六〇八八
 口 六〇、三三九三

戶 四〇、一二九七
 口 一六五、九〇二八

東平國

東平國

戶 七、九〇一二

戶 一三、一七五三

正篇 草廔三願三分の策

口 四四、八二七〇

任城國分東平國

戶 三、六四四二

口 一九、四一五六

泰山郡

戶 八、九二九

口 四三、七三一

濟北國分泰山郡

戶 四、五六八九

口 二、三五八九七

山陽郡

戶 一〇、九八九八

口 六〇、六〇九一

濟陰郡

口 六〇、七九七六

泰山郡

戶 一、七二〇八六

口 七、二六六〇四

山陽郡

戶 一、七二八四七

口 八〇、一二八八

濟陰郡

戶 一、三、三七一五

口 六、五、七五五四

右 荊州刺史部 計

戶 七、二、七二〇二

口 四〇、八、二一〇五

徐州刺史部

東海郡

戶 一、四、八七八四

口 七〇、六、四一六

琅琊國

戶 二、〇、八〇四

口 五、七、〇九六七

彭城國

戶 八、六、一七〇

正篇 草履三顧三分の策

戶 四〇、九〇七九

口 一、三、八、六、二、七、八

戶 一、五、八、三、三、四、六

口 六、六、九、〇、二、二、四

東海郡

戶 三、五、八、四、一、四

口 一、五、五、九、三、五、七

琅琊郡

城陽國

戶 二、八、五、六、〇、八

口 一、二、八、四、八、八、四

楚國

戶 一、一、四、七、三、八

口 四九三〇二七

廣陵郡

戶 八三九〇七

口 四一〇一九〇

下邳國

戶 一三六三八九

口 六一一〇八三

右 徐州刺史部 計

戶 四七六〇五四

口 二七九一六八三

青州刺史部

濟南國

戶 七八五四四

口 四五三三〇八

口 四九七八〇四

廣陵國 泗水國

戶 六一七九八

口 二五九八三六

臨淮郡

戶 二六八二八三

口 一二三、七七六四

戶 一〇八、八八四一

口 四八三、九六四五

濟南郡

戶 一四〇、七六一

口 六四、二八八四

平原郡

戶 一五、五五八八

口 一〇〇、二六五八

樂安國

戶 七、四四〇〇

口 四二、四〇七五

北海國

戶 一五、八六四一

口 八五、三六〇四

東萊郡

戶 一〇、四二九七

口 四八、四三九三

齊國

戶 六、四四一五

正篇 草廬三願三分の策

平原郡

戶 一五、四三八七

口 六六、四五四三

千乘郡

戶 一一、六七二七

口 四九、〇七二〇

北海國 菑川國

戶 二八、九八二二

口 一三三、六〇五七

東萊郡

戶 一〇、三二九二

口 五〇、二六九三

齊郡

戶 二五、四八二六

口 四九、一七六五
右 青州刺史部 計

戶 六三、五八八五
口 三七〇、九八〇三

荆州刺史部

南陽郡

戶 五二、八五五一
口 二四三、九六一八

南郡

戶 一六、二五七〇
口 七四、七六〇四

江夏郡

戶 五、八四三四
口 二六、五四六七

口 五五、四四四四

戶 九五、九八一五

口 四一九、一三四一

南陽郡

戶 三五、九三二六
口 一九四、二〇五一

南郡

戶 一二、五五七九
口 七一、八五四〇

江夏郡

戶 五、六八四四
口 二一九、二一八

零陵郡

戶 二二、二二八四
口 一〇〇、一五七八

桂陽郡

戶 一三、五〇二九
口 五〇、一四〇三

武陵郡

戶 四、六六七二
口 二五、〇九一三

長沙郡

戶 二五、五八五四
口 一〇五、九三七二

右 荆州刺史部 計

戶 一三九、九三九四

零陵郡

戶 二、一〇九二
口 一三、九三七八

桂陽郡

戶 二、八一一九
口 一五六、四八八

武陵郡

戶 三、四一七七
口 一八、五七五八

長沙國

戶 四、三四七〇
口 二三、五八二五

戶 六六、八五九七

正篇 草履三順三分の策

口 六二六五九五五

揚州刺史部

九江郡 戶 八九四三六

口 四三二四二六

丹陽郡 戶 一三六五一八

口 六三〇五四五

廬江郡 戶 一〇一三九二

口 四二四六八三

會稽郡 戶 一二三〇九〇

口 四八一一九六

口 三五九七二五八

九江郡

戶 一五〇〇五二

口 七八〇五二五

丹陽郡

戶 一〇七五四一

口 四〇五一七〇

廬江郡

戶 一六二七二八

口 六三五九四九

會稽郡

戶 二二三〇三八

口 一〇三二〇四

吳郡分會稽郡

戶 一六四一六四

口 七〇〇七八二

豫章郡

戶 四〇六四九六

口 一六六八九〇六

右 揚州刺史部 計

戶 一〇二一九二六

口 四三三八五三八

益州刺史部

漢中郡

戶 五七三四四

口 二六七四〇二

巴郡

正篇 草廬三願三分の策

豫章郡

戶 六七四六二

口 三五一九六五

戶 七六〇八二一

口 三二〇六二一三

漢中郡

戶 一〇一五七〇

口 三〇〇六一四

巴郡

戸 三一〇六九一
口 一〇八六〇四九

廣漢郡

戸 一三、九八六五
口 五〇、九四三八

蜀郡

戸 三〇、〇四五二
口 一三五、〇四七六

犍爲郡

戸 一三、七七一三
口 四一、一三七八

牂牁郡

戸 三、一五二三
口 二六、七二五三

戸 一五、八六四三
口 七〇、八一四八

廣漢郡

戸 一六、七四九九
口 六六、二二四九

蜀郡

戸 二六、八二七九
口 一二四、五九二九

犍爲郡

戸 一〇、九四一九
口 四八、九四八六

牂牁郡

戸 二、四二一九
口 一五、三三六〇

越嶲郡

戸 一三、〇一二〇
口 六二、三四一八

益州郡

戸 二、九〇三六
口 一一、〇八〇二

永昌郡分益州郡

戸 二、三一八九七
口 一八九、七三四四

廣漢屬國都尉以下三屬國は上の廣漢蜀郡

戸 三、七一一〇
口 二〇、五六五二

蜀郡屬國

戸 一、一五六八
口 一一、一五六八

正篇 草廬三顧三分の策

越嶲郡

戸 六、一二〇八
口 四〇、八四〇五

益州郡

戸 八、一九四六
口 五八、〇四六三

口 四七五六二九
隄爲屬國

戶 七九三八
口 三七一八七

右 益州刺史部 計
戶 一五二、五二五八
口 七二四、二〇二八

涼州刺史部

隴西郡

戶 五六二八

口 二、九六三七

漢陽郡

戶 二、七四二三

口 一、三〇一三八

隴西郡

戶 九七、二七八三

口 四五四、八六五四

戶 五、三九六四

口 二、三六八二四

天水郡

戶 六〇、三七〇

口 二六、一三四八

武都郡

戶 二〇、一〇二

口 八、一七二八

金城郡

戶 三八五八

口 一、八九四七

安定郡

戶 六〇九四

口 二、九〇六〇

北地郡

戶 三一二二

口 一、八六三七

武威郡

戶 一〇〇四三

口 一、〇〇四三

正篇 草廬三願三分の策

武都郡

戶 五、一三七六

口 二、三五五六〇

金城郡

戶 三、八四七〇

口 一、四、九六四八

安定郡

戶 四、二七二五

口 一、四、三二九四

北地郡

戶 六、四四六一

口 二、一〇六八八

武威郡

戶 一、七五八一

口 一、七五八一

口 三四二二六

張掖郡

戶 六五五二

口 二六〇四〇

酒泉郡

戶 一二七〇七

口 闕

敦煌郡

戶 七四八

口 二九一七〇

張掖屬國 以下二屬國は張掖郡に合算するを便とす

戶 四六五六

口 一六九五二

張掖居延屬國

口 七六四一九

張掖郡

戶 二四三五二

口 八八七三一

酒泉郡

戶 一八一三七

口 七六七二六

敦煌郡

戶 一一二〇〇

口 三八三三五

(五六)

戶 一五六〇

口 四七三三

右涼州刺史部 計

戶 一〇二四九三

口 四一九二九八

并州刺史部

上黨郡

戶 二六二二二

口 一二七四〇三

太原郡

戶 三〇九〇二

口 二〇〇一二四

上郡

戶 五一六九

正篇 草廬三順三分の策

戶 三七二六三六

口 一五一七五七三

上黨郡

戶 七三七九八

口 三三七七六六

太原郡

戶 一六九八六三

口 六八〇四八八

上郡

戶 一〇三六八三

(五七)

口	二、八五九九
西河郡	戶 五六九八
口	二、〇八三八
五原郡	戶 四六六七
口	二、二九五七
雲中郡	戶 五三五一
口	二、六四三〇
定襄郡	戶 三一五三
口	一、三五七一
雁門郡	

口	六〇六六五八
西河郡	戶 一三六三九〇
口	六九八八三六
五原郡	戶 三、九三二二
口	二、三、一三二八
雲中郡	戶 三、八三〇三
口	一、七、三二七〇
定襄郡	戶 三、八五五九
口	一、六、三一四四
雁門郡	

戶	三、一八六二
口	二、四、九〇〇〇
朔方郡	戶 一九八七
口	七、八四三

戶	七、三一三八
口	二、九、三四五四
朔方郡	戶 三、四三三八
口	一、三、六六二八

右 并州刺史部 計

戶	一、一、五〇一五
口	九〇、二八六五

戶	七〇、七三九四
口	三、三、二一五七二

幽州刺史部

涿郡

戶	一〇、二二一八
口	六三、三七五四

涿郡

戶	一九、五六〇七
口	七八、二七六四

廣陽郡

戶	四、四五五〇
---	--------

廣陽國

戶	二、〇七四〇
---	--------

正篇 草廬三順三分の儀

口	二八〇六〇〇	口	七〇六五八
代郡		代郡	
戶	二〇一二三	戶	五六七七一
口	一二六一八八	口	二七八七五四
上谷郡		上谷郡	
戶	一〇三五二	戶	三六〇〇八
口	五、二二〇四	口	一一七七六二
漁陽郡		漁陽郡	
戶	六、八四五六	戶	六、八八〇二
口	四三、五七四〇	口	二六、四一一一
右北平郡		右北平郡	
戶	九一七〇	戶	六、六六八九
口	五、三四七五	口	三二、〇七八〇
遼西郡		遼西郡	

戶	一、四一五〇	戶	七、二六五四
口	八、一七一四	口	三五、二三二五
遼東郡		遼東郡	
戶	六、四一五八	戶	五、五九七二
口	八、一七一四	口	二七、二五三九
玄菟郡		玄菟郡	
戶	一、五九四	戶	四、五〇〇六
口	四、三一六三	口	二二、一八四五
樂浪郡		樂浪郡	
戶	六、一四九二	戶	六、二八二二
口	二、五七〇五〇	口	四〇、六七四八
遼東屬國			
戶口闕			

右 幽州刺史部 計

正篇 草廬三順三分の策

戸 三九六二六三
口 二〇四四六〇二

交州刺史部

南海郡

戸 七、一四七七

口 二五、〇二八二

蒼梧郡

戸 一、一三九五

口 四六、六九七五

鬱林郡

戸 二、三一二一

口 八、六六一七

交趾郡

戸 口闕

戸 六八、一〇六一
口 三〇八、八二八六

南海郡

戸 一、九六一三

口 九、四二五三

蒼梧郡

戸 二、四三七九

口 一四、六一六〇

鬱林郡

戸 一、二四一五

口 七、一一六二

交趾郡

戸 九、二四四〇

口 七四、六二三七

合浦郡

戸 一、五三九八

口 七、八九八〇

九真郡

戸 三、五七四三

口 一六、六〇一三

日南郡

戸 一、五四六〇

口 六、九四八五

右 交州刺史部 計

戸 二七、〇七六九

口 一一一、四四四四

地理志 民戸 一二二三、三〇六二

正篇 草廬三顧三分の策

總計 口 五九五九四九七八
 郡國志 民戶 九六九八六三〇
 總計 口 四九一五〇二二〇

地理志は平帝の元始二年の現在を示せし者にして、郡國志は順帝の永和五年の現在に據りし也、此間相距ること殆ど百四十年なり、夫れ漢の極盛は、實に前漢の季年に在り、元始の戸口、唐宋以前に在りて、能く之に過ぐるなし、新莽の紛更を歴てより、光武中興すと雖も、復た前時の隆を致すこと能はず、桓帝の永壽二年、

民戶 二六〇七、〇九〇六
 口 五〇〇六、六八五六

是を從漢の極盛として、猶ほ前漢に及ばず、故に上に擧ぐる所戸口表に據りて、其の蕃耗の跡を観るに、十三州中、九州の郡國は大抵前時より減せざるなし、獨り揚、荆、益、交四州のみ、耗郡少くして、而して蕃郡多し、而して荆益の繁殖は、亦其の最も較著なる者なり、永和五年より、建安十二三年に至る、亦

殆ど六十年を開し、黃巾賊以來、天下洶擾、戸口の増減、必ず著大なる者あるべきも、而かも荆益は、常に中原の兵禍を免かれ、學士の荆州に歸する者千を以て數へ、三輔南陽の流氓、益州に入る者數萬家、凡そ此類の事、史往々之を記すれば、則ち荆益の他州に視べて、益々殷富を致せしと、徴知すべき者あり。若し其の險要を言へば、則ち大江中に貫き、五溪外に錯はり、漢水を帶と爲し、衡岳を鎮と爲し、洞庭雲夢を池と爲す、荆州は巴蜀の衝に當り、鄖陽は商陝の要を縮ぬ、襄德は北河維に枕み、辰沅は南滇黔を蔽ひ、郴永は上兩粵に連なり、蕲黃は下三吳に接す、地の四通五達、荆楚に若くは莫し、中原事あれば必争の地たり、蓋し襄鄖は全楚の首領、江陵は全楚の腰腹、蕲黃は全楚の肘腋たり、其の澤國たるを以て、耕稼甚だ饒かに、一歲再穫す、故に菽粟饒足、柴桑吳越、多く給を仰ぐ、醴に湖廣熟、天下足といふ、土地廣沃にして、長江轉輸便易、他省の比にあらざるを云ふ也。四川の形勝を説く者謂ふ、北の方秦風に走れば、鐵山劍閣の塞あり、東の方荆襄に下れば、瞿塘滬瀘の險あり、南の方六詔に通じて、瀘水大巖の固あり、西の方土蕃を拒ぐに、石門控峒の障あり、重山疊嶺、

深溪大川、境內を環繞す、數千里石穴なり、而して土壤沃饒、材物殷富、號して天府と爲す、故に蜀民外寇を苦まず、然かも姦雄内に作れば、懸車束馬、勢相及ばず、猝かに定め難き者ありと、又云ふ、江南の恃て以て固き所の者は長江なり、四川は上游に據て以て吳楚に臨む、其勢以て長江の險を奪ふに足ると。雲南の地も亦崇山縈洞、林箐深茂、金碧の産する所、氣候劇寒盛暑なし、田野廣沃、南徼の樂土と稱す、古の益土は實に川雲の利を包ぬ。是れ魯肅が劉表の死に際し、劉備の或は其の故地を得んことを料りて、之と盟好を結ばんことを策せる所以、此時肅が胸中、殆ど亦明らかに三分の局を畫きしが若し。况んや武侯固より昭烈の爲めに謀れば、則ち其の地氣人力の方さに勃興して、而して之を用ゐるに人なき荆益、其の染顧を免かれざるは、豈に其の宜ならざらんや、而して曹操が赤壁敗後、敢て江陵、襄陽を棄てず、昭烈が赤壁役後、直ちに荆南四郡を定め、敢て荆州を捐て、吳人に與へず、關羽没後、其の讎を報じて襄を復するに急なる所以、又其の肯て吳人が其地を越へて而して益州を經略すること許さず、武侯が先づ南中(即ち益州、永昌、牂牁、越嶲四郡)を定めて而

して兵食を充足するの計を爲す所以、昔かの險要の存する所と、戶口の多寡とを閲して、便ち其の解を得べき也。抑もかの劉表が人と爲り、賈詡之を數年の前に論じて、平生三公の才也、事變を見ず、疑多くして決無し、能く爲すこと無き也と曰ふ、彼れ實に東漢名士の遺老として、八友、八顧、皆其の一に列なり、其の狀貌能く儒雅雍容の態を爲せども、是れ亦司馬德操が所謂儒生俗士、時務を識らざる者、變亂の世に生長して、當時の機局に應ずるの識略に練熟せる少年後進、諸葛武侯の如きに在ては、亦久しく其の用武の國に踞して、一投足を中原に試みざるを冷笑し、方さに荆州に主たるも、其の侵襲一たび加はるや、必ず守ると能はざるを洞見すべく、劉璋が不武溫柔、亦世の夙に傳ふる所、其の立つや已に州の大吏趙隆等が其の温仁を貪るに出でたれば、武侯も亦此際の消息を稔聞せる者あらんか、是れ武侯が荆益跨有の謀を立て、疑はざる所以、かの曹操の鋒を争ふべからざるを言ふ、亦魯肅が操卒かに除くべからずと言ふと合す、侯孫權は與に援と爲すべく、而して圖るべからずといふ、肅も亦劉備は宜しく撫安して盟好を結ぶべく、如し其れ克く諧はば、天下定むべしといふ、

故に赤壁の連盟、昭烈敗亡の餘に策せるに非ず、肅が劉表の死を聞て、直ちに荆州に赴くも、亦未だ曹操が荆州に向ふを聞かざるの前に在り、俊傑の見る所、是の如く其れ相符す、魯肅の識、真に侮るべからざるかな。但だ肅は漢室復た興すべからずといひ、侯は興すべしといふ、是は則ち大に相同じからず、然れども一は孫氏の爲めに謀り、一は劉姓の爲めに謀る、烏ぞ地を易ふれば則ち皆然らざることを知らんや。

抑も鼎足なる者は、固より一時の權宜、此に因て其の徑路の基を建つるに過ぎず、侯の本志にあらざ、是れ明々の事、鄧芝吳に使せし時、孫權芝に謂て曰く、若し天下太平、二主分治せば、亦樂しからずや、芝對て曰く、夫れ天に二日なく、土に二王なし、如し魏を并するの後は、大王未だ深く天命を識らざる者なり、君各其徳を茂にし、臣各其忠を盡し、將袍鼓を提げば、則ち戦争方に始まらん耳と、是れ獨り使人應對、君命を辱しめざるの言とするのみならず、况んや侯が鞠躬盡瘁、斃れて而して後に已む者、正に漢賊兩立せざるの故を以てす、豈に一方に割據し、窟穴に自保するを以て志と爲さんや。但だ侯の策先づ三分

を主とし、而して時局の至る所、偶ま其言と合するを以て、鼎足の計、乃ち侯の志と謂ふに至らば、是れ誤の甚しき也。朱璘之を辯じて云く、
草廬定策、特指當日時勢而言之也、而後乃適如其說焉耳、若夫限於鼎足、豈孔明志哉、說者謂其非惟人事、亦知天象、此固於氣數之見也、成敗利鈍、非所逆睹、孔明固已言之矣、觀其所謂天下有變、則由荆以向宛洛、由益以出秦川、限於鼎足、豈孔明志哉、夫當日天下已變矣、而若以爲未變者、蓋猶有獻帝在也、未變則霸業可成、有變則漢室可興、尊王復仇、此即自比管樂之微意也、限於鼎足、豈孔明志哉。

故に知る、荆益跨有の謀は、以て勝つべからざるを爲して、敵の勝つべきに乗せんと欲する者なるを、三分を以て侯の器局を斷ずるは固より侯の本志を誤まる者也。

讀者須らく記すべし、此時曹操が平定する所、已に司豫幽并冀兗青徐八州に跨り、孫氏は會稽、吳郡、丹陽、豫章、廬江諸郡を揚州に屬すを有し、荆州に劉表あり、益州には劉璋あるも、其の漢中は張魯に割かれ、蜀郡、廣漢、

魏爲諸郡、動もすれば擾亂し易し、南中四郡の若き、固より其の號令の普く
 及ばざる所たるべし、江夏荊州に屬すには黃祖あり、涼州には馬超韓遂あり、
 江東六郡、孫策の定むる所と稱するも、其の盧陵郡は、孫氏が豫章郡より分
 置する所にして、漢の舊にはあらず、交州も亦未だ孫氏に歸せざるなり。
 かの昭烈が一代の雄傑を以て、年又五十に近く、而して能く一黃口の書生に聽
 き、之を拜して賓師と爲すに至ては、其の善く人に下るの美性、之を天に得と
 云ふと雖も、亦千古の儀範とするに足る者あり、苟或の曹孟徳に従ふや、或年
 二十九、孟徳三十六、曰く吾の子房なりと、固より亦其才を奇とせり、然かも
 之を昭烈と侯との年紀懸絶して、而して敬意備さに至り、周昌の尙父に於ける
 と雖も、能く之に過ぐるなきに視るに、猶ほ間あり。夫れ賢に下り能を推すは、
 位に在る者の常戒、吐哺握髮、以て天下の士を待つといはずや、亦何の難きこ
 とか之れ有らんと、儒士往々此等の言を爲す、然れども是れ世上に濶なる者と
 いふべし、且らく之を今日の所謂元勳諸老なる者に觀んか、其の庸劣なる者す
 ら、彼れ其の二三十年、刀筆簿冊の間に埋頭せし經歷を恃むや、其の爲す所の

毎々失敗の跡多かりしを鑑みること知らず、而して國家變理の任、自ら當る
 に堪ふべしと謂ふ也、絶えて心を虚うし氣を下して、後進の士を禮待し、其の
 策畫する所を用ゐるの意なし、且つ今の後進用世の望ある者は、大抵四十前後、
 又二十七八少年の人にあらず、乃ちかの二十三、志壯氣鋭なるの士に至ては、
 概ね斥けて白面書生、世故を諳せずと爲され、四十前後、後進用世の望あるの
 人すら、猶肯て之と齒せず、知らず世運の轉移其の治平の日すら、大抵每三五
 十年、以て一期を畫して變態を來さしることなし、其の動盪擾亂の際に當ては、
 十年十五年、乃ち面目全く改まり、舊物蕩然たるを致すこと、決して希觀の事
 とせず、則ち四五十齡の人、耳目猶ほ前代の風に習聞慣睹せる者、往々其の當
 世に處する、柄鑿容れざるを免かれずして、而して二十三、少壯銳果の徒、
 其の時運に陶化せられし天稟の材能を奮て、反て奇中あるは、往古來今、例實
 に置しからざるを。是故に上下情意相通せず、不平の聲途に載ち、世態腕氣と
 して、帖靜なること能はず、而して局に當る者、其の何に縁りて爾々なるを
 審かにせず、是に於てか昭烈の人に過ぐると遠き者あるを知るべし、侯が感激

して驅馳を許せる者、抑も豈偶然なりとせんや。自ら其身の閭巷匹夫にして、又少年後進たるを避けず、已に一時に指目せられて、聲望世を傾け、到る處に敬憚せられて、威名匹なきの大人に對して、之が爲めに形勢を指畫すること、小兒に誨ふるが若し、皆深く其の知遇に酬ひんと欲するの致す所にあらずや。

宋の胡寅曰く、君子有言、劉備敏於曹操、世多未喻、愚謂英雄豪傑、周遊中土、莫不以人才爲急、曹操下荊州、所得者韓嵩蒯越和洽王粲之徒、而天下第一流、乃爲玄德所有、吳魏諸臣、無能與爲對、備敏於曹操、殆是謂邪と、此論須らく下に錄せる趙翼が三國人主用人の論と參看すべし。

且つ昭烈が信義四海に著はれ、賢士大夫の之に歸趨すること、水の下に就くが若きを以て、彼れ其の一擲士を得て以て基業の資とせざれば、則ち終年營々、東依西托、竟に成る所なし、而して武侯が策、正に其の病に投じて、而して之に藥石を與ふる者、武侯明らかに昭烈の病を指さるるも、昭烈が五十年落拓の身を以て、侯が利益誘有、三分の説を聞くや、蓋し亦瞿然として其の生平失計の由る所を覺悟し、其の日暮れ途遠きの行旅に在て、雲霧披きて星月爛然たる

を仰ぐの思ありしならん、所謂魚の水あるが若き者、即ち此際の喜たるを狀して、其かの涸轍の魚、胸濡給せざらんことを恐るゝの日、卒爾として西江の水を得て、儻然として游泳するを得るに似たりとするか、決して泛に情歎の爲めに辭を爲せしに非ざる也。其後荊州の曹操に破らるゝ、昭烈の劉琮を取らざる者、特に表が恩紀を遺るゝに忍びざるが爲なり、荊州の取ることを欲せざるにあらざ、故に赤壁役後、便ち孫權に就て荊州を都督せんことを求め、周瑜が専ら孫氏の爲めに謀るや、實に昭烈に地を資するを欲せず、而して虎を養ふの語あり、唯だ魯肅の心胸宏濶にして、一時の權宜に通ぜる、三分の計、帝土の驅除、素より方寸に存せるを以て、昭烈に地を借して、曹氏が敵を多くするの策を主とせり。吳志に稱す、曹操孫權地を以て昭烈に業とすと聞き、方さに誓を作りしが、筆を地に落せりと、夫れ唯だ英雄のみ英雄を知る、深く昭烈を成敗の外に知る者、當時孟徳に若くなき也、唯だ其れ之を知ると深し、故に其の病も亦之を審かにす、昭烈が事を見ること遅くして、未だ根基を險要の地に建て、其業を恢弘するの計を知らず、是れ孟徳をして坐ながら其の大を成さしめたる所

以なること、其の明の能く賭る所なり、今天下未だ平がず、鋒新たに東南に折く、而して又其の大敵が荆州險要の地を得たりと聞く、彼れ幾何か其の筆地に落つるの一奪魄的歎息なきことを得んや、益々以て侯が昭烈をして陶然心酔せしめし所以の者、一は昭烈の深患大病に鍼砭して的中せるに在るを見るべし。侯が識見の超卓、之を天授と曰はば則ち已む、凡そ人の其の識力を養はるゝ所、亦其の居與りて大に力ありとせんに、隆中の地、侯をして隆畝の間に在りて、天下の事勢に通ぜしむるに於て、果して何の便する所あるか、亦稽微に値すべきなしとせず。侯が流寓の地方、其の都會は襄陽に在り、襄陽の形勝、嘗て之を計東の籌南論に聞く、曰く、

楚之與也。以其滅鄖子之國而有襄陽。滅夔子之國而有夷陵。故並秦而爲二虎。及其亡也。北獻上庸於秦。使秦得開武關而南下。西失夷陵於秦。使秦得浮岷江而東下。而楚郢全震矣。劉表之初踞荆州。蒯越亦劫其北城襄陽。南據江陵。其餘荆州八郡。傳檄而定。及劉琮之舉襄陽而降操。操乘勝順流南下。大敗於江夏而歸也。宜計不返顧。乃尙命曹仁死守江陵。樂進死守襄陽。則操之於荆

楚。雖當極敗。而不忘後圖。所以爲守者極密。後竭瑜亮之力。止得江陵夷陵。而襄陽不可復覩。故吳固終不能越此而侵魏。魏之所以制吳蜀之命者襄陽也。則操之才。其於天下形勢。攬之確。握之固。後雖瑜亮羽蒙竭智力以爭之。不得也。至於晉之謀吳。則命羊祜鎮襄陽。及其滅吳。又命賈充仗節出襄陽。爲諸軍節度。而東晉以荆楚爲西門。得以保此西門者。始有桓宣守襄陽。繼有桓溫鎮襄陽也。而桓溫之師。得東至灞上。修洛陽諸陵。柳元景之師。得直據潼關而戰於陝下。南國之立威於北者。惟此二舉。而非藉襄陽之形勢。師可以進乎。符堅窺晉之初。亦知命重兵陷襄陽。執朱序矣。以此浮漢入江。桓冲將求死不得。乃徒引軍而歸。則其失策已甚。固不俟泐水喪師。而後知其亡也。後蕭衍之南篡。起兵襄陽。隋之滅陳。唐之滅蕭銑。皆出師襄陽。至于南宋初立。趙鼎張浚輩。所疾呼以圖固守者。唯曰襄陽嚙喉地也。一時中興諸將。稱開擴功者。岳飛第一。則以命飛之鎮襄陽。原授以進取中原之勢。四戰之地。及滅金之後。孟珙收復襄陽。呂文煥繼之。當時元之侵宋。誓必破襄城而後南下。至攻之五年不克而不去。亦以必破此南下。然後無內顧憂也。而劉整策之。亦

曰攻宋方略。宜先從事襄陽。既已破襄。則阿里海涯以爲漢水上流。已爲我有。順流下驅。宋必可滅。自是果破鄂破郢。無不應手掉斃。雖言者紛々。曰鯨漢口岸。曰城荆門州。而元人破襄。竟從鄂郢直下。置江陵於後而不顧矣。合觀乎數朝之往轍有如此。而謂襄陽不扼全楚之命。臣不敢信也。

蔡方炳も亦曰く、天下之要害。一曰荆襄。自武昌而至江陵。東通吳會。西連巴蜀。南極湖湘。

北控關洛。人皆知爲荆湖之險也。然不知所以爲襄漢之計。非知荆湖之險者也。吳人不得襄陽。杜預得成江陵之捷。蓋棄襄陽。則荆湖必不能以自固矣。

陶侃使元宣鎮襄陽。趙人不敢越漢沔而取荆。則荆襄之相爲用。又可睹矣。

是れ知る、襄陽の地、實に禹域險要の中樞、四方形勝の交會、此に坐して而して天下の大勢を按ずる者、其の八荒の經略に於けること、之を掌に賭るが若けん、侯が身隴畝に在りて、而かも當時の急務に通ずるの俊傑たることを得る者、未だ必ずしも其の居る所の地、以て之を啓くなくんばあらざるなり。

此時劉表、後妻の言を受けて、少子琮を愛して、長子琦を悦びず、琦素より深

く武侯を器とし、毎に之と自安の術を謀らんと欲す、武侯輒ち拒塞して、未だ與に處畫せず、蓋し人の骨肉の際に處すること、甚だ爲し難き者あり、一言宜しきを失へば、人をして不義に陥らしむ、侯の謹慎なる、其の輒すく劉琦の爲めに處畫せざるは、此が爲なり。琦乃ち侯を將て後園に游觀し、共に高樓に上る、飲宴の間、人をして梯を去らしめ、因て侯に謂て曰く、今日上、天に至らず、下、地に至らず、言子が口より出で、吾が耳に入る、以て言ふ可きや未しやと、侯答て曰く、君申生が内に在て而して危く、重耳が外に在て而して安きを見ずやと、是れ實に安危の故のみならずして、亦表をして不慈に陥らしめず、琦をして不孝に陥らしめざる所以、侯が思慮の周到にして、人の骨肉の誼を全うする者至れるを見る、且つ侯將さに照烈をして荆州を取らしめんとす、其の琦と交親するは、謀を行ふに使とせざる所、故に己むを得ずして之が爲めに處畫すと雖も、亦琦をして荆州を固守することを得せしむるを欲せざるか、侯方さに照烈の爲めに謀るに急なり、此等の慮あらんも亦未だ知るべからざる也。琦意乃ち感悟して、陰かに出る計を規り、黃祖が孫氏に破られて死するに會し、

遂に其の後を襲ひ、出で、江夏の太守と爲ることを得たり、按ずるに黃祖の死は建安十三年春に在り、則ち侯が琦が爲に謀るは、十二年の内に在ることを知る也。

蜀記に曰く、晋の永興中、鎮南將軍劉弘、隆中に至り、亮が故宅を觀て、碣を立て闕に表し、太傅椽、健爲の李興に命じて文を爲らしむ、曰く、天子命我。于汚之陽。聽鼓勒而永思。庶先哲之遺光。登隆山以望遠。賦諸葛之故鄉。蓋神物應機。大器無方。通人靡滯。大德不常。故谷風發而騶虞。嘯。雲雷升尙潛鱗。擊解禍於三聘。尼得招而袞裳。管豹變於受命。貢感激以回莊。異徐生之摘寶。釋臥龍於深藏。偉劉氏之傾蓋。喜吾子之周行。夫有知己之主。則有竭命之良。固所以三分我漢鼎。跨帶我邊荒。抗衡我北面。馳騁我魏疆者也。英哉吾子。獨含天靈。豈神之祇。豈人之精。何思之深。何德之清。異世通夢。恨不同生。推子入陣。不在孫吳。木牛之奇。則亦般模。神弩之功。一何微妙。千井齊發。又何秘要。昔在顛天。有名無迹。孰若吾儕。良器妙畫。滅文既沒。以言見稱。又未若子。言行並徵。夷吾反

垢。樂毅不終。奚比於爾。明哲守冲。臨終受寄。讓過許由。展負莅事。民言不流。刑中於鄭。教美於魯。蜀民知耻。河渭安堵。匪臯則伊。寧彼管晏。豈徒聖宣。慷慨屢歎。昔爾之隱。卜惟此宅。仁智所處。能無規廓。日居月諸。時殞其夕。誰能不歎。貴有遺格。惟子之勳。移風來世。詠歌餘典。懦夫將厲。遐哉邈矣。厥規卓矣。凡若吾子。難可究已。曠昔之乖。萬里殊塗。今我來思。覩爾故墟。漢高歸魂於豐沛。太公五世而反周。想翩翩以髣髴。冀影響之有餘。魂而有靈。豈其識諸。

李興はかの陳情一表を以て、永く後世の孝子を泣かしめたる李密が子なりと云ふ。廣輿記に據るに、南陽府城の西南に臥龍岡あり、即ち侯が躬耕の處、其上に草廬の址あり、又侯及び昭烈の廟あり、而して又襄陽府城の北に隆中山あり、下は即侯が隱居、三顧門あり、又府城の西南に侯の廟ありと云ふ、且つ曰く侯南陽に寓居する時、隆中に往來せりと、此れ襄陽府志の説と、少しく異同あり、未だ孰れか憑信すべきを知らず。明の李東陽、王直等の記する所に據

るに、南陽府城の西、臥龍岡は草廬の舊址たり、元の至大中、祠を建て、侯を祠る、又書院を置くと、程鉅夫が諸葛書院の碑は、蓋し之が爲めに作りし也、

諸葛書院碑

元程鉅夫

竊道周道既衰。孔子作春秋。而萬世君臣之法定。曹操篡竊。群雄並起而爭之。春秋幾廢。先主揭大義。發大號。再造劉氏。侯首稱漢賊不兩立。王業不偏安。間關百折。期復漢祚。春秋之義。煥然復明。至今三尺之童。猶知賊曹而帝漢者。侯之功也。傳曰有功於民則祀之。侯之功萬世之功也。於祀爲宜。祀於其居爲尤宜。嗚呼我朝聖祖神孫。武定文承。溥海內外。罔不臣妾。諸學子以及有位之人。師聖人之道。仰大賢之業。夙興夜寐。可不思廟學之所以建。聖天子之所以命。豈徒誇前人聳後觀哉。所以教天下知爲君臣之道也。

明の初に祠煥けたり、洪熙、宣徳の間、知府陳正倫、陳悌、相繼で修葺す、是より年々八月二十八日を以て之を祭るといふ、事は王直及び李東陽が祠記

に見ゆ、乃ち左に録す、

重修武侯祠記

明王直

南陽郡城西。有阜隆然而起。曰臥龍岡。漢諸葛武侯嘗居於此。故即其地。建祠祀焉。元至大中。河南行省平章政事何瑋。行部謁祠下。病其狹。乃下有司。廣而祠之。東建書院。以設官養士。事聞於朝。賜名曰武侯之祠。世移歲久。祠雖幸存。日就頽毀。洪熙元年五月。太守陳君正倫始至謁。而周視祠宇蕭然。不蔽風雨。退而歎曰。侯之德業在天下。當百世祀之。况其所居之地乎。今祠如此。何足以竭虔妥靈。乃於農隙。伐材命工。撤而新之。以八月二十八日。告祠以落其成。率郡縣僚屬。奉少牢致祭。拜跪有位。薦奠有所。進退周旋。克中儀度。郡之人士。皆欣然稱歎。曰陳公爲此。其可謂尙德之君子矣。因請予記。以維持之。予謂先王之道。以明倫爲本。周衰。王者之跡熄。至秦極矣。漢興。學者復得聞先王之說。至光武。明章其道。庶幾明矣。士之出於其時者。皆秉禮義。徇名節。綱常之際。截乎不敢紊也。降及靈獻。大盜繼起。建安以來。曹氏最爲雄盛。逞其詐力。以誘脅天下豪

傑之士。莫不折而從之。其所圖者。皆借竊暴悖之事。遂華歆之志得。李伏之說行。而三綱絕矣。當是時。莫有非之者。雖吳國多才。亦委曲順從之。不暇。是天下之人。皆淪於逆理亂常之規。獨侯奮勵。圖復漢室。毅然以誅曹爲心。出帥三表。正名定分。凜乎王者之師。使天下之人曉然知曹氏爲賊。綱常之道。顧以不泯。後之君子。因是以正誼明道。以扶世立教。則侯之功大矣。豈特與勞定國。死勤事。禦大災。捍大患者比與。雖百世祀之可也。且嘗遊處乎此。神之所顧懷。民之所向慕。煮蒿悽愴。如或見之。則殿祀之以示教焉。蓋宜矣。今之爲郡縣者。於有司之事部。使者之督責。尙勉勉焉有未至。若先聖之祀。學校之政。亦有意而廢者。其能崇先賢。以儆後進。若正倫者。誠所謂尙德者哉。正倫廬陵人。繇監察御史至今官。

重修武侯祠堂記

明李東陽

君子之用世。必心存乎正。則其猷爲功業。光明俊偉。天下信之。後世知之。苟所存不正。則其所爲雖偶合幸中。而疵類蜂漏。掩匿之不暇。縱使欺於一人。不能逃乎萬人之目。誑於一時。不能免於萬世之口。此諸葛武侯之忠。

所以通天地。貫金石。歷今古而猶存也。昔公當漢祚傾危之日。雖在猷猷。而扶顛撥亂。已預定於胸中。願以獻帝之身。方墮於曹賊之手。失國寄命。無復有可爲之勢。帝胄之賢。無出昭烈右者。故委身而從之。當是時。苟可以存漢。雖萬乘有不暇顧。一劉璋宜無足恤。璋固擁兵坐視。遣使致敬於賊者也。及魏丕篡立。昭烈願命。侯益自奮激。佐庸主而不墜其志。累蹶累進。斃而後已。是其心始終存沒。無一日不在漢也。可謂正矣。若泣塵立。死李嚴。屈司馬懿。而不敢動者。豈獨其摧強制勝之力邪。亦平生忠義激發而響伏之耳。彼荀彧者。以滯澣之經。爲成仁取義之舉。雖幸免陳水之論。而竟黜於考亭之筆。豈非自失其正。以貽天下後世之議哉。或不足道也。以張子房之忠。報韓扶漢。世所並稱。然究其心。亦不免以術濟正。未若侯之純乎正也。程子謂其有王佐之心者。其以是夫。故後之學者。當以侯爲正。南陽府城西五里臥龍岡。爲草廬舊址。元建祠祀侯。又置書院。設山長。聚徒講學。給田數百頃。國初祠燬。宣德間知府陳正倫陳梯。相繼修葺。歲以八月二十八日爲侯忌辰。而致祭焉。

諸葛忠武侯臥龍岡碑文

明史 東昌

古今相業。如伊尹周公尙矣。其後無如武侯。雖三分鼎足。難與般周比隆。而千載之下。溯其事功。則與伊周無異。余曩役楚道。經龍岡白水之墟。謁侯祠。未有言也。明年癸丑。來守此邦。仰止高風。有可闡揚其梗概者。侯生於漢末。羣雄並起。侯躬耕南陽。不求聞達。迨玄德以中山靖王之裔。藉司馬德操之鑒。顧侯於草廬之中。諮詢時務。於是猷爾孤窮。跨荆襄。王漢中。七擒而天威著。六出而奇才服。蜀之虎即岡之龍也。開賊心。布公道。盡忠益。善無微而不後。惡無細而不貶。侯之爲相然矣。尤不可及者。小心謹慎。夙夜憂勤。受命以來。惟恐付託未効。出師二表如揭日月而行中天。忠貞昭格。簡在帝心。與負屨臨朝。徒桐遷義。直精契而神孚焉。惜夫不祥漢。侯乃告終。王業偏安。僅紹正統。時也數也。侯之所能者人。而所不能必者天也。予不敏。又有草懷之命。再拜龍岡。用勒斯言。侯其式憑之。此等其の文辭、往々誦するに足るなきも、侯が遺蹟と相關するを以て之を録す。

諸葛武侯廟銘

明楊士奇

惟忠武侯。丁漢之季。愍漢之疆。瓜分鼎峙。奮起隆中。扶日當空。志靖九國。俛之混同。再表出師。有虔秉鉞。火德既衰。吹之弗燭。師進於涪。星隕於營。混一之志。潰於垂成。臥龍之岡。實公奮廬。昔有祠宇。久爲榛蕪。賢侯作守。知政先務。構之塗之。丹雘如故。乃潔罇罍。乃聲笙簫。乃繕乃甗。乃享新宮。惟祀之崇。惟公之勳。春蘭秋菊。終古盛薦。此篇も亦かの陳正倫が修葺の際に作りし者の如し。而して之を上の諸篇に比すれば。辭章尤も取るべしと爲す。

隆中

宋蘇軾

諸葛來西國。千年愛未衰。今朝遊故里。蜀客不勝悲。誰言襄陽野。生此萬乘師。山中有遺貌。矯矯龍之姿。龍蟠山水秀。龍去淵潭移。空餘蜿蜒跡。使我寒涕垂。

誰か言ふ襄陽の野、此の萬乘の師を生ぜんとは、然るに襄陽の野、適さに以て此の萬乘の師を生ずるに足る耳、其の感慨して尙論する所、之を李白

に比するに、間あり、白や豈に時に敵なきのみならんや、亦實に其の眼識敵なき哉。

元周 伯琦

題南陽諸葛廟

劍江春水綠云。五丈原頭日又曛。舊業未能歸後主。大星先已落前軍。南陽祠廟荒秋草。西蜀關山隔暮雲。正統不慚傳萬古。莫將成敗論三分。沈德潛は此詩を以て揚升庵が作中に收め、而して評して云く、「古來武侯廟詩。以此章爲最、情韵聲律、無一不合也。」或云、「此升庵錄元人作」と。

懷臥龍岡

明徐 光宗

自謁先主像。春光半月歸。誰知松壑夢。猶向草廬飛。

題臥龍岡

清江 天清

丞相躬耕處。蒼茫見草廬。吟深智勇寂。臥穩淡寧居。漢業存幽憾。王圖出緒餘。使非臣主契。終向隴頭鋤。

臥龍岡

清王 士正

五丈原頭望。秋風落大星。空留高臥處。古柏日冥冥。

清王 士正

咫尺隆中路。如聞梁父吟。地傳龍臥久。山接鹿門深。遺憾留關隴。高風激漢陰。沔江流不盡。西望一沾襟。

臥龍岡二首

清徐 嘉炎

層岡體勢獨盤紆。吊古徘徊識草廬。梁父歌吟誰解得。龐公品藻竟何如。留連白水真人地。彷彿桐江隱士居。見說臥龍遺址在。雲臺塵跡付邱墟。羈棲元直媿同儔。邂逅逢君第一流。事業迥堪追管樂。才名寧屑傲應劉。新羅已見蠶叢開。古道曾無杜宇愁。起整風雷需一夕。滯時魚水足千秋。

遊臥龍岡

清李 來章

迢遞崇岡帶郭開。草廬南對白河隈。三農終老平生志。二表爭光絕代材。古柏蕭森龍尚臥。新秋颯爽客初來。欲親拂拭搜殘碣。先採芳英薦酒杯。

吊臥龍岡

清袁 虞尊

爲吊先生客隱鄉。山川猶是舊南陽。輟耕隴上風雲起。抱膝廬中日月長。惟有經權真學問。自能出處不尋常。遙遙秦蜀祠堂在。龍臥千秋只此岡。

臥龍岡武侯祠

清劉師恕

祠堂舊是棲遲地。門外曾停三顧車。自信君臣並魚水。不教莘渭擅耕漁。大星墮地終炎祚。古柏參天傍草廬。魏殿吳宮俱泯滅。荒岡猶峙叔灰餘。

題隆中草廬

清凌如煥

齒。一朝感知遇。臥龍挾雲起。攘外遏強寇。安內輔孺子。伊呂良可追。管樂詎足擬。二表泣鬼神。耿々光青史。命畢五丈原。恨流江漢水。當年有龐公。隴上乘良耜。足已外無求。民物捐敬隄。惟公立談時。決策扶炎紀。閉戶不失人。救世不枉己。緬懷三代下。誰許齊一揆。用行而舍藏。庶乎子淵氏。

沈德潛此詩を評して云く、『忠武自比管樂、少陵比以伊呂、而此以子淵氏擬之、行藏合宜、所謂易地則皆然也、尙論古人、正須獨放眼力』朱璣此に於て遂に侯が學顔子に同じきの論あり、其の太だ頭巾道學の臭味あるを以て、今録せず。

襄陽府治の東に劉琦臺あり、即ち琦が諸葛と自安の計を謀る處なりと云ふ。

赤壁の戰

武侯既に昭烈と相得、將さに行々其の謀を成さんと欲す、意ふに未だ費あらざる也。其の翌建安十三年、曹操丞相と爲る、操北の方烏桓を撃ち、袁紹が三子を滅じて還りしより後、玄武池を鄴に作りて以て舟師を肄はす、蓋し以て事に南方に従はんとする也。夫れ南方の諸雄、唯だ劉表が地、最も中原に逼近す、表實に襄陽の形勝に據り、加ふるに昭烈此に客たり、而して操の畏るゝ所、天下昭烈の右に出る者なし。操が袁紹と争ふに當て、昭烈董承等と之を圖り、承謀敗れて死し、操將さに昭烈を撃たんとす、諸將其の袁紹を棄て、而して之に従ふを諫む、操曰く、夫れ劉備は人傑なり、今撃たずんば、必ず後患を爲さんと、其後昭烈袁紹に奔り、劉表に歸す、七年の間、表之を禮重して而して之を用ゐず、九州春秋に曰く、

備荆州に在ること數年、嘗て表が坐に於て起て厠に至り、髀裏肉生ぜるを見

て、慨然として流涕す、坐に還る、表怪で備に問ふ、備が曰く、吾常に身鞍を離れず、髀肉皆消す、今復騎らず、髀裏肉生ず、日月馳するが若く、老将さに至らんとす、而かも功業建たず、是を以て悲しむ耳と。

夫れ唯だ表外昭烈を禮し、其の遺孤にすら加ふるに忍びざらしめ、而して内陰かに之を禦ぐ、故に昭烈の業、益々以て陵遲し、操其間に於て疆大を致すことを得、然れども昭烈が善く人心を得るは、操の素より知る所なり、一日荆襄變あらしめば、昭烈の業成らん、而して操以て枕を高くすべからず、是故に北方已に平げば、則ち先づ兵を荆襄に加へて、而して肘腋の患を去らんとするは、勢の自ら至る也、かの馬超韓遂、關隴に跋扈すども、彼れ固より遠略あるに非ず、劉璋僻遠に處して、加ふるに不武を以てす、言ふに足らず、江東の孫權の若きは、一年已に弱少、又其の地を取らんとすれば、上流より之を掩ふを便とす、孟徳が先づ劉表を撃つ所以、劉表を撃つは、則ち其の一代の大敵手たる昭烈を撃つ所以なり。是を以て劉表死し、其の豚犬の嗣子州を擧て降ると雖も、猶ほ昭烈を窮追して已まず、其の機に乗じて江東を定めんと欲するは、亦昭烈をし

て、窘蹙して、南の方越に走り、北の方胡に走らざれば、之を放さしらんと欲し、并せて一擧して東南形勝を包有せんとせる也。夫れ獮兒已に死して江東の衆、復た中原に動かず、孫權を輔導する者は、孟徳特に張紘張昭を知る耳、眼中豈に瑜肅少年あらんや、其の江陵より東下するや、意謂へらく、孫氏の手を束ぬること必せりと、故に操の東南を料るや、必らずしも迂疎なるに非ず、若し瑜肅傲せば、昭烈の雄、武侯の智ありと雖も、復た施す所なからんとする也。但だ時局の變は、曹公の多智も之を審かにするを得ざる所あり、彼れ張紘張昭を料り、昭烈羽飛を料る、而して武侯瑜肅を料る能はず、其の火の如きの勢、忽ち東南に折けて、而して武侯の本謀、乃ち萬死の餘に成れり。

此歲秋七月、操劉表を撃つ、未だ至らざるに、表病で卒す。初め劉琦已に出で、江夏に太守たり、表が病甚しと聞き、還て疾を省る、琦性慈孝なり、表が妻弟蔡瑁、外甥張允は素より琦を表に毀惡せし者、是に於て琦が表に見えて、父子相感せば、更に後を托するの意あらんことを恐る、謂て曰く、將軍君に命じて江夏を撫臨し、國の東藩と爲す、其任至て重し、今衆を釋て、來る、必ず

怒せられん、親の歡心を傷りて以て其の疾を増さば、孝敬の道に非ずと、遂に戸外に退めて見ゆることを得ざらしむ、琦流涕して去る。表卒して璿允等遂に琮を以て嗣と爲す、琮侯印を以て琦に授く、琦怒りて之を地に投ず、將さに爽に舞るに因て難を作さんどす、會々曹操が軍至るを以て果さず。章陵太守蒯越は表の時謀士たり、從事中郎韓嵩、東曹掾傅異等と琮に説て操に降らしむ、琮曰く、今諸君と全楚の地に據て、先君の業を守り、以て天下を觀ば、何爲ぞ不可ならんや、異が曰く、逆順大體あり、疆弱定勢あり、人臣を以て、而して人主を拒くは逆道なり、新造の楚を以て、而して中國を禦ぐは必危なり、劉備を以て而して曹公に敵するは、又當らざる也、三者皆短にして、以て王兵の鋒に抗せんと欲するは必亡の道なり、且つ將軍自ら料るに、劉備に何與ぞ、琮曰く、吾若かず、異曰く、誠に劉備を以て曹公を禦ぐに足らざらんか、則ち全楚と雖も以て自ら存するに足らざる也、誠に劉備を以て曹公を禦ぐに足ららんか、則ち備將軍の下たらざる也、將軍疑ふこと勿れど、琮之に従ふ。九月操新野に至る、琮遂に州を擧げて降る。

時に昭烈樊に屯す、而して琮敢て其の操に降るを告げず、之を久しうして昭烈乃ち覺る、親しむ所を遣して琮に問ふ、琮其の官屬宋忠をして、昭烈に詣て旨を宣べしむ、而して操已に宛に在り、昭烈大に驚駭して忠に謂て曰く、卿諸人事を作すこと此の如し、早く相語らず、今禍至て、方さに我に告ぐ、亦太だ劇しからずや、刀を引て忠に向て曰く、今卿が頭を断つも、以て忿を解くに足らず、亦大丈夫別に臨で、復た卿が輩を殺すことを耻づと、忠を遣はして去らしむ、乃ち部曲を呼で議す、或は昭烈に勸む、却て琮及び荆州の吏士を將て、徑ちに南の方江陵に到れど、昭烈表が義を思て之を聽さず、遂に其衆を將て去る、襄陽を過ぐる時、武侯之に説て曰く、今琮を攻めば、荆州有つべし、昭烈曰く、吾忍びざる也と、乃ち馬を駐めて琮を呼ぶ、琮懼れて起つこと能はず、昭烈乃ち表が墓に過り辭し、涕泣して去る。夫れ琮已に信に背く、而して荆州將に敵手に歸せんとす、武侯が此際に於て其の本謀を行はんと欲す、匆卒の間と雖も、機局の大を遣れざるを見るべし、而して應急の才は昭烈の長ざる所にあらず、其の益州を取るすら、輒すく大事を決せず、諸謀臣之を勸むること再三にして

乃ち従へり、且つ其の言情義の賊に發す、武侯も亦之れに強ゆること能はず、而して躊躇の頃、操將さに至らんとす、是れ其の謀行はれざる所以なり。襄陽一たび操に失す、赤壁の捷ありと雖も、遂に之を克復すること能はず、關羽聲威華夏に震ふに當り、一たび襄陽を拔て、而して羽尋で敗亡す、故に此の險要の地、遂に全く敵手に委せり、異日侯が軍を中原に出す、必ず隴右に出で、迂路を取らざるべからず、以て其の艱難を滋せる者、此の一着の失に由れり、かの形勝の説を審かにせざる者は、侯が此時の一言を以て、匆匆に看過し、往々輿に乗じて人を襲ふの不義を議す、故に聊か此に辯を費す耳。

昭烈南に去る時、劉琮が左右及び荆州の人、多く之に歸す、常陽に到る比ひに、衆十餘萬、輜重數千兩、日に行くこと十餘里のみ。(案するに我が里程一里餘に過ぎず)別に關羽を遣はし船數百艘に乗じて江陵に會せしむ、蓋し其の陸行、徒らに日時を遷延して、操が爲めに乗せられんことを恐るゝ也。或は昭烈に謂て曰く、宜しく速がに行て江陵を保つべし、今大衆を擁すと雖も、甲を破る者少し、若し曹公兵至らば、何を以て之を拒がん、昭烈曰く、夫れ大事を濟すは、

必らず人を以て本と爲す、今人吾に歸す、吾何ぞ弃て去るに忍びんと。

習鑿齒之を論じて曰く、「先主雖顛沛險難、而信義愈明、勢逼事危、而言不失道、追景升之願、則情感三軍、戀赴義之士、則甘與同敗、觀其所以結物情者、豈徒投醪撫寒、合饗問疾而已哉、其終濟大業、不亦宜乎、」景升とは劉表が字なり。

此時劉琮が將王威、琮に説くに其の己に操に降りて、昭烈又己に走るを以て、操が解弛するに乗じて、之を陰に徹ふるの計を以てす、琮納るゝ能はず。操江陵に軍實あるを以て、昭烈が之に據らんとを恐れ、乃ち輜重を釋て、輕軍にして襄陽に到る、一に王威が料る所の如し、操昭烈己に過ると聞き、乃ち精騎五千を將て急に之を追ふ、一日一夜に三百餘里を行て當陽の長阪にして昭烈が軍に及ぶ、昭烈勿皇、妻子を棄て、武侯張飛趙雲等數十騎と南走し、張飛をして二十騎を將て拒後たらしむ、飛水に據り橋を斷ち、目を瞑らして矛を横へて曰く、身は是れ張益徳なり、來て共に死を決すべしと、操が兵皆敢て近づく者なし、故に昭烈免るゝを得たり、趙雲昭烈と相失す、人ありて言ふ、雲己に北に

去ると、昭烈手戟を以て之を撻て曰く、子龍我を棄て、走らじと、頃之ありて
 雲至る、身弱子を抱く、即ち後主なり、甘夫人を保護す、即ち後主の母なり、
 皆難を免るゝを得たり、操因て大に昭烈が人衆輜重を得。徐庶も亦侯と並びに
 昭烈に従て南行す、此に至りて庶が母操に獲らる、庶昭烈に辭して、其の心を
 指して曰く、本と將軍と共に王霸の業を圖らんと欲する者は、此の方寸の地を
 以て也、今己に老母を失て、方寸亂れたり、事に益なし、請ふ此より別れんと、
 遂に操に詣る。

魏略に據るに、庶先の名は福、本と單家の子、少うして任侠を好み劍を撃つ、
 中平の末、嘗て人の爲めに警を報ず、白面に突き、髪を被りて走る、吏の
 爲めに得らる、其姓名を問ふ、口を閉て言はず、吏乃ち車上に於て柱を立て、
 維て之を磔し、鼓を撃て以て市廛に令す、敢て譏る者なし、而して其の黨伍、
 共に募ひて之れを解き、脱することを得たり、是に於て感激し、其の刀戟を
 棄て、更に毬巾單衣、節を折て學問し、始めて精舍に詣る、諸生其の前に賊
 を作すと聞き、肯て與に共に止らず、福乃ち躬を卑うし早に起き、常に獨り

掃除し、動靜意に先たち、經業を聽き習ひ、義理精熟す、遂に同郡の石韜(即
 ち石廣元なり)と相親愛す、初平中、中州兵起る、乃ち韜と南の方荆州に客た
 り、到て又諸葛亮と特に相善し、荆州内附するに及び、孔明は劉備と相隨ひ
 去る、福は韜と俱に北に來る、黄初中に至て、韜仕へて郡守典農校尉を歴、
 福は右中郎將、御史中丞に至る、大和中に逮で、諸葛亮隴右より出つ、元直
 廣元が仕へて財かに此の如しと聞て、歎じて曰く、魏殊に士多きか、何ぞか
 の二人用ゐられざるやと、庶後數年病て卒すと。庶は武侯を隴畝に識り、其
 功業を施すの端緒を爲さしめたる者、故に特に茲に其の人と爲りを附記す。
 昭烈己に身を以て免かれ、斜めに漢津に趨く、適ま關羽が船と會して、沔を濟
 ることを得たり、劉琦が衆萬餘人に遇ひ、與に俱に夏口に到る。時に操は軍を
 江陵に進め、劉琮を以て青州刺史と爲し、列侯に封ず、蒯越等を并せて侯たる
 者凡そ十五人、韓嵩が囚を釋き、越并に劉先、鄧羲、和洽、王粲以下、大に荆
 州の名士を收めて、皆之を重用し、以て人望に従ふ、將さに流に順て東に下り、
 吳楚の地を反掌の間に收めんとす、蓋し意氣盛滿、己に入荒を呑む、侯が表に

所謂先帝楚に敗軍す、是時に當りて曹操手を拍て謂ふ、天下已に定まるとは、正に此を指す也、是故に益州の劉璋、別駕張松を遣して、敬を操に致し、而して操松を易りて存録せず、以て異日の失計を貽せり。

初め魯肅、劉表卒すと聞き、孫權に言て曰く、荆楚は國と隣接す、水流北に順ひ、外江漢を帯び、内山陵を阻て、金城の固めあり、沃野萬里、士民殷富、若し據て而して之を有たば、此れ帝王の資なり、今劉表新に亡し、二子素より輯睦せず、軍中の諸將、各彼此あり、加ふるに劉備は天下の梟雄、操と隙あり、表に寄寓す、表其能を悪て而して用ゐること能はざる也、若し備彼と心を協へ、上下齊同せば、則ち宜しく撫安して與に盟好を結ぶべし、如し離違することあらば、宜しく別に之を圖て以て大事を濟すべし、肅請ふ命を奉じて、表が二子を吊し、并せて其の軍中事を用ゐる者を慰勞するを得ん、及び備に説て表が衆を撫せしめ、同心一意、共に曹操を治めば、備必ず喜で命に従はん、如し其れ克く諧はば、天下定むべき也、今速かに往かざれば、恐らくは操に先ぜられんと、夫れ孫權を知る者、其の兄孫策に如く者なし、策の終に臨むや權に謂て曰

く江東の衆を擧げ、機を兩陳の間に決し、天下と衝を争ふは、卿我に如かず、賢を擧げ能に任じ、各其心を盡し、以て江東を保つは、我卿に如かずと、是故に魯肅が帝王の業を以て權に説くや、權曰く、今力を一方に盡し、以て漢を輔けんことを冀ふ耳、此の言は及ぶ所に非ずと、其の守成の主にして、創業の君たること能はざるの度や明かなり、而して張昭等が之を輔くるも、亦一方を保安して、以て天下の成敗を觀、其の大に定まるに及で、乃ち各其の勳勞を録せられて、封侯の賞に與かるを得んことを欲する耳、故に張昭毎に肅が謙下足らざるを非として、頗る之を訾毀し、年少驕疎、未だ用ゐるべからずと爲せり、周瑜英發と雖も、才長じて而して略は至らず、江東の大計、未だ之を恢張する者あらず、張昭が若きは、甘寧の黃祖を圖るすら、以て不可と爲せり、今肅乃ち荆楚の必ず變あらんことを察し、曹操の未だ至らざるに先て、之を經營せんとす、亦吳下一時の俊傑なる哉、權が守成の才を以て、乃ち肅が計に従ひしは、亦其の善く賢能に任ずるの効なるか。然るに操も亦事を料るに遲き者にあらず、昭烈が雄略ありて、而かも應急の才足らざるを知る、故に劉璋が始めて降るや、

猶其の詐を疑ふ者は、蓋し昭烈が之に客として人心を得たるを憚かるありと雖も、其の情偽を悉すに及では、則ち輕騎急追、疾風の至るが如く、昭烈をして其の脚跟を立つるに違わらざらしむ、而して江東は則ち聲勢を以て席卷して取るべしと謂ふ也、豈に魯氏の狂兒ありて、竊かに荆吳の形勢を暗算し、其の比なきの駿足を厥かしめんと謀るを意はんや。是故に肅が行て夏口に到て、孟徳已に荆州に向ふと聞き、晨夜兼道、南郡に至れば、琮已に降り、昭烈が江を渡らんと欲して南走し來るを知り、徑ちに之を迎へて當陽の長阪に會せしは、正に孟徳子敬二人の謀、暗中に衝突せしなり、而して肅は操を譏り、操は肅を譏らず、嗚呼赤壁の一戦を待たずして、南北の勝敗は、半ば已に此時に決まるに非ずや。

肅昭烈を見て、孫權が旨を宣騰し、天下の事勢を論じ、慇懃の意を致す、且つ昭烈に問ふ、豫州今何くに至らんと欲す、昭烈曰く、蒼梧太守吳巨と舊あり、往て之に投せんと欲す、肅か曰く、孫討虜聰明仁惠、賢を敬ひ士を禮し、江表の英雄咸く之に歸附す、已に六郡に據有し、兵精しく糧多し、以て事を立つる

219501

に足れり、今君が爲めに計るに、腹心を遣はして、自ら東に結はしめ、連和の好を崇めて共に世業を濟すに若くはなし、而るに吳巨に投せんと欲すと云ふ、巨は是れ凡人、偏して遠郡に在り、行々將さに人に併せられんとす、豈に託するに足らんやと、昭烈大に悦ぶ。夫れ肅が論述せし天下の事勢なる者は、其の旨如何を詳かにせざるも肅が其の素論を得意に陳ぜしを想像するに、亦かの孫權に説く所と大同小異なる者たらん、則ち其の自然に武侯が素より昭烈に説く所と合し、以て大に昭烈の心を動かせしや疑ふべからず、昭烈が孫氏と連盟せんと欲するの意は、蓋し略ぼ定まる、而かも猶ほ其の蒼梧に走らんとするを道ふ、昭烈固より蒼梧に走るの計に非ざるを知らざる者に非ず、特に孫氏の計をして先づ決せしめ、而る後之に應ぜんと欲し、姑らく以て肅に試みる耳、肅が開豁隠さず、連和の計を勸めて、而して昭烈の大に歡悦する所以の者、此が爲めなり。意ふに昭烈是に於て乃ち武侯を引て肅に介し、二人の論素より暗合せるを白せしか、而して肅も亦其の同時吳に召用せられて、親交なる諸葛瑾が弟、已と議を同じうして、其の連和せんと欲する昭烈が麾下に在るの遇を奇とせし

か、肅が武侯に謂て、我は子瑜が友なりと曰ひ、即ち共に交を定めし者、豈に此際、消息を推想すべからざるか。此の二人者、其の志趣已に合し、相俱に曹操を圖る、而かも孟徳は則ち當陽の大勝に乗じ、昭烈が江陵の軍實に據る能はざるを晒ひ、舵樓梁を横へて、『月明星稀、烏鵲南飛、繞樹三匝、何枝可依、山不厭高、海不厭深、周公吐哺、天下歸心』と浩歌し、荊州の名士を延て、王覇の客を談じ、笑て江水を指さして、張紘張昭、今孫權が書を奉じて、此を溯りて至らんと曰ひしならん、千古の英雄にして、三分の局に終る者、其智を待むこと太だ過ぎ、其の明自ら味ますの過に非ずや。

昭烈是に於て進で鄂縣の樊口に住まる、時に曹操江陵より將さに江に順て東に下らんとす、武侯昭烈に謂て曰く、事急なり、請ふ命を奉じて救を孫將軍に求めん、魯肅も亦將さに權に反命せんとするを以て、遂に與に俱に孫權に詣る、權時に軍を擁して柴桑に在り、成敗を觀望す、武侯權に説て曰く、海内大亂、將軍兵を起して江東に據有す、劉豫州も亦衆を漢南に收め、曹操と並ひに天下を争ふ、今操大難を交夷し、零ぼ己に平らげり、遂に荊州を破りて、威四海に

震ふ、英雄武を用ゐる所なし、故に豫州遁逃して此に至る、願はくは將軍力を最て而して之を處せよ、若し能く吳越の衆を以て、中國と抗衡せば、如かず早く之と絶たんに、若し當ること能はずんば、何そ兵を按し甲を束ね、北面して之に事へざる、今將軍外服従の名に託して、而して内猶豫の計を懐く、事急にして而して斷せずんば、禍至ると日無けん、權曰く、苟とに君が言の如くば、劉豫州何そ遂に之に事へざるや、武侯曰く、田横は、齊の壯士のみ、猶ほ義を守て辱められず、况んや劉豫州は王室の胄、英才世を蓋ひ、衆士慕仰、水の海に歸するが若し、若し事の濟らざるは、此乃ち天なり、安ぞ能く復た之が下たらんや、權勃然として曰く、吾全吳の地、十萬の衆を擧げて、制を人に受くること能はず、吾が計決せり、劉豫州に非ずんば、以て曹操に當るべき者なし、然るに豫州は新たに敗るゝの後、安ぞ能く此難に抗せんや、武侯曰く、豫州軍長阪に敗ると雖も、今戦士還る者、及び關羽が水軍精甲萬人、劉琦は江夏の戦士を合す、亦萬人に下らず、曹操が衆、遠く來て疲弊す、聞く豫州を追て、輕騎一日一夜に行くこと三百餘里と、此れ所謂蹙弩の末勢魯縞を穿つこと能は

ざる者なり、故に兵法に之を忌て曰く、必ず上將軍を驟すと、且つ北方の人、水戦に習はず、又荆州の民操に附く者は、兵勢に偏らるゝ耳、心服に非ざる也、今將軍誠に能く猛將に命じ、兵數萬を統べ、豫州と規を協、力を同じうせば、操が軍を破らんこと必せり、操が軍破れば必ず北に還らん、此の如くんば則ち荆吳の勢疆く、鼎足の形成らん、成敗の機、今日に在りと、權大に悦ぶ。夫れ侯は所謂説客の流にあらず、縝密沈着、其の言を出す必ず苟くもせずして、以て端章甫して、列國の大賓と相見るに宜しく、以て抵掌鼓脣して、縦横の計を陳ふるに宜しからざるべし、今乃ち自から身を挺で、遊説の任に當る、固より危急の際、己むを得て然るに非ず、又昭烈の麾下、羽飛趙雲、赴々たる武夫に乏しからずして、顧みて使命を難局に奉ずべき者なきの致すと雖も、抑も亦敗を轉じて勝と爲し、危を變じて安と爲し、三分の本謀を行ふは、方さに此際より善きはなく、而して自ら謀る所自ら説くに如かざるを審かにすればなり。其の權に説く所を觀るに自ら昭烈の爲めに謀らずして、而して先づ權が爲めに謀る、權も亦漫然として説客の言に動かさるゝ者にあらず、其の冷然として劉豫

州何ぞ操に事へざると曰ふ者は、侯が尋常遊説の談を爲すを嘲るに似たり、侯乃ち慨然として田横を以て譬と爲す、事の濟らざるを以て天に歸するが若きは、實に侯が一生の本領、出師後表に所謂成敗利鈍、臣が明の逆じめ觀る所に非ずと云ふ者、其の精誠より發するを以てや、權も亦勃焉として氣を作し、而して吾計決すと曰ふ、夫れ侯が本領は實に正の一字にあり、所謂八陣の法も亦堂々たる王者の軍、其の運用に於て奇變百出すと雖も、要は數理に明らかに、鬪亂して亂れざるを主とす、侯の遊説亦猶ほ侯の戰陣のごとき也、而して其の言偶ま魯肅が生平權に説く所と合す。侯が舉止端整、風貌秀雅なるべきを以て、加ふるに辭氣慷慨、肅が蠶疎魁奇と類せず、張昭の老實、痛く肅を忌嫌するも、侯を權に薦めしといへば、則ち侯が儒雅の氣象、吳人を動かせしこと知るべし、而して斯人の言や、乃ち肅と一口に出づるが若し、斯人の一説他人の百千口舌に愈るべし、孫權の大に悦びしは、豈に亦此に由ることなからんや。抑も權をして其齡五六十、頽然として其れ老ひしめば、則ち侯の精誠慷慨と雖も、之に説くこと未だ此の如く其れ易からざるなり、權此時年二十六、意氣方さに盛壯、

猶ほ獨立自ら恃むの情あり、故に義烈の言之を感じ、制を人に受くるの辱、之を動かすことを得る耳。吾が友呂泣嘗て曰く、凡そ所謂更始革命、一切世局の動盪は、只是れ少者と老者との争闘のみと、今三國鼎吳の大關鍵たる赤壁一戦を觀るに、亦此語の易からざるを見る、此時武侯は年二十八、魯肅は三十七、周瑜は三十四、張昭は五十三、曹操は五十四、昭烈は四十八なり、此諸人の年齢を記し、而して其の老者が其の所謂閱歷を運用し、少者が其の無閱歷を運用し、以てかの千古比準なる三分の局を定むる一場の大混戦を看去らば、世局動盪の機勢を學ぶに於て、蓋し思半に過ぎん。

是時曹操表が衆並に水軍船を得、形勢甚だ勝れり、權に書を遣りて曰く、近ごろは辭を奉じて罪を伐つ、旄麾南に指し、劉琮手を束ぬ、今水軍八十萬衆を治めて、方さに將軍と吳に會獵せんと。權書を得て以て羣下に示し、其の向背を議せしむるに、響震して色を失はざるなし。長史張昭等曰く、曹公は豺虎なり、然も名を漢相に託し、天子を挾で以て四方を征し、動くに朝廷を以て辭と爲す、今日之を拒ぐ、事更に不順なり、且つ將軍大勢、以て操を拒ぐべき者は、長江

なり、今操荆州を得、其地を奄有す、劉表水軍を治めて、蒙衝鬪艦、乃ち千を以て數ふ、操悉く浮べて以て江に沿ひ、兼ねて歩兵あり、水陸俱に下る、此れ長江の險、已に我ど之を共にすと爲す、而して勢力衆寡、又論ずべからず、愚謂ふに大計之を迎へんには如かずと、而して魯肅獨り言はず、權起て衣を更ふ、肅宇下に追ふ、權其意を知り、肅か手を執りて曰く、卿何をか言はんと欲する、肅對へて曰く、向に衆人の議を察するに、専ら將軍を誤らんと欲す、與に大事を圖るに足らず、今肅は操を迎ふべき耳、將軍の如きは不可なり、何を以て之を言ふ、今肅操を迎へば、操當さに肅を以て郷黨に還付し、其の名位を品すべし、猶ほ下曹從事を失はず、犢車に乗り、吏卒を従へ、士林に交遊せんに、官を累ねば故に州郡を失はざる也、將軍操を迎へば安くにか歸する所あらんとか欲するや、願はくは早く大計を定めよ、衆人の議を用ゐること莫れと、權歎息して曰く、此の諸人議を持すること、甚だ孤が望を失ふ、今卿大計を廓開す、正に孤と同じ、此れ天卿を以て我に賜ふ也と。時に周瑜使を受けて鄱陽に至る、肅權に勸めて瑜を召び還す、瑜至れば則ち亦權に謂て曰く、操名を漢相に託す

と雖も、實は漢の賊なり、將軍神武雄才を以て、兼ねて父兄の烈に仗り、江東に割據す、地方數千里、兵精しうして用ゐるに足り、英雄業を樂しむ、當さに天下に横行して、漢家の爲めに殘を除き穢を去るべし、況んや操自ら死を送る、而も之を迎ふべけんや、請ふ將軍の爲めに之を饜らん、今北土をして已に安く、操に内憂なからしむとも、能く日を曠しうして持久し、來て疆場を争ひ、又能く我と勝負を船楫に校らぶ、可ならんや、今北土未だ平安ならず、加ふるに馬超韓遂、尙關西に在て操か後患たり、且つ鞍馬を捨て、舟楫に仗り、吳越と衡を争ふ、本と中國の長ずる所に非ず、又今盛寒、馬に藁草なし、中國の士衆を驅りて、遠く江湖の間を涉る、水土に習はず、必ず疾病を生ぜん、此數四の者は、兵を用ひるの患なり、而かも操皆之を冒し行ふ、將軍操を禽にすること、宜しく今日に在るべし、瑜請ふ精兵三萬人を得、進て夏口に住り、將軍の爲めに之を破ることを保せん、權曰く、老賊漢を廢して自立せんと欲すること久し、徒に二袁呂布劉表と孤とを思む耳、今數雄已に滅し、惟だ孤尙存す、孤老賊と勢兩立せず、君當さに擊つべきを言ふ。甚だ孤と合へり、此れ天君を以て孤に

授くる也と。

江表傳に曰く、權刀を拔て前の奏案を斫て曰く、諸將吏敢て復た操を迎ふべきを言ふ者あらば、此案と同じくせん。會罷むの夜に及で、瑜見んことを請ふ、曰く、諸人徒らに操か害に、水歩八十萬と言ふを見て、而して各恐懼し復た其の虚實を料らず、便ち此議を開く、甚だ謂れなき也、今實を以て之を校るに、彼將る所中國の人、十五六萬に過ぎず、且つ軍已に久しく疲る、得る所の表が衆、亦極めて七八萬のみ、尙狐疑を懷く、夫れ疲病の卒を以て狐疑の衆を御す、衆數多しと雖も、甚だ未だ畏るゝに足らず、精兵五萬を得ば、自ら之を制するに足る、願はくは將軍慮ること勿れ、權背を撫して曰く、公瑾、卿か言此に至る、甚だ孤が心に合ふ、子布(張昭が字)文表(秦松が字)諸人、各妻子を顧み、私慮を挟み持つ、深く望む所を失ふ、獨り卿と子敬と孤と同じき耳、此天卿二人を以て孤を賛くる也、五萬兵猝かに合し難し、已に三萬人を選び、船糧戰具俱に辨ず、卿子敬程公と便ち前に在て發せよ、孤當さに續て人衆を發し、多く資糧を載せて、卿が後援と爲すべし、卿能く之

を非せんには誠に決せよ、邂逅に意の如くならずば、便ち還て孤に就け、孤當さに孟徳と之を決すべしと、吳志の言と略ぼ出入あり。

意ふに武侯が權に説くと、權が羣下に諮ると孰れか先後なるを知らず、吳志蜀志、一陳壽の筆に出で、而して各岐互あり、又瑜肅の權に説くを叙するも、二傳必ずしも相合せず、蓋し陳壽の書法、毎に斯人を傳すれば、必ず重を斯人に歸す、故に往々事實を晦ますに至る、但だ吳に在りては、肅の謀先づ發し、而して瑜が言之と暗合せること、異日孫權が周魯呂三人を評隲するの言に徴して、復た疑ふべからざるに似たり。夫れ周公瑾は江左第一の美才、而かも其の才太だ高く、見る所太だ鋭なるを以て、恃む所は目前一戰の勝敗に在り、魯肅に至りては、其の策畫する所、自ら勝敗の數に超えて、形勢の機に存す、故に其の操を迎ふるの不可を言ふ、親切老實、其の年少醜疎に似ず、瑜が壯快と同じからず、權固より瑜が才能を器とす、故に其の言信ずること宜しく厚かるべきも、亦肅が其の身と權との境遇を比較して、醇々として之を曉せる者、深く權が心脾に入り、此計を決するに於て、大に與りて力なくんばあらざるなり。か

の武侯の遊説の若きは、又肅が形勢の談と瑜が兵機の説とを兼ね、加ふるに敗亡の昭烈が義烈不屈を以て、激して之を厲ます、赤壁の一戰なしと雖も、孫劉の盟已に運なる、鼎足の形成りて、而して操が力江南に及ぶ能はざるの勢は決せる也。曹孟徳の明は、尙ほ此の三少年が大計を機先に決せることを睹ること能はず、其の一敗の後に及ぶまで、敵の劉備たるを知り、劉備が孫仲謀少年を瞞過して、己を窘しめたるを料るのみ、故に魏志并に魏人が著せる山陽公載記等の書、皆操が昭烈と戰ふことを記して、絶えて武侯肅瑜に及ばず、其の敗れたるは不幸にあらざる也。且つ其の齡を以てするに、曹公、昭烈、張昭は儔なり、魯肅、周瑜も亦儔なり、侯と孫權と最も少し、今武侯瑜肅の謀合し、而して昭烈は能く之を用ひ、孫權も亦之に従ふ、張昭の計、孫權に容れられずして、而して曹操は則ち獨り其の智を用ふる、是れ明らかに少壯者が羸着にして、老長者が輸着たるを示せる者。其後曹操戰の周瑜に決せるを聽き、乃ち又其年少なるを以て、遊説して動かすべしと謂ひ、蔣幹をして之を説かしめて成らず、他日又夏侯淵が昭烈に破斬せらるゝや、先づ法孝直なる者ありて、虛を衝くの

策を盡せんことを料る能はず、而して漢中を委棄し、慙恨の餘、玄徳が此あることを辨ぜざるを知る、必ず人の爲めに教へられたりと謂ふ、而して其の失計に補ひなし、三分の局、此に至りて半として抜くべからず、操の智能を以てするも、之を待むこと太だ過ぐれば、則ち毎に後輩に敗らるゝこと此の如し、而るを况んや操より下なる者をや。

夫れ赤壁一戦は、誠に千古の壯觀なり、此なくんば吳の勢疆からず、昭烈の基業建たず、而して三分の局定まらず、趙翼が詩に曰く、

依然形勝扼荆襄。赤壁山前故壘長。烏鵲南飛無魏地。大江東去有周郎。千秋人物三分國。一片山河百戰場。今日經過已陳迹。月明漁父唱滄浪。

能く此の壯觀を道ひ盡すと謂ふべし、然れども其の機勢の決する所を原ねれば、則ち少者老者が、其の閑歴と無閑歴とを相鬪はすに過ぎず、千秋の人物三分の國なる者、畢竟此の如き耳。周郎の快戦は誠に快なり、而かも其の快戦の由る所は、未だ葛魯二子が三分の謀先定せる者、之を致すなくば非ず、抑も南方の形勢、攻守の要樞、襄陽に存す、而して武侯が之を取るの言行はれず、長江の

險、己に曹操と之を共にし、其の東下するや、己に南岸に沿て來る、赤壁の地勢、荆襄を扼して、吳會の要吭たりと雖も、其の自ら守るも亦太だ堅れり、たとひ北軍水に習はず、又多く疾疫に困しめられ、久しきを持する能はざること、武侯公瑾が料る所の如くなるも、一再戦して利なくば、吳の君臣、内に擾るゝの患なしとせず、三分の局、決して此が爲めに壞れざるも、亦兵を用ゐると神の如き孟徳をして、一敗地に塗れて、兵馬相蹂躙して逃るゝに至らしむるを得じ、此は則ち周郎一戦の烈なり、故に其の戦狀を録して、此の快舉の始終を詳かにせん。

孫權遂に周瑜程普を以て左右督とし、兵を將みて力を昭烈に並せ曹操を逆へしめ、魯肅を以て贊軍校尉とし、方容を助畫せしむ。

江表傳に據るに、此時昭烈樊口に在り、武侯吳に詣て未だ還らず、昭烈曹公の軍下ると聞て恐懼し、日に邏吏を水次に遣はして、權が軍を候望す、吏瑜が船を望見して、馳往て昭烈に白す、昭烈曰く、何を以てか之を知る、青徐の軍に非ずや、吏對て曰く、船を以て之を知ると、昭烈人を遣はして之を感

勞す、瑜が曰く、軍任あり、委署するを得べからず、儻し能く威を屈せば、賊に其望む所に副はん、昭烈關羽張飛に謂て曰く、彼我を致さんと欲す、我今自ら東に結託し、而して往かずんば、同盟の意に非ざる也と、乃ち單舸に乗て往て瑜を見て問て曰く、今曹公を拒ぐ、深く計を得たりと爲す、戰卒幾くかある、瑜が曰く、三萬人、昭烈曰く、恨むらくは少し、瑜が曰く、此れ自から用ゐるに足る、豫州但だ瑜が之を破るを觀よと、昭烈魯肅等を呼で共に會晤せんと欲す、瑜が曰く、命を受けて妄に委署するを得ず、若し子敬を見んと欲せば、別に之に過るべし、又孔明已に俱に來る、三兩日を過ぎずして到らんと、昭烈深く愧ぢて瑜を異とすと雖も、而かも心未だ之か能く必ず北軍を破ることを許さる也、故に差他して後に在り、二千人を以て羽飛と俱にして、未だ肯て瑜に係らず、蓋し進退の計を爲す也と、孫盛は之を辯じて、昭烈雄才、必亡の地に處し、急を吳に告げて、而して奔り助かることを獲たり、復た江渚を願望して、而して後計を懐くに縁しなし、江表傳の言、當さに是れ吳人美を專にせんと欲するの辭なるべしと爲す、江表傳は吳の虞

溥の撰する所、故に往々此の弊あり、關羽が魯肅に答ふるに、烏林の役、左將軍身行間に在り、賤るに介を脱せざるの語あり、是れ吳書に出づ、亦以て江表傳の妄を知るべし。但だ昭烈此時、敗亡の餘と雖も、猶其の雄才を恃み、又其の戰卒、吳軍と伯仲す、子敬を器とするも、仲謀公瑾輩に至ては、亦未だ必ずしも甚だ之を重ぜず、他日龐士元に語るに、當時仲謀防く所、北に在り、孤に頼て援と爲さんと以へるを以てするを見るに、決して首を俛して吳人に下るに意ある者に非ず、權も亦劉豫州に非ずんば、操に當るべき者なしといふ、獨り瑜は則ち才高く氣鋭、獨任して他人の力を借るを欲す、又昭烈の人傑なるを知りて、之が爲めに勢望を加ふるを以て、吳に不利なりとす、故に劈頭先づ昭烈が自尊の念を折かんと欲す、此の一往復ある所以、他日瑜昭烈に地を資するを非とし、其の京に來るや、之を吳に留めんと欲し、死に臨んで又權に疏して、虎を養ふの言あり、皆此の自恃の情に原する也。

是に於て孫劉二氏の軍、追て操と赤壁に遇ふ、時に操が軍衆已に疾疫あり、初め一交戦して、操が軍利あらず、引て江北に次す、孫劉の軍、南岸に在り、瑜

部將黃蓋が曰く、今寇衆く我寡し、與に持久し難し、然るに操が軍を觀るに、方々に船艦を連ね、首尾相接す、燒て走らすべき也と、乃ち蒙衝鬪艦、輕利なる者十艘を取り、實つるに燥荻枯柴を以てし、漚ぐに魚膏を以てし、赤幔之を覆ひ、上に旌旗龍幡を建つ、先づ書して曹操に報じ、詐りて云ふ降らんと欲すと。

蓋が降書に、『東南將吏、無有愚智、皆知其不可、惟周瑜魯肅、偏懷淺慮、意未解耳』の語あり、豈に操是に於て瑜肅の名を耳にせるか、而かも已に晚し。又豫め走舸を備へ、各大船を繫ぐ、時に東南風急なり、因て十艦を以て最も前に著け、其餘は因て引次て俱に進む、中江に帆を擧ぐ、蓋火を擧て諸校に白し、衆兵をして聲を齊うし大に叫ばしめて曰く、降ると、操が軍吏士皆營を出で、立て觀る、指して言ふ、蓋降ると、北軍を去ると二里餘、蓋諸船を放て同時に火を發つ、火烈しく風猛なり、往く船箭の如し、飛埃絕爛、北船を燒盡し、延て岸上の營落に及ぶ、頃之ありて煙炎天に張り、人馬燒溺し、死する甚だ衆し、瑜等輕銳を率ゐて、其の後に尋繼し、雷鼓大に進む、北軍大に敗れ、曹操退き

走る、瑜昭烈の軍と水陸並び進み、追て南郡に到る、時に又疾疫し、北軍多く死す、操遂に曹仁徐晃を江陵に留め、樂進を襄陽に留め、軍を引て北に還る、此れ所謂赤壁の戰なり。

山陽公載記に云ふ、公の船艦、備が爲めに燒かる、軍を引て華容道より歩いて歸る、泥濘に遇ひ、道通せず、天又大に風ふく、悉く賊兵をして艸を負て之を填めしむ、騎乃ち過ぐることを得たり、賊兵人馬の爲めに踏籍せられ、泥中に陥り、死する者甚だ衆し、軍既に出つることを得て、公大に喜ぶ、諸將之を問ふ、公の曰く、劉備は吾が儔也、但だ計を得る少しく晚し、向に早く火を放たしめば、吾徒類なけん、備尋で亦火を放つ、而も及ぶ所無し。赤壁戰後、南方の勢力、一時大に張る、權が將甘寧徑ちに進で夷陵を取る、益州の將襲肅降る、寧曹仁が兵に圍まる、瑜擊て大に仁が兵を破り、江を渡りて北岸に屯し、仁と相拒ぐこと歲餘、遂に仁を走らして江陵を取る、權瑜を以て南郡太守を領せしめ、程普は江夏太守、呂範は彭澤太守、呂蒙は尋陽令を領す、但だ孫權が自ら將として合淝を攻むると、張昭が九江の當塗を攻むるとは功な

武侯已に一説して三分の局を取殘の餘に定む、其の一戦の後、昭烈の爲めに力を效せしこと、亦かの荆益跨有の謀を成すに急なるを見るべきあり、其の年十二月昭烈劉琦を表して荆州刺史と爲し、兵を引て荆州の江南四郡を徇ふ、武陵、長州、桂陽、零陵の諸守皆降る、盧江の雷緒、部曲數萬口を率ゐて昭烈に歸す、昭烈乃ち武侯を以て軍師中郎將と爲し、零陵、桂陽、長沙三郡を督せしめ、臨蒸に住し、其の賦税を調して以て軍實に充つ、趙雲を以て桂陽太守を領せしめ、關羽を以て襄陽太守と爲し、江北に駐め、張飛を以て宣都太守と爲す。皆侯が着々其志を行ふの影跡を原ゆべし。瑜江陵を下すに及で、昭烈權を表して車騎將軍を行ひ、徐州牧を領せしむ、會ま荆州刺史劉琦卒す、權昭烈を以て荆州牧を領せしむ、周瑜江の南岸の地を分て以て昭烈に給す、昭烈乃ち營を油口に立て、名を公安と改む、權稍之を畏る、妹を以て昭烈に妻はせ、以て盟好を固うす、妹才捷剛猛、諸兄の風あり、侍婢百餘人、皆刀を執て侍立す、昭烈入る毎に衷心常に凍凍たり。是時劉表が故の吏士、見に北軍に従ひし者、多く叛き來

て昭烈に投ず、昭烈周瑜が給する所の地少くして、以て其業を容るゝに足らざるを以て、乃ち自ら京口に詣り、孫權を見て、其の連姻の恩紀を綢繆し、且つ荆州を都督せんことを求む。周瑜乃ち權に上疏して曰く、劉備梟雄の姿を以て、而して關羽張飛熊虎の將あり、必ず久しく屈して人の用たる者に非ず、愚謂ふに大計宜しく備を徙して吳に置き、盛んに爲めに宮室を築き、其の美女玩好を多くして、以て其耳目を樂しましめ、此二人を分て、各一方に置き、瑜が如き者をして狹て與に攻戦するを得せしめば、大事定むべき也、今狼りに土地を割て以て之に資業し、此三人を聚めて、俱に疆場に在らしむ、恐らくは蛟龍雲雨を得ば、終に池中の物に非ざる也と、呂範も亦勸めて之を留めしむ、權以ふ、曹操北方に在り、當さに廣く英雄を擧るべしと、又昭烈の卒かに制し難からんことを恐る、魯肅又之を不可として曰く、將軍神武命世と雖も、然も曹氏威力實に重し、初めて荆州に臨で、恩信未だ洽ねからず、宜しく以て備に借して之を撫安せしむべし、操が敵を多くして、而して自ら爲めに黨を樹つるは計の上也と。權之に従ふ。昭烈還りて左右に謂て曰く、孫車騎長上短下、其れ下たり

難し、吾以て再び之を見るべからずと、乃ち晝夜兼行して還る。他日昭烈從容として龐統と宴語す、問て曰く、卿周公瑾が功曹たり、孤吳に到るとき、此人密かに事を白すことあり、仲謀に勸めて相留めしむと、之有りや、統對て曰く之有り、昭烈歎息して曰く、孤時に危急、當さに求むる所あるべし、故に往かざるを得ず、殆んど周瑜が手を免かれず、天下智謀の士、見る所略ぼ同じき耳、時に孔明、孤に行くこと莫れと諫む、其の意獨り篤し、亦此を慮る也、孤以ふ、仲謀防く所北に在り、當さに孤を頼て援と爲すべしと、故に意を決して疑はず、此れ誠に險途に出づ、萬全の計に非ざる也と。昭烈の人と爲り、勉めて自ら韜晦せざるに非ず、而かも鋒鏑發露、動もすれば人に畏憚せらる、此れ其の英名世を蓋て、反て成事少き所以、今荆吳に在るも、亦復前轍を履まんとす、武侯の之を危ぶむ所以なり、而して孫劉の聲、漸やく是より啓かんとす、二氏皆益州を圖るに至て、而して其の勢益々避くべからざるに至れり。

袁宏が記する所に據るに、張子布、侯を孫權に薦む、侯肯て留まらず、人其故を問ふ、曰く孫將軍は人主と謂ふべし、然も其の度を觀るに、能く亮を賢

として亮を盡すこと能はず、吾是を以て留らずと、是事亦當さに赤壁の役後、多時ならざる間に在るべし。裴松之は侯が人に答ふる所を以て其實を得ずとして云く、『袁孝尼著文立論、甚重諸葛之爲人、至如此言、則失之殊遠、觀亮君臣相遇、可謂希世一時、終始之分、誰能間之、寧有中違斷金、甫懷擇主、設使權盡其量、便當驪然去就乎、葛生行已、豈其然哉、關羽爲曹公所獲、遇之甚厚、可謂能盡其用矣。猶義不肯本、曾謂孔明之不若襄長乎』と、而かも張昭が侯を薦めしは、事未だ必ずしも之なくばあらざる也。後年孫權が陸遜に報ずる書に、孤嘗て子瑜に語て曰く、卿孔明と同産、且つ弟の兄に隨ふ、義に於て順と爲す、何を以てか孔明を留めざる、孔明若し留て郷に從はんには、孤當さに書を以て玄徳を解すべし、意ふに自から人に隨はん耳、子瑜孤に答て言ふ、弟亮已に身を人に失ふ、質を委ね分を定め、義二心なし、弟の留まらざるは、猶謹か往かざるがごとき也と曰ふを觀れば、是れ或は昭が權に薦めし時の事に係らんも、未だ知るべからず、孫氏が武侯を用ゐるの意ありしこと昭かなり。武侯の志、子瑜實に熟知して之を明言すれば、武侯の吳に留

まらざる者たるや、言を俟たず、松之の論、易ふべからず、但だ去就の義を人に答ふるに因て、語孫權が人と爲りに及び、而して昭烈の棄て難きを道ふは、或は宜しく有るべきの事たり、則ち袁宏が起する所、多少の訛傳あるも、亦一概に侯に此等の言なきを断すべからざるに似たり。かの吳人が侯に心酔せし所以の故に至ては、私論已に侯が孫權に遊説する條下に具せり。趙翼が割記に、三國之主、用人各不同の説あり、其の論實に據りて徵證し、甚だ切當なるを覺ゆ、又適さに侯が去就の説と相發明すべく、并せて此に因りて三分の局、唯だ地勢之を致すのみならずして、又人力の大關係あるを知るべし。顧ふに赤壁一戰、己に三分の大關鍵たり、亦實に翼が詩に所謂、千秋人物三分國、一時一處に薈萃して、各其の技倆を展べ、其の材力を竭す、絶大の脚色たるを以て、此の條下に於て、三國人主が用人の異同を示すは、亦最も興味ありとすべし、故に左に抄録す。

人才莫盛於三國。亦惟三國之主。各能用人。故得衆力相扶。以成鼎足之勢。而其用人。亦各有不同者。大概曹操以權術相馭、劉備以性情相契、孫氏兄

弟以意氣相投。後世尙可推見其心跡也。荀彧程昱爲操畫策。人所不知。一表明之。絕不讓爲已有。此固足令人心死。劉備爲呂布所襲。奔于操。程昱以備有雄才。勸操圖之。操曰。今收攬英雄時。殺一人而失天下之心。不可也。(看るべし、かの孫權が昭烈を留めると同一意に出づるとを、又以て見るべし、昭烈が名望あるは、一世に畏憚せらるゝ所以、而して其の幸に免かるゝ者は、又其の名望甚だ盛んに、之を圖れば則ち人心に負くに至るが爲なるを。)然此猶非與操有怨者。臧霸先從陶謙。後助呂布。布爲操所擒。霸藏匿。操募得之。即以霸爲琅邪相。青徐二州悉委之。先是操在袁州。以徐翕毛暉爲將。袁州亂。翕暉皆叛。後操定兗州。翕暉投霸。至是操使霸出二人。霸曰。霸所以能自立者。以不爲此也。操歎其賢。并以翕暉爲郡守。操以畢諶爲兗州別駕。張邈之叛。劫諶母妻去。操遣諶往。諶頓首無二。既出。又亡歸。從呂布。布破。操生得諶。衆爲之懼。操曰。人能孝於親者。豈不忠於君乎。吾所未也。以爲魯相。操初舉魏種爲孝廉。兗州之叛。操謂種必不棄我。及聞種走。怒曰。種不南走越。北走胡。不汝置也。及種被禽。

操曰。惟其才也。釋而用之。此等先臣後叛之人。既已生擒。誰肯復貸其命。乃一一棄嫌錄用。蓋操當初起時。方欲藉衆力以成事。故以此奔走天下。楊阜所謂曹公能用度外之人也。及其削平羣雄。勢位已定。則孔融許攸輩等。皆以嫌忌殺之。荀彧素爲操謀主。亦以其阻九錫。而脅之死。甚至楊修素爲操所賞拔者。以厚於陳思王而殺之。崔琰素爲操所倚信者。亦以疑似之言殺之。然後知其雄猜之性。久而自露。而從前之度外用人。特出于矯僞。以濟一時之用。所謂以權術相馭也。至劉備。一起事。即爲人心所嚮。少時結交。豪傑已多附之。中山大商張世平蘇雙等。早資以財。爲糾合徒衆之用。領平原相。劉平遣刺客刺之。客反以情告。救陶謙。謙即表爲豫州刺史。謙病篤。命以徐州與備。備不敢當。陳登孔融俱致勸受之。後爲呂布所攻。投奔於操。操亦表爲左將軍。禮之甚重。嗣以徐州之敗。奔袁譚。譚將步騎迎之。袁紹聞備至。出鄴二百里來迎。及紹敗。備奔劉表。表又郊迎。待以上賓之禮。荆州豪傑多歸之。曹兵來討。備奔江陵。荆州人士隨之者十餘萬。是時身無尺寸之柄。而所至使人傾倒如此。程昱謂備甚得人心。諸葛亮對孫權亦謂。

劉豫州爲衆士所慕仰。若水之歸海。此當時實事也。乃其所以得人心之故。史策不見。第觀其三顧諸葛。咨以大計。獨有傳嚴愛立之風。關張趙雲自少結契。終身奉以周旋。即羈旅奔逃。寄人籬下。無寸土可以立業。而數人者思難相隨。別無貳志。此固數人者之忠義。而備亦必有深結其隱微。而不可解者矣。其征吳也。黃權請先以身嘗寇。備不許。使駐江北以防魏師。及魏亭敗退。道路隔絕。權無路可歸。乃降魏。有司請收權妻子。備曰。我負權。權不負我也。權在魏。或言蜀已收其孥。權亦不信。君臣之相與如此。至托孤於亮。曰。嗣子可輔。輔之。不可輔。則君自取之。千載之下。猶見其肝隔本懷。豈非眞性情之流露。設使操得亮。肯如此委心相任乎。亮亦豈肯爲操用乎。惜是時人才已爲魏吳二國收盡。故得人較少。然亮第一流人。二國俱不能得。備獨能得之。亦可見以誠待人之效矣。(草廬三顧の條と參看すべし) 至孫氏兄弟之用人。亦自有不可及者。孫策生擒太史慈。即解其縛。曰。子義青州名士。但所托非人耳。孤是卿知己。勿憂不如意也。以張昭爲長史。北方士大夫書來。多歸美于昭。策聞之曰。管仲相齊。一則仲父。二則仲父。而桓公

爲○霸○者○宗○。今○子○布○賢○。我○能○用○之○、其○功○名○不○在○我○乎○。此○策○之○得○士○也○。周○瑜○薦○魯○肅○。權○即○用○肅○繼○瑜○。權○怒○甘○寧○粗○暴○。呂○蒙○謂○。闕○將○難○得○。權○即○厚○待○寧○。劉○備○之○伐○吳○也○。或○謂○諸○葛○瑾○已○遣○人○往○蜀○。權○曰○。孤○與○子○瑜○。有○生○死○不○易○之○操○。子○瑜○之○不○負○孤○。猶○孤○之○不○負○子○瑜○也○。吳○蜀○通○和○。陸○遜○鎮○西○陵○。權○刻○印○置○遜○所○。每○與○劉○禪○諸○葛○亮○書○。常○過○示○遜○。有○不○安○者○。便○令○改○定○。以○印○封○行○之○。委○任○如○此○。臣○下○有○不○感○知○遇○而○竭○心○力○者○乎○。權○又○不○自○護○其○非○。權○欲○遣○張○彌○許○晏○浮○海○至○遼○東○封○公○孫○淵○。張○昭○力○諫○不○聽○。彌○晏○果○爲○淵○所○殺○。權○慚○謝○昭○。昭○不○起○。權○因○出○過○其○門○呼○昭○。昭○猶○辭○疾○。權○燒○其○門○以○恐○之○。昭○更○閉○戶○。權○乃○滅○火○。駐○門○其○久○。載○昭○還○宮○。深○自○刻○責○。尙○如○袁○紹○不○用○沮○授○之○言○。以○至○於○敗○。則○恐○爲○所○笑○。而○殺○之○矣○。權○用○呂○壹○事○敗○。又○引○咎○自○責○。使○人○告○謝○諸○大○將○曰○。與○諸○君○從○事○。自○少○至○長○。髮○有○二○色○。以○謂○表○裏○足○以○明○讞○。盡○言○直○諫○。所○望○于○諸○君○。諸○君○豈○得○從○容○而○已○哉○。凡○百○事○要○。所○當○損○益○。幸○匡○所○不○逮○。陸○遜○晚○年○爲○揚○竺○等○所○階○。憤○鬱○而○死○。權○後○見○其○子○抗○。泣○曰○。吾○前○聽○讒○言○。與○汝○父○大○義○不○篤○。以○此○負○汝○。以○人○主○而○自○悔○其○過○。開○誠○告○語○如○此○。其○誰○不○感○泣○。使○操○當○此○。早○挾○

一○寧○我○負○人○。無○人○負○我○之○見○。而○老○羞○成○怒○矣○。此○孫○氏○兄○弟○之○用○人○。所○謂○以○意○氣○相○感○也○。

若し三國の主を以て相校せば、劉は天授なり、之に安ぜり、孫は勉めて之を行ふ、亦守る所あり、曹は最下なり、唯だ之を利とする耳、然かも後の人を用ゐる者、能く曹の如きを得る者、亦多からんや、其の下の力を效せる所、攘て己が有とせず、又其の他日己が患と爲すべき人傑にして、而かも取て之を除かず、關羽が其の厚遇を受けて、而して歸りて劉に奔るも、之を追はずして其志を成すが若き、魏種を赦して、惟其才也といふが若き、豈に及び易からんや、其の孔融以下、才を忌み能を嫉みて之を除く者、世皆是れなり。嘗て謂ふ、曹の雄猜、人輒ち姦を以て之を蔽ふも、實は明太祖の太甚しきが如くならず、其の開豁の處、寧ろ之に過ぐるあり、天命我に在らば、我周の文王たらんと曰ふが若きも、其の矯飭の處、即ち又其の猶ほ義を守るの心ある處、其の建安十五年十二月、食戸を譲り還すの令の若き、浮偽滿幅を以て之を譏るも、今の侯伯たる者、果して能く此を之れ爲す者あるか、自ら操が

地に立て、能く操が爲す所を爲すや否やを思はず、輕しく前人を罵る、此も亦操が罪人なり。嗚呼意氣の感、復た見るべからず、而るを况んや性情の契をや、張問陶が句に曰く、『竟逢知己何妨死、未遇傾城不肯狂』死を求めて死得べからず、狂せんと欲するも狂も亦易からんや、蔣若生が句に云く、『一代風雲貧賤合』貧賤相合す、而かも以て風雲の氣を作すに足らば、たどひ空言之を事業に施さるも亦復好からずや、愚も亦嘗て句ありて曰く、『豈無知己盡貧賤、未肯將身許貴游』然れども是固より自ら違ふに非ざる也。蘇軾魏を論じて曰く、

當漢氏之衰。豪傑並起而圖天下。二袁董呂。爭爲強暴。而孫權劉備。又以區區于一隅。其用兵制勝。固不足以敵曹氏。然天下終于分裂。訖魏之世而不能一。蓋嘗試論之。魏武長于料事。而不長于料人。是故有所重發。而喪其功。有所輕爲。而至于敗。劉備有蓋世之才。而無應卒之機。方其新破劉璋。蜀人未附。一日而四五驚。斬之不能禁。釋此時不取。而其後至不敢加兵者終其身。孫權勇而有謀。此不可以聲勢恐喝取也。魏武不用中原之長。

而與之爭于舟楫之間。一日一夜行三百里以爭利。犯此二敗。以攻孫權。是以喪帥于赤壁。以成吳之強。且夫劉備可以急取。而不可以緩圖。方其危疑之間。卷甲而趨之。雖兵法之所忌。可以得志。孫權者可以計取。而不可以勢破也。而欲以荆州新附之卒。乘勝而取之。彼非不知其害。特欲僥倖于權之不敢抗也。此用之于新造之蜀、乃可以逞。故夫魏武重發于劉備。而喪其功。輕爲于孫權。而至于敗。此不亦長于料事。而不長于料人之過歟。事を料るに長じて、而して人を料るに長せず、此語の當否、尙ほ疑ふべき者あり、夫れ操が一日一夜行くこと三百里以て昭烈を追ふ者、亦人を料るに長せずといふべからず、而して吳の骨鯁、張昭張紇あるを知る、則ち亦其の聲勢を以て取らんと欲する者、人を料るの過にあらざる也、仲謀年少、其の勇と謀あると、當時未だ顯著なるを得べからず、瑜肅武侯、固より未だ其名を聞かず、此を以て人を料るに短なりといふべからざる也。夫れ南人輕銳、久しきを持するに短し、而して操聲勢を以て之に臨み、之を旦夕に取らんと欲す、寧ろ事を料るに短なりとせざらんや、然れども武侯已に其の疆弩の末勢

たるを料り、瑜も亦其軍士の疾疫を料る、操も亦固より其の不可を知り、而して猶ほ敢て之を爲す者は、敵の昭烈たるを知り、而して三少年たるを知らず、又權の敢て抗せざらんことを僥倖する也、此は則ち軾の論得たりと爲す、其の蜀を取るの得失は、當さに下條に至りて、更に之を商榷すべし。

赤壁

清袁

枝

一面東風百戰軍。當年此處定三分。漢家火德終燒賊。池上蛟龍竟得雲。江水自流秋渺渺。漁燈猶照荻紛紛。我來不共吹簫客。烏鵲寒聲靜夜聞。

此は又偏に一戰の功を以て劉氏に歸するに似たり、未だ公論とすべからず、而かも池上の蛟龍雲を得るを以て、一戰の效に歸するは、則ち亦善く當日の形勢を道得る者と謂ふべし。

益州據有

建安十五年、周瑜卒す、其の病むに當りて、孫權に上疏して、曹操と敵たり、

劉備と邊境密邇するを以て患と爲し、魯肅を擧げて自ら代ふ、權乃ち肅を以て奮武核尉とし、瑜に代りて兵を領せしむ。江表傳に其の牋中、曹公北に在り、疆場未だ静かならず、劉備寄寓、虎を養ふに似るありといふ語あるを載す。然るに肅が昭烈を處する所以は、實に瑜と其の議を異にし、權に勸めて荊州を昭烈に借し、共に曹氏を拒かしむ、操が報を聞て書を作るに方りて筆を地に落せしは、此時なり。是に於て昭烈の志伸び、而して武侯の荊州を取るの策行はれたるが若し、而かも其の實未だ然らざる也、瑜の卒する、其南郡太守の職は、程普を以て之に代ふ、是に至て、南郡は則ち昭烈に歸すと雖も、程普は猶ほ江夏太守を領し、又長沙を分て漢昌郡を置き、而して肅之か太守を領し、陸口に屯す、蓋し以て昭烈に備ふと云ふ、故に荊州七郡、南陽は猶ほ曹氏の手中に在り、而して江夏郡、長沙の半ば、又孫氏に割かる、侯が他日謂て、主公の公安に在るや、北は曹公の疆を畏れ、東は孫權の偏るを憚かり、近くは則ち孫夫人變を肘腋の下に生ぜんことを懼ると爲すは、正に此時を指す也。此時に當り、曹操銅爵臺を鄴に作り、多く姬妾を畜へ、其子丕を以て五官中郎將とし、丞相

正篇 益州據有

の副と爲す、其の志驕り意滿つるを見るべきに似たり、而かも猶ほ三縣の封を譲り還し、令を下して、極めて其の過分なるを道ふ、則ち操未だ老悖せざるや明かなり、次平馬超韓遂が關中を擾すや、乃ち險塗を冒して、羌胡と戦ふを能くす、孫權は則ち交州の亂に乗じ、步騭を以て刺史を領せしめ、交趾太守士燮、甚だ地方の人心を得るを以て、又節度を奉承す、是に於て嶺南全く權に服屬す、而して昭烈獨り競競として席未だ安きを得ず。夫れ荆州の地、四圍山を限り、而して江漢之を東西に通ず、至て險要と爲す、而かも四戰の地、又獨立して自ら守るに難し、故に武侯の本謀、固より益州の巖阻を保ち、先づ勝つべからざるを爲し、以て荆州の上游に據り、荆州は則ち以て其の用武の郊と爲し、力を展ぶるの路と爲さんと欲する也。今荆州僅かに得ると雖も、而かも北の方襄陽の要害、之を曹操に占められ、東の方蕪黃の形勝、實に淮楚の咽喉を扼し、江漢の會、亦荆楚の命脈之に係り、而して皆之を孫權に占めらる、若し一日魯二氏と啓かしめば、荆州は昭烈の有に非ず、是に於てか益州據有の計、益々以て急にせざるべからざるを見る、武侯の此際に畫策せる所、史明らか之を記せ

ざるも、其の日夕昭烈と謀る者、未だ必ずしも此計にあらざらんばあらざるを知る也。

益州別駕張松、人と爲り短小放蕩、然るに譎達精果なり、素より州牧劉璋が與に爲すこと有るに足らざるを付て、常に窃かに歎息す、曹操が荆州に克ちし時、璋張松を遣として、敬を操に致す、時に操已に昭烈を走らし、荆州を定め、復た松を存録せず、操が主簿楊修操に白して松を辟さしむ、操顧みず、松此を以て操を怨む、操が軍赤壁に敗るゝに及び、松還て操を疵毀し、璋に勸めて之と絶たしめ、因て璋に説て曰く、劉豫州は使君の肺腑、與に交通すべしと、璋之に従ふ。

習鑿齒曰く。昔齊桓一矜其功。而叛者九國。曹操自驕伐。而天下三分。皆勤之於數十年之内。而乘之於俯仰之頃。豈不惜乎。

璋張松に問ふ、誰か使すべき者ぞ、松乃ち法正を舉ぐ、正は右扶風郿人、璋に軍議校尉に畧せらる、亦任用を得ざるを以て、璋の爲すあるに足らざるを恨み、松と相善し、是に於て正辭讓し、已むを得ざるまねして行く、還りて松が爲り

に昭烈雄略あることを稱説し、密かに共に奉戴せんことを謀る、而して未だ縁
あらざる也。

周瑜が己に略は荆州を定むるや、京口に詣り、孫權を見て、曹操新たに敗れ、
憂腹心に在り、此時に乗じて、孫瑜と俱に進で蜀を取り、張魯を并せ、孫瑜を
して其地を守らしめ、馬超と結援して、還りて權と襄陽に據り、操を賊めて北
方を圖らんと説く、夫れ馬超、孫瑜之を關中、漢中より將し、而して孫權周瑜
之を襄陽より角す、中原動搖せざるを患へず、公瑾の計にして大に逞しうする
を得せしめば、孫氏帝業、未だ必ずしも其の功を成さずといふべからず、是れ
亦侯が秦川宛洛兩路より中原を攻むるの説と合す、所謂智謀の士、見る所略は
同じき者なり、權之を許し、瑜江陵に還りて行装を爲さんとす、道に卒す、而
かも孫氏が益州を圖るの計は、依然として已まず、其の軍を行るや、途必ず荆
州に由るを以て、權乃ち使を遣はして之を昭烈に謀る、昭烈之を許さず、何と
なれば昭烈己に武侯が三分の策を喜ぶ、孫氏をして手を益州に下さしむるは、
其の欲せざる所なればなり、其の往復の語に至ては、蜀志昭烈傳、吳志魯肅傳

及び獻帝春秋の云ふ所、各岐互あり。

獻帝春秋に曰く、孫權備と共に蜀を取らんと欲す、使を遣はし備に報して曰
く、米賊張魯、巴漢に居王して曹操が耳目となり、益州を規圖す、劉璋不武、
自ら守ること能はず、若し操蜀を得ば、則ち荆州危し、今先づ璋を攻め取て、
進で張魯を討たんと欲す、首尾相連て、吳楚を一統せば、十操ありと雖も、
憂ふる所なけん、備自ら蜀を圖らんと欲す、拒ぎ答へて聽さず、曰く益州
民富彊、土地險阻、劉璋弱しと雖も、以て自ら守るに足る、張魯虚偽、未だ
必ずしも忠を操に盡さず、今帥を蜀漢に暴し、萬里に轉運し、戦はば克ち攻
むれば取りて、舉に利を失はざらしめんと欲す、此れ吳起も其規を定むること
能はず、孫武も其事を善くすること能はざる也、曹操君を無するの心あり
と雖も、而かも主を奉するの名あり、議者操が利を赤壁に失ふを見て、其力
屈して復た遠志なけんと謂ふ也、今操天下を三分して己に其二を有つ、將さ
に馬に滄海に飲かひ、兵を吳會に觀さんと欲す、何ぞ肯て此を守て坐ながら
老を須たんや、今同盟故無くして自ら相攻伐す、樞を操に借して、敵をして

其隙を承けしむるは、長計に非ざる也と、權聽かず、孫瑜を遣はし、水軍を率ゐて夏口に住ましむ、備軍の過るを聽さず、瑜に謂て曰く、汝蜀を取らんと欲せば、吾當さに髪を被ふり山に入るべし、信を天下に失はじと、關羽をして江陵に屯し、張飛をして枳歸に屯し、諸葛亮をして南郡に據らしめ、備自ら涪陵に住す、權備が意を知る、因て瑜を召び還す。

魯肅傳に曰く、益州牧劉璋、綱維類弛す、周瑜甘寧、並びに權に勸めて蜀を取らしむ、權以て備に咨ふ、備内自ら規らんと欲す、仍て偽て報じて曰く、備璋と託して宗室たり、冀はくは英靈に憑て以て漢朝を匡さん、今璋罪を左右に得、備獨り悚懼す、敢て聞せん所に非ず、願はくは寬貸を加へよ、若し請ふことを得ずんば、備當さに髪を放て山林に歸るべしと。

昭烈傳に曰く、權使を遣はして云く、共に蜀を取らんと欲すと、或は以爲らく、宜しく報じて聽許すべし、吳終に荆を越て蜀を有つこと能はず、蜀地已か有たるべしと、荆州主簿殷觀進で曰く、若し吳の爲めに先驅せば、進て未だ蜀に克つこと能はず、退て吳の爲めに乗せられん、即ち事去らん、今但だ

然かく其の蜀を伐つことを贊して、而して自ら説くべし、新たに諸郡に據る、未だ興し動かすべからずと、吳必ず敢て我を越て而して獨り蜀を取らじ、此の如くば進退の計、以て吳蜀の利を收むべしと、先主之に従ふ、權果して計を輟む、觀を遷して別駕從事と爲す。

裴松之が註も此の岐互に就て、一辭を辯せず、頗ぶる疑ふべしとす、當日の情勢より察すれば、獻帝春秋の文は、此年前後、曹操が孫權と江淮の間に相争ふの跡に據り、又周瑜が策に對して、辭を造せるに似たり、魯肅傳の語も亦ただ修飾に過ぐ、且つ二書被髮の言、かの孫劉二氏の讐、未だ陽に啓けざるの日に在て、宜しく有るべからざるが若し、唯だ昭烈傳の語、最も情實に近し、抑も權も亦遽かに其の宿謀を廢せんことを欲せざるべければ、孫瑜が水軍を夏口に治め、而して昭烈が暗に其の西上を遮ざるの備を爲し、又被髮の語を飛播せしめ、以て之を威嚇せしは、計の或は當さに出づべき所なり。

建安十六年曹操鐘繇を遣はして漢中の張魯を撃たしむ、劉璋之を聞て懼る、張松因て璋に説て曰く、曹公兵天下に敵なし、若し張魯の資に因て、以て蜀土を

取らば、誰か能く之を禦がん、璋曰く、吾固より之を憂ふ而かも未だ計あらず、松が曰く、劉豫州は使君の宗室にして、而して曹公の深讐なり、善く兵を用ひる、若し之をして魯を討たしめば、魯必ず破れん、魯破れば、則ち益州疆し、曹公來ると雖も、能く爲すなき也、今州中の諸將龐義李異等、皆功を恃て驕豪、外意あらんと欲す、豫州を得ざれば、則ち敵其外を攻め、民其内を攻めば、必敗の道なりと、璋之を然りとし、法正を遣はし、四千人に將として備を迎へしむ、主簿黃權諫めて曰く、劉左將軍驍名あり、今請ひ到らん、部曲を以て之を遇せんと欲すれば、則ち其心に滿たず、賓客を以て禮待せんと欲すれば、則ち一國二君を容れず、若し客に泰山の安きあらば、則ち主に累卵の危きあらん、若かず境を閉ぢて以て時の清むを待たんにほど、璋聽かず、從事王累自ら州門に倒懸して以て諫む、璋一も納るゝ所なし。正荆州に至り、既に璋が旨を宣べ、陰かに策を昭烈に獻じて曰く、明將軍の英才を以て劉牧の懦に乗じ、張松は州の股肱、以て内に響應す、然る後益州の殷富に資り、天府の險阻に據り、此を以て業を成さんこと、猶ほ掌を反すがとき也と。

是より先龐統昭烈が荆州の従事を以て未陽令を守る、縣に在て治まらず、官を免ぜらる、魯肅昭烈に書を遣りて曰く、龐士元は百里の才に非ざる也、治中別駕の任に處らしめば、始めて當さに其の驥足を展ぶべき耳と、武侯も亦之を昭烈に言ふ、昭烈見て與に譚じ、大に之を器として、以て治中従事と爲し、親待侯に亞げり、遂に侯と並び軍師中郎將と爲る。

襄陽記に據るに、士元は即ち龐徳公の従子、所謂風雛なる者なり、少うして未だ識る者あらず、惟徳公のみ之を重ず、年十八、往て司馬徳操に見えしむ、徳操與に語る、既にして歎じて曰く、徳公誠に人を知る、此實に盛徳なりと。蜀志に又少き時樓鈍にして、未だ識る者あらず、穎川の司馬徽清雅にして人を知るの鑒あり、統弱冠にして往て徽に見ゆ、徽桑を採る、樹上に於て坐す、統樹下に在て共に語る、晝より夜に至る、徽甚だ之を異とす、稱すらく統當さに南州士の冠冕と爲るべしと、是によりて漸やく顯はると云ふ。襄陽記に伏龍風雛の語、並に龐徳公に出で、而して司馬徽之を昭烈に傳へたりと稱す、而かも蜀志武侯傳は侯を昭烈に薦むる者、獨り徐庶を擧げて、而して司

馬徽を擧げず、統が傳に並に風雛の語なし。若し徽をして果して伏龍風雛の語あらしめんに、統が年已に侯に長ずる三歳、昭烈が侯を顧みる時、獨り統を遣せるは何ぞや、豈に此時統已に郡の功曹たるに因て遽かに之を召ぶ能はざる耶、是も亦當時の事情に切ならず、且つ統が名吳人すら頗る之を聞けり、然るを昭烈其の官を免せらるゝに至て、猶ほ之を顧惜せず、纔かに肅と武侯と之を薦むるに及で、乃ち之を見る、決して夙に其の名を聞ける者の所爲に非ず、况んや昭烈が人才に急なるをや、故に襄陽記の説、風雛の語は、並ひに頗る信じ難し、龐徳公の人と爲り、神龍の首ありて尾なきが如きは、疑ふらくは乃ち烏有先生なることなからんや、劉志侯を薦むる者に司馬徽を取らず、而して又伏龍風雛の語なし、恐らくは壽の裁擇、魚略に失せるには非ず。法正が來りて昭烈を迎ふるや、統昭烈に説て曰く、荊州荒殘、人物殫盡す、東に吳孫あり、北に曹氏あり、鼎立の計以て志を得難し、今益州は戸口百萬、四部兵馬の出づる所、必具寶貨、外に求むることなし、今權借して以て大事を定むべし、昭烈曰く、今吾と水火たる者は曹操也、操は急を以てし、吾は寛を以てす、操は暴を以てし、吾は仁を以てす、操は譎を以てし、吾は忠を以てす、毎に操と反して、事乃ち成るべき耳、今小故を以て、而して信を天下に失ふは吾が取らざる所なりと、統が曰く、權變の時、固より一道の能く定むる所に非ざる也、弱を兼ね味きを攻むるは、五伯の事、逆に取り順に守り、之に報ずるに義を以てし、事定まるの後、封ずるに大國を以てせば、何ぞ信に負かん、今日取らざれば、終に人の利と爲らん耳と、昭烈之を然りとす、乃ち侯及び、關羽等を留めて荊州を守らしめ、趙雲を以て留營司馬を領せしめ、親から歩卒數萬人を將めて益州に入る。此より龐統法正と昭烈に隨ひ、専ら其の帷幄に參す、而して侯が荊州留守の功、史に見ゆる者は、特にかの孫夫人か後主を將て吳に還らんとするを遮りし一事とす。孫夫人は權が妹なるを以て驕豪に、多く吳の吏兵を將めて、縱横不法なり、是れ昭烈が趙雲の嚴重にして必ず能く整齊せんことを識りて、特に任して内事を掌らしめし所以、權昭烈が西征すと聞き、大に舟船を遣はして妹を迎ふ、夫人昭烈が子禪を將めて吳に還らんと欲す、侯因て張飛趙雲を遣はして兵を勸して江を截ち、乃ち後主を得て還れり。

昭烈が龐統に答ふるの言の若きは、亦三分の形勢を論ずるに於て、宜しく遣すべからざる所に屬す。蓋し割據の勢を啓く者は袁董を首と爲す、董卓、斃れて而して袁紹の疆、乃ち天下に甲たり、曹操の起るや、實に其の微弱の衆を以て、之と衡を争ふ、當時荀彧曹操が爲めに成敗の數を説て曰く、今公と天下を争ふ者は、唯袁紹のみ、紹は貌外寛にして而して内忌む、人に任して而して其心を疑ふ、公は明達にして拘らず、唯だ才の宜しき所のまゝに任す、此れ度勝つ也、紹遲重にして決少し、失機に後るゝに在り、公は能く大事を断じて、變に應ずること方なし、此れ謀勝つ也、紹は軍を御すること寛緩、法令立たず、士卒衆しと雖も、其實は用ゐ難し、公は法令既に明かにして、賞罰必ず行はる、士卒寡しと雖も、皆争て死を致す、此れ武勝つ也、紹は世資に憑て、從容として智を飾り、以て名譽を收む、故に士の能寡く問ふことを好む者多く之に歸す、公は至仁を以て、人を待つに誠心を推し、虛美を爲さず、已を行ふ謹儉にして、而して有功の者に與ふるに、恡惜する所なし、故に天下忠正效實の士、咸く用たらんことを願ふ、此れ徳勝つ也、夫れ四勝を以て天子を輔け、義を扶けて征

伐す、誰か敢て從はざらん、紹の疆きも其れ何ぞ能く爲さんと、操の袁紹に克てる所以の者、又實に或が揆る所の如し。袁氏已に滅で、曹氏の土、已に入州に跨がる、而して之と衡を争ふ者は昭烈、寸地を有せず、曹が兗豫司隸に據りて袁氏の幽并冀青に對するに視ぶれば、其勢更に難し、故に僅かに行旅敗殘の餘を以て、一隅に割據し、曹氏に加ふること能はざるに終ふと雖も、國を立つること彼が如く其れ晚く、用ひる所の才能、又曹孫二氏の如く衆多なること能はず、而して萬難を歴て漢祚を延くこと四十餘年なることを得し者は、昭烈の自ら道ふが如く、曹の爲す所に反せるの効、與かりて力あらずんばあらず、其の士民の心を得、人物を收攬せるも、亦皆此道を以てせり。曹が袁の爲す所に反し、昭烈が曹の爲す所に反するは、此れ亦實に時局轉移に大關係ある者、而して曹は則ち文若が言を聞て、方さに其の得失を明らめ、昭烈は則ち自ら其の長短を審かにして、之を利用せんことを知る、孰れか昭烈の智、曹操に及ばずと謂ふや。是を以て昭烈已に巴蜀に入るや、劉璋供奉至らざるなく、贈遺巨億、而して之と渚に會する時、張松法正をして、昭烈と龐統とに白して、會所に於

て璋を襲執せしめんとし、統も亦用兵の勞なくして、一州坐ながら定むべきを説くも、昭烈猶ほ其の初めて他國に入りて、恩信未だ著はれざるを以て之れを不可とし、北の方腹萌に到り、即ち張魯を討たずして、厚く恩徳を樹て、以て衆心を收め、孫權が曹氏の至るを聞き、救を昭烈に求むるに因り、璋に東歸の意を告げて、援兵資資を求め、璋が、給する所甚だ寡く、又張松が謀露れて璋に誅せられ、璋因て關成諸將に勅して、文書皆復た昭烈と關通するを得ることなからしむるに及び、乃ち璋が不信を聲し、兵を反して公然璋と相攻めたり。均しく是れ寛なり、仁なり、忠なり、之を劉琮に忍ぶ能はざるは、固より性情の自然に發す、而して之を劉璋に忍ぶ者は、かの嘗て性情に得し所を利用する也、是れ昭烈が自ら用ひることを含めて、謀臣に委任せし效也。武侯嚮に其の自然なる者を拒む能はず、而して龐統法正、今其の利用を敏にす、是も亦武侯と二人者との分なる乎、益を取るは武侯の本謀、璋を襲ふの事、武侯與かり知らざるの理なしと雖も、武侯已に龐統法正をして、専ら其謀に任せしむれば、二人の者の爲す所を以て、盡く以て武侯に咎むるは、又太だ酷なりと謂ふべし、但だ益を圖るに於て、全く詐力を維へざる能はざるは、武侯も亦固より之を知れるならん、抑も此を以て武侯と二人者との品性に於て、差なしと斷ずべからざる耳。且つ此時を何等の時とか爲す、區々の信を守りて、竟に漢室興復の事を愆らんは、昭烈君臣の當さに大に恐るべき所なり、劉璋以て與に此事を權るに足らざれば、則ち逆取順守の已むべからざるあり、昭烈既に之を荆州に誤まる、以て再び之を益州に誤まるべからず、細墨の規を以て變亂の際、奇謀の士を律するは、往々當らざる者あり、古を論ずる者の當さに深く意を致すべき所と爲す、蘇軾嘗て之を論じて、仁義詐力雜へ用ひて而して天下を取るを以て、孔明の失ふ所以と爲す、遂に亦太だ局す、王世貞は則ち之を辯駁す、其論に曰く、

蘇子瞻以仁義詐力雜用而取天下。爲孔明之所以失。而謂劉表之喪、昭烈在荆州。孔明使襲而取其孤。昭烈不忍。其後劉璋以好逆之。至蜀不數月。扼其吭。打其背而奪之國。其與曹操異者幾希。吾以爲蘇子書生也。不識理勢。且又不讀書。不致其時事。夫荆州用武之地。孔明之初見昭烈。已言之。昭烈不得荆

州。不。可。以。抗。曹。氏。曹。氏。不。得。荆。州。不。可。以。滅。昭。烈。而。扼。江。左。之。上。游。然。則。曹。氏。未。嘗。一。日。而。忘。荆。州。與。昭。烈。也。昭。烈。以。左。將。軍。領。豫。州。牧。劉。表。僅。鎮。南。將。軍。領。荆。州。牧。其。位。在。表。上。特。以。羈。旅。相。依。龜。具。契。誼。非。有。君。臣。之。分。也。表。天。子。之。一。刺。史。非。世。守。之。國。也。表。兄。也。昭。烈。弟。也。兄。終。弟。及。非。過。也。取。之。固。可。否。則。取。之。而。表。琦。為。刺。史。而。身。輔。之。以。拒。曹。氏。亦。可。昭。烈。之。不。忍。固。仁。也。而。孔。明。之。計。非。不。義。也。當。陽。之。敗。幸。而。夏。口。之。有。歸。又。幸。而。孫。權。不。與。曹。氏。合。耳。不。然。昭。烈。之。首。已。懸。之。許。昌。矣。吾。故。曰。蘇。子。不。曉。理。勢。也。昭。烈。之。入。蜀。劉。璋。逆。之。欲。破。張。魯。孔。明。不。在。行。也。其。即。會。而。欲。掩。劉。璋。者。龐。統。法。正。也。而。昭。烈。不。忍。也。既。劉。璋。微。覺。之。而。不。給。軍。食。所。至。以。兵。守。關。隘。昭。烈。欲。歸。荆。州。而。跋。尾。之。不。能。且。立。稿。矣。劉。璋。焉。子。也。焉。不。恤。宗。室。之。顛。危。而。據。險。自。固。朝。貢。俱。廢。又。擅。造。郊。祀。乘。輿。法。物。非。叛。臣。而。何。璋。之。立。未。請。命。也。曹。氏。之。拜。官。曹。氏。與。國。而。已。仗。義。以。討。之。夫。誰。曰。不。宜。吾。故。曰。蘇。子。不。讀。書。又。不。考。其。時。事。也。

此論は以て蘇子の拘を破るに足る、而かも其の蜀を取るを回護するに至ては、亦別に拘する所あるを免かれず、建安以後、割據勢成り、天子の號令行はれざ

ること久し、孫權猶ほ桓文の事を夢みれば、魯肅早く帝王の大略を陳ぶ、此時に當りて屑々として名分を論じ、義に仗りて討伐するを道ふ、亦迂なり、要その漢室に心を存する、昭烈の若く、又生民を以て心と爲す、武侯の如きあらば、其の小節に至ては、之を畧して可なり。

昭烈が助て義名を失はず、而して曹操の爲す所に反せんと欲するを以て、最爾たる益土、其の主は不武、而して蜀に入りて三年、州縣相踵で降り、兵勢益彊しと雖も、未だ全く平がざる也、雒城を攻むること且んど一年に彌る、是に於て武侯關羽を留めて荆州を鎮し、張飛趙雲等と兵を將て流に沂り、巴東に克ち、巴郡を破り、分ちて雲を遣り外水より江陽犍爲を定め、飛は巴西、徳陽を定む。龐統昭烈に従て雒を攻め、流矢に中てられて卒す、年三十六。既にして雒城潰え、昭烈進で成都を圍む、武侯飛雲と兵を引て之に會す、是時馬超已に曹操に敗られ、張魯に依り、又魯の與に事を計るに足らざるを知りて、亦來りて昭烈に附く、超固より驍名あり、城中震怖す、圍み攻むること數十日にして璋遂に出で、降る、昭烈璋を公安に遷して、盡く其財物を歸し、佩ばしむるに振威將

軍の印授を以てす、昭烈成都に入りて、自ら益州牧を領し、武侯を以て軍師將軍とし、左將軍府事を署せしむ、此年建安十九年なり。

初め昭烈が蜀を襲ふ、曹操が丞相掾趙雲が曰く、劉備其れ濟らざらんか、兵を用ゐるに拙し、戦ふ毎に必ず敗る、奔亡暇あらず、何を以てか人を圖らん、蜀は小區と雖も、四塞獨守の國、卒かに并せ難き也と、徵士傅幹之を論じて曰く、劉備寛仁にして度あり、能く人の死力を得たり、諸葛亮治に達し變を知り、正しうして謀あり、而して之が相たり、張飛關羽は勇にして義あり、皆萬人の敵、而して之が將たり、此三人者は皆人傑なり、備の略を以て、三傑之を佐く、何をぞ濟らざらんやと、此言傅子に載す。意ふに幹が言は事後の評論に係る、當時曹氏の人云ふ所は、皆趙雲が言の如き者ありしならん、此れ曹氏の敏にして、而かも昭烈をして坐ながら其の根據を得せしめたる所以か。然るに此時又實に曹氏の勢、未だ昭烈と争ひ難き者あり、操が鍾繇をして張魯を撃たしむる時、夏侯淵をして河東に出で、繇と會せしむ、韓遂馬超等、是に由りて疑を生じ、十部皆反す、戦に及で操嘗て馬超に窘められ、將んと危し、既にして操皆之を

破ると雖も、餘黨數々擾れ、馬超が昭烈に歸するに至るまで、關中殆んど寧日なし、而して其の西征の日、河間の民田銀の反して幽冀を煽動するあり、又方々に且つ孫權と江淮の間に相拒ぐ。蓋し操已に荊州に敗れて、益々昭烈を雄とす、故に其の東南を經略するや、再び荊州に由るを重かる、而して孫權又合肥を覬覦す、操が孫權を畏るゝこと、未だ昭烈の如きに至らず、故に其盤江淮に開くや、乃ち銳意して此に嚮往す、赤壁一敗の翌年、已に一たび合肥に軍を出し、關中稍定まるや、復た四十萬の兵を將て濡須に到り、權が七萬衆と相拒ぐ、東南、西北、並びに兵結で解けざること此の如し、是れ操昭烈の業を濟すを恐れざるに非ざるも、未だ馬超、張魯が地を逾えて、之と事に相從ふ能はざる也、且つ既に昭烈を遲しとす、故に他方已に平ぐ比ひ、昭烈の未だ巴蜀を定めざるも、亦操の意料する所たりしならん。孫權に至りては、漸やく昭烈と穆じからざるも、又未だ全く和好を絶つに至らず、而して亦且つ曹操と相拒ぐ、呂蒙が塢を濡須に築くの策、固より北を禦ぐに専らなり、其の治を秣陵に移して、號を建業と改むるが若き、長史張紘が説くに山川の形勢を以てし、昭烈も亦嘗て

權に勸めて之に居らしむると雖も、亦曹氏と相拒ぐの形便を圖る者あるべし、而して權の治所、昭烈の地とや益々遠し、且つ昭烈蜀に在り、操東下するの日、權昭烈を召びて自ら救はんとする、烏ぞ復た昭烈を圖るの計を爲すに違あらんや、故に昭烈益州の經略、三歳を費して而かも終に成功あるを得たる也。

張勃が吳錄に曰く、劉備常使諸葛亮至京、因觀秣陵山阜、乃歎曰、鍾山龍蟠、石城虎踞、帝王之宅也と、昭烈が以て權に勸めし者、豈侯が之を昭烈に言ふに由る耶、其後秣陵遂に六朝の帝都たり、明祖亦其形勝に據りて之に都し、以て大業を成せり。

計東が曰く、古魯肅諸葛亮の徒、必ず断然たる數語あり、戰守の要害、立國の形勝に於て、一望して而して之を定む、其君をして奉じて以て準的と爲さしむ、寧ろ聽く者をして新奇の喜なく、言ふ者をして拘儒の譏を受けしむとも、而かも策今日に一定し、事必ず後圖に盡し、而して之を行ふ者をして以て次第に成功するを得せしむと、是故に益州の經略、侯が親しく行陣の間に在り、帷幄の中に參せしは、其の垂成の日に在るのみ、其他は龐統法正と概ね昭烈を賛けて

之を處置せしむ、荆益跨有の論、實に草廬策對の日に發し、昭烈が業を爲すや、盡く侯が成規に循へば、則ち蠶叢の地、帝業を開く者、武侯其の功罪兩つながら之に當るを甘ざべき也。

明の王志堅に又武侯益州を取るの論あり、其意略ぼ王世貞に同じ、特に其の事實を擧ぐるに稍々詳確なるを以て、并せて此に附記す、云く、

劉焉以益州有天子氣。求爲州牧。後擅殺漢中太守蘇固。魏爲太守任岐。核尉賈龍。作乘輿車具千餘。帝使其子璋諭焉。焉留不遣。焉死璋立。未久。出兵攻劉表。徵爲卿不至。然則焉父子雖漢臣。其實漢賊耳。世儒以昭烈之取蜀爲不義。不盡考本末也。

漢中平定荆郢昭沒侯が前半生を總論す

孫權嘗て巴蜀を取るに志あり、而して昭烈之を遮ざる、昭烈が西征するに及び權之を聞て曰く、猾虜乃ち敢て詐を挾むと、益々昭烈を疑ふ、舟船を發して妹

正篇 漢中平定荆郢昭沒侯が前半生を總論す

を迎ふるが若き、二氏の雲漸やく深きを見るべし。此時昭烈關羽を留めて江陵を守る、魯肅羽と界を鄰る、吳志に稱す、羽數々狐疑を生じ、疆場紛錯す、肅常に歡好を以て之を撫すと。昭烈已に益州を定むるに及び、權侯が兄中司馬諸葛瑾をして、荆州諸郡(肅が傳に以て長沙零桂と爲す)を求めしむ、昭烈曰く、吾方さに涼州を圖る、涼州定まらば、乃ち盡く、荆州を以て相與へん耳と、權曰く、此假て反さず、而して虚辭を以て歳を引かんと欲するなりと、遂に長沙零桂三郡の長吏を置く、關羽盡く之を逐ふ、權大に怒り、呂蒙をして兵二萬を督して、以て三郡を取らしむ、魯肅をして萬人を以て巴丘に屯せしめ以て羽を禦ぐ、權陸口に駐りて諸軍の節度を爲す、蒙書を移して長沙桂陽二郡を下す、惟だ零陵太守郝普未だ下らず。昭烈之を聞き、親から兵五萬を引て公安に至り、關羽をして益陽に入らしむ、權飛書して蒙等を召し、還て羽を助けしむ、蒙人をして普を誘かしめ、普降る、即ち軍を引て益陽に赴き、肅等と兵を合せて羽を益陽に禦ぐ。魯肅羽と會語せんと欲す、諸將危ふむで之を止む、肅が曰く、今日の事、宜しく相開營すべし、劉備國に負く、是非未だ決せず、羽も亦何ぞ

敢て重ねて命を干さんことを欲せん、乃ち趨て羽に就く、羽が曰く、烏林の役、左將軍身行間に在り、寢るに介を脱せず、力を戮せて魏を破る、豈に徒勞して一塊の壤なきを得ん、而るを足下來て地を收めんと欲する邪、肅が曰く、然らず、始め豫州と長阪に觀る、豫州の衆、一校に當らず、計窮り慮極り、志勢摧弱、圖りて遠く竄れんと欲す、望此に及ばず、主上豫州の身、處所あることなきを矜愍して、土地士人の力を愛まず、疵蔭する所有りて以て其の患を濟はしむ、而かも豫州私かに獨り情を飾り、徳を恣り好を墜る、今已に手を西州に藉けり、又荆州の土を翦并せんと欲す、斯れ蓋し凡夫の行ふに忍びざる所、而るを况んや人物を整領するの主をや、肅聞く、貪て義を棄つるは、必ず禍の階と爲る吾子が屬重任に當り、曾て道を明らかにし分に處し、義を以て時を輔くること能はず、而して弱衆を負恃して、以て力争を圖る、師は曲を老と爲す、將た何ぞ濟ることを獲んと、羽以て答ふることなしと、吳書の説此の如し。

吳志肅が傳に曰く、肅羽を邀へて相見る、各兵馬を百歩の上に駐め、但だ諸將軍單刀俱に會す、肅因て羽を責め數めて曰く、國家區々、本土地を以て卿

が家に借す者は、卿が家軍敗れて遠く來り、以て資と爲すこと無きが故也、今已に益州を得、既に奉還の意なし、但だ三郡を求むるに、又命に従はずと、語未だ究竟せざるに、坐に一人有りて曰く、夫れ土地なる者は、惟だ徳の在る所耳、何の常か之有らん、肅聲を厲まして之を呵す、辭色甚だ切なり、羽刀を操て起て謂て曰く、此自から國家の事、是人何をか知らんと、目して之を去らしむと。

會々昭烈曹操が張魯を撃て、漢中に入ると聞き、益州の危急ならんことを慮り、遂に權と連和す、權諸葛瑾をして報命せしめ、更に盟好を尋ね、遂に荆州を分ち、湘水を以て界と爲し、長沙、江夏、桂陽以東は權に屬し、南郡、零陵、武陵以西は昭烈に屬す、此れ建安二十年の事なり。

此時瑾蜀に至りて、武侯と俱に公會相見る、退て私面なしと、吳志瑾が傳に記す、亦以て侯兄弟の公正謹慎を見るべし。

荆州の地假て返さず、世人が頗ぶる蜀漢君臣の背信に憾とする所なり、然れども其實未だ明らかめ易からざる者あり、趙翼は則ち荆州を借るといふの非なるを

論ず、其の説割記に出づ、最も據あるの言とす、故に此に引て而して世論の誤を匡す。曰く、

借荆州之說。出自吳人事後之論。而非當日情事也。江表傳謂。破曹操後。周瑜爲南郡太守。分南岸地以給劉備。而劉表舊吏士自北軍脫歸者。皆投備。備以所給地不足供。從孫權借荆州數郡焉。魯肅傳亦謂。備詣京見權。求都督荆州。肅勸權借之。共拒操。操聞權以地資備。方作書。落筆于地。後肅遂爾羽索荆州。謂羽曰。我國以土地借卿家者。卿家軍敗遠來。無以爲資故也。權亦論肅有二長。惟勸吾借元徳地。是其一短。此借荆州之說之所由來。而皆出吳人語也。夫借者本我所有之物。而假與人也。荆州本劉表地。非孫氏故物。當操南下時。孫氏江東六郡。方恐不能自保。諸將咸勸權迎操。權獨不願。會備遣諸葛亮來結好。權遂欲籍備共拒操。其時但求敵操。未敢冀得荆州也。亮之說權也。權即曰。非劉豫州莫可敵操者。乃遣周瑜程普等。隨亮詣備。并力拒操。是且欲以備爲拒操之主。而已爲從矣。亮又曰。將軍能與豫州同心破操。則荆吳之勢強。而鼎足之形成矣。是時早有三分之說。而非乞權取荆州而借之

也。赤壁之戰。瑜與備共破操。華容之役。備獨追操。其後圍曹仁于南郡。備亦在行間。未嘗獨出吳之力而備坐享其成也。破曹後。備詣京見權。權以妹妻之。瑜密疏請留備于京。權不納。以為正當延擊英雄。是權方恐備之不在荆州。以為屏蔽也。操走出華容之險。喜謂諸將曰。劉備吾儔也。但得計少晚耳。是操所指數者惟備。未嘗及權也。程昱在魏。聞備入吳。論者多以爲權必殺備。昱曰。曹公無敵于天下。權不能當也。備有英名。權必資之以禦我。是魏之人亦只指數備。而未嘗及權也。即以兵力而論。亮初見權曰。今戰士還者及關羽精甲共萬人。劉琦戰士亦不下萬人。而權所遣周瑜等水軍。亦不過三萬人。則亦非十倍于備也。且是時劉表之長子琦尙在江夏。破曹後。備即表琦爲荆州刺史。權未嘗有異詞。以荆州本琦地也。時又南征四郡。武陵長沙桂陽零陵皆降。琦死。群下推備爲荆州牧。備即遣亮督零陵桂陽長沙三郡。收其租賦。以供軍實。又以關羽爲襄陽太守。張飛爲宜都太守。征虜將軍在南郡。趙雲爲偏將軍領桂陽太守。遣將分駐。惟備所指揮。初不關白孫氏。以本非權地。故備不必白權。權亦不來阻備也。迨其後三分之勢已定。吳人追思赤壁之役。

實籍吳兵力。遂謂荆州應爲吳有。而備據之。始有借荆州之說。抑思合力拒操時。備固有資于權。權不亦有資于備乎。權是時但自救危亡。豈早有取荆州之志乎。羽之對魯肅曰。烏林之役。左將軍屢不脫介。戮力破曹。豈得徒勞無一塊土。此不易之論也。其後吳蜀爭三郡。旋即議和。以湘水爲界。分長沙江夏桂陽屬吳。南郡零陵武陵屬蜀。最爲平允。而吳君臣伺羽之北伐。襲荆州而有之。反捏一借荆州之說。以見其取所應得。此則吳君臣之狡詞詭說。而借荆州之名。遂流傳至今。并爲一談。牢不可破。轉似其曲在蜀者。此耳食之論也。但此論亦未だ盡さるる所あり、初め赤壁戰後、昭烈江南四郡を定む、而して周瑜は則ち力を江岸に盡し、夷陵江陵、相踵で之を陥いる、瑜死して程普代りて南郡の守を領す、意ふに瑜が昭烈に給せし南岸の地といふ者は、特に江陵附近に就て之を謂ふ耳、并せて荆州四郡を謂ふに非ざる也、故に昭烈が權に荆州を督せんことを求むるに至て、程普南郡の守を去りて、江夏に還る、其の餘は長沙を分て漢昌郡とし、魯肅之に守たる外、別に移動する所あらず、而して權が荆州數郡を還さんことを求むといふ者、肅が傳に以て長沙零陵桂陽三郡を爲

せり、然らば孫氏嘗て南郡を以て昭烈に借し、而して其地は巴蜀に密邇し、當さに遠かに之を昭烈に求むべからざるを以て、乃ち長沙零桂、江東と毘連するの地を以て代償せんことを求めしに非ざるか、未だ必ずしも全荆の地を求めしに非ざるに似たり、而かも昭烈其の求むる所の過大なるを以て、肯て之を許さず、又關羽聲名、遠く中國に震ふ、其の荆州に在るは、吳人の欲せざる所、嫉惡の念、以て之れを煽ぐありて、竟に罅隙を成すに至たりしか、故に荆州を借るの説、全く吳人の詭詞に出づるのみにはあらざるなり、かの呂蒙等が關羽を襲取るに至ては、則ち曲全く孫氏に在り。且つ吳人の荆州を割かんことを求むるもの、亦自から當時の形勢然らざるを得ざるものあり、夫れ孫氏の土、江東數郡、未だ揚州の全きを包ぬる能はず、而して荆州の地は、僅かに江夏漢昌二郡に過ぎず、交州を綏服すと雖も、地已に僻遠、中原の形勢に利する所なし、而して昭烈は則ち已に荆州を領し、又新たに益州を得、後漢郡國志に據れば、揚州の口四百卅餘萬、而して九江、廬江は、孫氏之を專占せざれば則ち剩す所實に三百五十萬に過ぐる能はず、加ふるに江夏と長沙の半ばとを以てし、又更

に交州を増すも、亦五百四五十萬を逾えず、而して益州は則ち張魯が漢中の地を除くも、口數七百萬に近く、更に南中四郡、治御未だ決ねきを得ずとするも、猶は四百萬口あり、南中の叛亂して、侯が南征を煩はせしは、昭烈崩せる後に在れば、此時固より昭烈の威望に歸服せしと疑はず、加ふるに荆州數郡の地、三百餘萬口を以てす、則ち其の數尠かに孫氏の上に在り、且つ江東は已に頗る兵禍に罹り、荆州の荒殘は龐統の言ふ所の如し、而して益州は則ち未だ嘗て中原の擾亂に影響せられず、孫氏君臣が昭烈の富彊を忌むは、亦勢の己むべからざる所なり。矧んや昭烈の英名、到る處に人心を得て、士皆之が爲に死せんことを冀ふ、是れ固より已に孫氏の畏懼を速くに足り、周瑜等が頗る之を忌害するの跡漸やく著しき所以、其の荆州に在るや、荆表が吏士、北より還る者、孫氏に歸せずして、而して劉氏に歸すれば、其の長く此に在りて、人心を收攬せんことは、吳人の最も願はざる所、則ち魯肅が若き、孫落公明にして、大小強弱の見、胸中に芥蒂することなき者も、二氏君臣の擾々、復た之を如何ともすることなし、而して武侯の此際に於ける所爲は未だ知るを得べからざるも、意

ふに侯は荆州以來、専ら兵を足し食を足すの任に當ること、蕭何の高帝に於けるが若く、其の他は之を法正等奇謀の士に委して、一々掣肘せざりしが若し、蜀志に昭烈益州に入る後の事を記して、諸葛亮は股肱たり、法正は謀主たり、關羽張飛馬超は爪牙たり、許靖糜竺簡雍は賓友たりと云ふ、徵すべき也。荆州に於ける劉孫二氏の争、暫らく定まるに及で、漢中又曹劉の争地と爲る。曹操張魯を撃て、陽平に至る、魯降らんと欲す、其弟衛青せずして拒守す、既にして陷る、魯又降らんと欲す、關圃勸めて南山に奔り、巴中に入らしむ。司馬仲達時に丞相主簿たり、操に言て曰く、劉備詐力を以て劉璋を虜にす、蜀人未だ附かず、而して遠く江陵を争ふ、此機失ふべからざる也、今漢中に克ち、益州震動す、兵を進めて之に臨まば勢必ず瓦解せん、聖人時に違ふこと能はず、亦時を失ふべからざる也と、操曰く、人足ること無きを苦しむ、既に隴を得、復た蜀を望むかと、劉曄曰く、劉備は人傑なり、度ありて而して遅し、蜀を得ること日淺し、蜀人未だ恃まざる也、今漢中を破りて、蜀人震恐す、其勢自ら傾かん、公の神明を以て其の傾けるに因て而して之を壓せば、克たざること無

けん、若し少しく之を緩うせば、諸葛亮國を治むるに明らかにして而して相たり、關羽張飛、勇三軍に冠たり、而して將たり、蜀民既に定まり、險に據りて要を守らば、則ち犯すべからず、今取らずんば、必ず後の憂を爲さんと。居ること七日、蜀の降る者説く、蜀中一日にして數十たび驚く、守將之を斬ると雖も、而かも安ずること能はずと、操曄に問て曰く、今尙ほ撃つべきや否や、曄が曰く、今已に小しく定まる、未だ撃つべからざる也と、乃ち還る、此れ建安二十年、昭烈が方さに孫權と荆州を争ふ時の事なり。

資治通鑑の胡三省が註に曰く、『七日之間、何以遽謂之小定、曄蓋窺劉備之守、蜀、有不可犯者、故爲此言、以對操焉耳』と、此論稍々當時の情偽を盡せるに近し、漢中と蜀中と、七八日の間に於て、事情の相通聞すべきに非ず、然らずんば、曹操の昭烈に於ける、其の之を知ること、豈に曄の下に在る者ならんや、而かも敢て二人の計に出でざる者、烏材一役以來、昭烈動けば成功あり、復た前年數奇の人に非ず、其の益々侮るべからざるを見る、且つ漢中より蜀に至る、道途險隘多し、其の張魯を撃つ時すら、已に豫期する所に違

ふを以て、他人商度すれば、人意の如き少しの歎あり、况んや第一大敵手に對して、第一險阻の地を展む、其の輕しく發せざるは、寧ろ操の深智とせざらんや。假りに懿暉の言ふ所に從はしめんに、武侯法正、之を内に策し、關張馬趙、之を外に禦ぐ、且つ許靖の人望を利用し、董和黃權李嚴等は本と劉璋の授用する所、吳壹費觀等は璋の婚親、彭羨は璋の排擯する所、劉巴は宿昔の忌恨する所にして、而して昭烈皆之を顯任に處き、其器能を盡さしむ、此に至りて已に一周歲に餘れり、たゞひ昭烈の方に江陵に在るを以て、多少の驚擾を免かれざらしむとも、操が諸險を涉りて成都に近く比ひ、物情大に定むべからざらんや。操は則ち深く巖阻に入り、進退便ならず、而して孫劉已に和せば、吳又力を淮西に用ひんとす、中原の動搖、又料り難き者あり、其の志を得ざるが若きあらば、敗局の危殆、荊州の時に比して更に重大なる者あらん、操其れ之を慮らざらんや。又操此時其の朝廷に於ける、逆熾漸やく揚り、荀文若を脅殺して、復た盡言の士、忌憚すべき者なく、魏公に進み、九錫を加へ、位諸侯王の上に在り、伏皇后及び其の所生の皇子を弑し、至ら

ざる所なし、夫れ其の内に張る者、或は其の外に盛まる、年又六十を過ぐ、英雄彼が如きも、氣力漸やく昔の如くならず、其の自ら制抑する能はずして、多く才能を忌克するに至れる者、實に其の徵なり、是も亦操が昭烈に加ふる能はざる所以の一因たり。蘇軾乃ち當時の情事を察せず、史の文に據りて、倉卒に論斷す、亦ただ早計と謂ふべし。(赤壁條下參看)

操が時夏侯淵張郃徐晃等、漢中を守る、後數月張魯降る。昭烈已に孫氏と和し、還て江州に至る、魯が巴中に走る時、黃權昭烈に説て曰く、若し漢中を失はば、三巴振はず、此れ蜀の股臂を割くと爲す也と、昭烈乃ち權をして魯を迎へしむ、會々諸夷帥朴胡杜獲任紇已に操が軍に降り、魯も亦降る、權遂に胡等を擧て之を破る、操張郃をして三巴を徇へしむ、巴西太守張飛擊て郃を走らす、郃等兵を收めて南鄭に還る、昭烈も亦成都に還る。翌建安二十一年操爵を進めて王と爲る、此時操方さに力を東南に用ゐる。冬に至りて兵を治めて孫權を誑し、延て翌春に至り、四月操天子の旌旗を設け、出入に警蹕す、十月十有二旒を冕し、金銀車に乗り、六馬に駕し、五時の副車を設け、子丕を以て王太子とす、其の

晩景に薄りて、甚だ多事なるを見る。是に於て法正昭烈に説て曰く、曹操一舉して張魯を降し、漢中を定む、此勢に因て以て巴蜀を圖らず、而して夏侯淵張郃を留めて屯守し、身遠かに北に還る、此れ其智遠はずして、而して力足らざるに非ざる也、必らず將さに内に憂懼有らんとするが故耳、今淵郃が才略を策るに、國の將帥に勝らず、衆を擧げて往て討たば、則ち必ず之に克つべし、克つの日、農を廣め穀を積み、糧を觀て隙を伺はし、上は以て寇敵を傾覆し、王室を尊獎すべく、中は以て雍涼を蠶食し、境土を廣拓すべく、下は以て要害を固守して、持久の計を爲すべし、此れ蓋し天の以て我に與ふる、時失ふべからざる也、昭烈其策を善しとす、乃ち諸將を率ゐて兵を漢中に進む、正も亦隨ひ行く。張飛馬超吳蘭等を遣して武都の下辨に屯す、曹操其將曹洪をして之を拒かしむ、二十三年吳蘭曹洪に破らる、飛等走る、昭烈陽平關に屯し、夏侯淵、張郃、徐晃等と相拒ぐ、陳式をして馬鳴の閣道を絶たしむ、徐晃に擊破せらる、張郃を廣石に攻めて、下すこと能はず、急書して益州の兵を發す、武侯以て從事楊洪に問ふ、洪が曰く、漢中は益州の咽喉、存亡の機會、若し漢中無くんば、

則ち蜀無けん、此れ家門の禍なり、方今の事、男子は當さに戦ふべし、女子は當さに運ぶべし、兵を發すること何の疑かあらんと、時に法正蜀郡太守たり、而して昭烈に従て北に在り、武侯因て洪を表して太守を領せしむ、衆事皆辨ず、遂に眞に即かしむ。

侯が天下の形勝に明らかなるを以て、獨り漢中巴蜀の險要相待つを知らざるの理あらんや、今乃ち之を揚洪に問て而して計を決する者何ぞや。夫れ益州は新附の土なり、焉璋二牧、庸劣の器と雖も、其の大志なきを以てや、則ち兵を動かし民を勞するの舉は、未だ嘗て之有らず、益州の富饒、半ば其の惠澤なり、今昭烈英雄、一たび之を得れば、則ち益土復た中原と阻絶して自ら遠ざかると能はず、兵興ること連年、其の民物を疲敝すること、決して堪きこと能はず、武侯の治御、嚴峻を尙で、民恩威を知ると雖も、其の計を爲す易しといふべからず、夫れ蕭何關中を守りて、兵食を給足す、故に高帝數々外に挫敗して、而して竟に屈せざる也、武侯の意謂へらく、益州富彊を失はずんば、一時の小衄、以て意を爲すに足らざるありと、而して洪は則ち漢

中の形勝、一日失ふべからざるを説く、侯因て意を決して兵を發す、蓋し洪は隄爲の人、素より蜀土の形勝、民物の處辨に詳らかなる者、侯の問て而して決を取る所以なるか。其の洪を用ひて、法正に代ふる等、皆自ら之を決するを觀るに、昭烈が侯に委任すること専らなる、亦以て知るべし、洪は隄爲太守李嚴が辟して功曹と爲せる所、嚴未だ隄爲を去らざるに、洪已に蜀郡たり、位之と等し、洪門下の書佐何祇を擧ぐ、才策あり、洪尙ほ蜀郡に在りて、而して祇已に廣漢の太守たり、位亦之と等し、是を以て西土咸く侯が能く時人の器用を盡すに服すと云ふ、亦因て而して侯が當時の任、主として内治に在りしを見るべきか。

昭烈已に蜀中の兵を發す、是に於て七月に至り、曹操遂に自ら出で、漢中を救はんとし、九月長安に至る。時に夏侯淵漢中の居守に任ず、淵數々戦功あり、而かも操常に其勇を恃むとなかれと戒しむ、淵已に昭烈と相拒む年を踰ゆ、二十四年正月、昭烈陽平より南の方沔水を渡り、山に緣りて稍前み定軍山に營す、淵兵を引て之を争ふ、法正曰く擊つ可しと、昭烈討虜將軍黃忠をして、高きに

乘じ鼓譟して之を攻めしめ、大に淵が軍を敗り、淵を斬る、張郃兵を引て陽平に還る、督軍杜襲散卒を收め、郃を推して軍主と爲し、隄かに衆心を定むることを得たり。三月操長安より斜谷に出で、遮要に軍して以て漢中に臨む、正が策を聞て曰く、吾故と玄德が此有ることを辨せざるを知る、必ず人の爲めに教へられたる也と、昭烈遙かに之を策りて曰く、曹公來ると雖も、能く爲すなき也、我必ず漢川を有たんと、操至るに及で衆を斂めて險に拒ぎ、與に鋒を交へず、趙雲又操が兵を破る、既にして操が兵亡ぐる者日に多し、五月に至り、操果して兵を引て長安に還る、昭烈遂に漢中を有つ。尋で其の養子劉封、扶風太守孟達を遣はして、上庸を攻めて之を下す。七月昭烈自ら漢中王と稱し、子禪を以て王太子と爲す。

漢中已に得れば、則ち益州の守固く、中原變あれば、秦川掌を反して定むべし、荆州は孫氏と之を分つと雖も、苟くも和好を失はざる、其の出で、宛より洛に向ふの計を成すに難からず、而して上庸又下る、是れ關羽が勢に乗じて襄樊を圍りし所以、亦一時の善謀に非ずといふべからず、况んや關羽の威名、夙に中

國に聞え、荊州の重鎮に任せしより、又益々疆盛に、是より先建安二十二年、京兆の金祿、少府耿紀、司直韋光、太醫令吉本等、漢祚將さに移らんとするを覩て、天子を挾で以て魏を伐たんと謀るや、又南の方關羽を引て援と爲せり。昭烈漢中王たりし翌月關羽糜芳をして江陵を守り、傅士仁をして公安を守らしめ、自ら衆を率ゐて、曹仁を樊に攻む、仁于禁龐德等をして樊北に屯せしむ、會々大霖雨し、漢水溢る、平地數丈なり、于禁等七軍皆没す、羽攻むること急なり、禁窮迫して降り、德羽に得られて死す、仁走らんと欲す、滿寵説くに、許より以南、百姓擾々、若し走らば、洪河以南、盡く覆没せんことを以てして之を止む、羽又別將を遣して襄陽を降す、陸渾の民孫狼等兵を起して羽に附く、許より以南、徃々遙かに羽に應ず、羽が威華夏に震ふ、操許都を移して以て其銳を避けんことを議す、此時に當りて、孫氏の反覆微せば、天下の事、未だ知り易からず、武侯の素より計る所も、亦實に此の如くなりし也、出師後表に所謂東吳越を連れ、西巴蜀を取り、兵を擧げて北征すれば、夏侯首を授く、此れ操の失計にして、而して漢の事將さに成らんとすといふ者、正に此を謂ふ也。

然る後吳更に盟に違ひ、關羽毀敗す、事の逆じり料るべき難き者、又侯の謂ふ所の如し。益し魯肅已に建安廿二年に卒して、吳の謀臣、呂蒙を最とす、肅は常に孫權に勸めて、曹操尙存するを以て、且らく關羽を撫輯し、之と仇を同じうし、失ふべからずと爲す、蒙は以爲らく羽素より驍雄にして、兼并の心あり、且つ國の上流に居る、其の勢久しうし難しと、密かに權に策を陳べて曰く、今征虜(孫皎なり)南郡を守り、劉璋白帝に住し、蔣欽兵萬人を將て江に循て上下し、敵の在る所に應じ、蒙は國家の爲めに、前で襄陽に據らん此の如くば、何ぞ操に愛へん、何ぞ羽に頼まん、且つ羽が君臣、其詐力に矜り、所在反覆す、腹心を以て待つべからざる也と、權之を然りとし、而して其の先づ徐州を取り、然る後羽に及ぶの意あるを言ふ、蒙が曰く、今操遠く河北に在り、幽冀を撫集し、未だ東顧に暇あらず、徐土の守兵、聞く言ふに足らずと、徃かば自から克つべし、然も地勢陸通、驍騎の購る所、至尊今日徐州を得ば、操後旬必ず來り争はん、七八萬人を以て之を守ると雖も、猶ほ當さに憂を懷くべし、如かず羽を取て、全く長江に據り、形勢益張らんにはと、權尤も此言を當れりと爲す。

其の肅に代るに及び、外倍々恩を修し、厚く羽と好を結ぶ、羽が樊を攻むるに及び、兵を留めて公安南郡に備へんとす、業因て權に上疏して、羽を禽にするの計を陳じ、病を治むと稱して建業に還り、陸遜を薦めて代りて陸口を守らしむ、遜陸口に至り、羽に書を與へて其の功美を稱し、深く自ら謙抑す、羽意安じて稍々兵を撤して樊に赴く、權乃ち兵を發して羽を襲はんと欲し、業をして之が都督たらしむ。權嘗て數々操が兵を蔽り、之に降りて禍を紓ふ、事建安二十二年に在り、此歳魯肅又歿す、吳下に復た讒略の士なし、呂蒙が若きは、才敏銳果、周瑜の亞たり、而かも巧智太だ過ぎて大計に昧し、其の義を思ひ屈を耻とし、操を罵りて賊とすること、瑜肅が儔の若きは、復之あることなし、是に至て權又賤を操に奉じて、羽を討じて自ら效さんことを請ふ。操が羽を畏れて都を移さんことを讒するや、司馬懿、蔣濟、孫劌は外親しく内疎なり、羽が志を得るは權が願はざる所、人をして權に働めて羽が後を躡らしむべし、江南を割て權を封せんことを許さば、樊の圍自ら解くべきを説く、是に至て權が賤に計を漏らして羽をして備あらしめざらんことを乞ふ、董昭操に説くに、宜しく權

には密を以てするを應へ、而して内には之を露はすべし、羽權上ると聞き、還りて自ら護らば、圍は則ち速かに解けん、兩賊をして相對して銜持せしめ、坐ながら其敵を待つべし、權をして志を得せしむるは計の上にあらざるを以てす、操之に従ふ。羽が樊襄陽を攻むるや、連りに劉封孟達を上庸に召ひ、兵を登て自ら助けしむ、封達辭するに山部初め附く、未だ動搖すべからざるを以てす、遂に羽が命を承けず、羽遂に樊の圍を撤して退く。羽客は書史に涉り、志氣矜高、人に屈下せず、動もすれば凌侮を加ふ、孫權が其子の爲めに婚を求むるや、羽其の使者を罵り還す、昭烈が漢中王と爲りし時、羽を前將軍とし、黃忠を後將軍とす、費詩印綬を奉じて羽に詣る、羽怒りて曰く、大丈夫終に老兵と列を同じうせじと、受けざらんと欲す、費詩之を開啓するに因て感悟す、素より糜芳、傅士仁等を輕とる、芳等之を啣む、呂蒙精兵をして潜行して江を溯らしめ、芳、士仁の不意に出づ、芳、士仁降る、蒙江陵に入りて、于禁を釋し、關羽及び將士の家屬を得、皆之を撫慰す。羽走り還る、曹仁が諸將之を追はんと欲す、趙儼以て羽を存して、以て權の害と爲すべしと爲す、羽が部下、其家門

の恙なく、蒙が厚く之を待すと聞き、皆闔心なし、權江陵に至り、荊州の將吏悉く歸附す、蒙を南郡太守とし、遜を右護軍とし、皆侯に封ぜらる、遜をして夷陵に屯し、峽口を守らしむ、羽遁走し、兵皆解散す、纔かに十餘騎、權先づ潘璋をして其の徑路を斷せしむ、十二月羽及び其子平を獲て之を斬り、首を曹操に送る、是に於て荊州遂に覆没して、權全く之を有せり。呂蒙未だ封を受けずして、疾て卒す、年四十二、則ち其の武侯に長ずること三歳なり。是より吳蜀の釁、復た合すべからず、昭烈が吳を撃て敗するに至て極まる、操と昭烈と相踵で逝く後、吳蜀の盟好、武侯之を結ぶと雖も、時は則ち天下既に干戈に倦み、民漸やく休息を思ふ、時局の沈滞、復た振はすべからず、故に侯徒らに鞠躬盡瘁して、成功なきを致せり。若し關羽が大に張れる時にして、呂蒙が智術、之を同盟の反覆に用ひず、而して之を徐淮の侵略に用ひ、羽と東西之を特角せしめば、操の智力天下に雄たりと雖も、殆ど又其の傾敗の勢を支撐し難き者あらんとす、此を以てかの魯肅が士大夫に驕るの雲長を撫輯して、其の同仇の好を失はざらんとする者、迂且つ怯に似て、實は大計に通ぜるを知る

べし、肅死せる時、武侯爲めに哀を擧ぐ、其の兄瑾が友として、又荊州傾覆の後、常に同謀の士たり、昭烈の顛じて而して復た起くる者、其の好意に頼ること多きを以てすと雖も、亦豪傑龍驤、風雲際會して、謀士鬪將、濟々として輩出せるの時、顧み來れば侯が第一流人物の眼孔を以て、其の志尙器度を察し、而して能く意に中る者希なるに、獨り子敬毅然として別調を出し、侯と意氣相投合すること極めて深きに由らざらんや。

其後孫權陸遜と周瑜魯肅呂蒙三人を論じて曰く、公瑾雄烈膽略人を兼ね、遂に孟徳を破り、荊州を開拓す、邈焉として繼ぎ難し、君今之を繼げ、公瑾昔し子敬を要して來り東し、孤に達することを致す、孤與に宴語す、便ち大略帝王の業に及ぶ、此れ一快なり、後孟徳劉琮を護るの勢に因て、張言す、方さに數十萬の衆を率ゐて、水歩俱に下る、孤普く諸將を請ひ、宜しき所を諮問するに、適に先づ對ふる無し、子布文表に至ては、俱に言ふ、宜しく使を遣はし檄を修めて之を迎ふべし、と子敬即ち不可を駁言し、孤に勸めて急に公瑾を呼び、付任するに衆を以てし、逆へて之を撃たしむ、此れ二快なり、

且つ其の計策を決する、意ふに張蘇に出づること遠し、後吾に勸めて玄徳に地を借すと雖も、是れ其の一短、以て其の二長を損するに足らざる也、周公備を一人に求めず、故に孤其短を忘れて、而して其長を貴び、常に以て鄧禹に比方する也、又子明少き時、孤謂ふ劇易を辭せず、果敢勝なる而已と、身長大なるに及で、學問開益し、籌略奇至す、以て公瑾に次ぐべし、但だ言議英發、之に及ばざる耳、關羽を取ること圖るは、子敬に勝れり、子敬孤に答ふる書に云ふ、帝王の起る、皆驅除あり、羽忌むに足らずと、此れ子敬内辨する能はず、外大言を爲す耳、孤も亦之を恕して、苟くも責めざる也、然るに其の軍を作す、屯營失はず、令行はれ禁止み、部界廢負なく、路に遺ちたるを拾ふことなし、其法亦美なりと。權が局量、割據の主に過ぎず、故に其の三人を論ずる、専ら形跡に屑々として、能く其の大處を盡すことなし、肅に於て頗る其短を説く所以なり、然れども肅も亦或は其の才其の器に如かず、故に流俗の人、且夕に効を求むる者をして、事々に満足せしむること能はず、以て内辨すること能はずして、外大言を爲すの譏を貽す、かの軍を作す

規制明詳なるに至ては、亦緘密方嚴、武侯と相似たる者あり、其の人と爲りの庸疎なるに類せず、是れ亦其の武侯と相得る所以とする歟、陳壽以て孫權の優劣を論ずる尤に當れりと爲す、彼れ亦何ぞ以て斯の俊偉の人を識るに足らんや。

是に於て曹操孫權を表して票騎將軍と爲し、節を假し、荊州牧を領し、南昌侯に封ず、權上書して操に臣と稱し天命を稱説す、操以て外に示して曰く、是兒吾を踞して爐火上に著けんを欲する邪と、陳羣等皆操に篡位を勸む、操曰く、若し天命吾に在らば、吾周の文王たらんと、翌年正月、操卒す、子丕爵を襲く、六月、昭烈が上庸の守將孟達、劉封と協はざるを以て、遂に部曲を率ゐて魏に降る、魏夏侯尙、徐晃を遣はして、達と合して封を攻めしむ、達書を封に與へて之を誘降す、聽かず、封が下叛く者あり、封破れ走りて成都に還る、昭烈之を賣めて死を賜ふ、上庸遂に魏に入る。かの上庸の形勝、天下の大局に關し、其の得失蜀魏の進退に係る者に至ては、計東の言亦能く其の始終を盡せり、云

鄖陽之地。分拆沿革之故不一。而或隸秦。或隸蜀。或隸楚。或屬治於襄陽。其大較也。土地既分。形險亦夷。故昔言楚勢要者。僅首推襄陽。而無一語及鄖。自原傑討平劉千斤後。合秦蜀梁楚四撫。臣熟議。割四郡交錯之地。爲立鄖陽郡。設撫治行臺。遂傑然爲天下重鎮。其詳見于王世貞之記者。可謂措置盡善。而鄖陽之治。東至襄陽。西至陝西。南至四川。北至河南。可以左右前後顧而跳盪。天下未有以一郡而當四省之交者。有之自鄖陽始。苟戰守之勢。屹立而不可犯。則襄陽反恃以爲外蔽。不僅爲唇齒之勢矣。漢昭烈之取漢中也。始亦有上庸。乃不命重臣重兵守之。而屬之劉封孟達爾孺子。及關羽之進攻襄陽。移文命劉孟。出師夾攻。可謂得算。而孟以宿患故。阻兵不進。使時有重臣提重兵。出上庸而攻其右。則襄陽豈能勝此兩面之敵耶。及達舉上庸降魏。諸葛亮百計取之。而先爲司馬懿所隔。則自蜀入秦之路。舍祁山無由。而蔣琬代相出征。亦欲集舟師溯漢水。取魏興上庸地。固亦入秦一道。而無如襄陽之襲其後也。是蜀之不得志於關中也。由失鄖陽故也。

夫れ漢中平定して、上庸降下す、是れ蜀漢の極盛なり、好事多魔、羽敗れ違叛

く、而して魏は本と敵たり、吳の憂亦啓く、曹操己に死して、吳の謀臣又進取の計なし、但だ二氏國を開くこと稍々早く、根本既に固し、而して昭烈獨り雄心未だ已まざるも、業を建つること日淺く、又連りに形勝を失ひ、羽翼を鍛ふる、故に此後一たび忿兵を出して克たず、三分の局、此に至りて殆ど動かすべからず、武侯の忠烈智略と雖も、復た勢の趨く所を變ずること能はず、故に赤壁の戦は、三分の局を始むる所以、而して漢中平定、荆州陷没は、三分の局を終ふる所以、始めの前には群雄の紛興あり、終りの後には四五十年鼎足の小康あり、能く此際の轉移を了して、而して侯が此に處し、時勢に順應し、若くは逆逆せし跡を觀ば、侯が人物も亦決す。始めの前は治平より亂離に入りし時期たり、故に之が且淨たる人物、董卓、呂布の若きは、時期を創成せし者なり、袁紹劉表の若きは、時期の當主たる者なり、故に卓布其の蠻性獸力を以て、名節禮數より築成せられし漢の天下を毀壞し、紹表は則ち前時士大夫名節禮數の遺風を保ちて、而して縱横自彊の野心を懷く、天下の勢、駸々として亂離に趨き、豪傑の士、隴畝の間に崛起し、其の實力を以て、大は帝王、小は封侯、欲

する所を獲んとすれば、かの矯飾して實利寡く、赤條々の好身手を檢束するに禮法を以てする者は、久しく人心を繋ぎ難し、故に紹表が一時に雄たるも、時局は竟に之と相容れず、曹操乃ち盡く紹表の爲す所に反すること、荀彧が策する所の若くして、而して竟に克て之を覆せり、然るに此時の謀士、荀彧、張昭が若き、猶優容因循の風あり、亦時期の然らしむる所なり。始と終との間は、亂離より鼎足の小康に移らんとするの逼峽なり、曹操、昭烈は時期の當主たる者なり、故に二雄が其の禮數矯飾を省くは同じ、而かも仁暴忠譎、又互に其の爲す所を反して、而して昭烈の天分は成らずして而して其の名を義烈にするに宜しき者多く、曹操が天分は雄猜の臭を遺して而して混一の功を成すに宜しき者多し、竇建德以て昭烈と爲すべく、曹操以て李世民と爲すべし、但だ昭烈の漢高に似たる所あり、曹操の李密に似たる所あるは少しく出入ありと雖も、孫氏其間に介する徴せば、三分の局は成らず、曹操それ遂に成りしならんか、故に遠略なきの孫權は、此時期の人物としては客位たり、而して其運爲は則ち之が主腦たり、之を成す者は魯肅周瑜、而して武侯は之を贊くる者なり。蓋しか

の三大時期を夷考するに、謀士鬪將の輩出せしこと、此時期を最も盛なりとす、而して其間自から又二小期の區分あり、瑜肅武侯は第一期を主どり、呂蒙龐統法正等は第二期を主どる、故に瑜肅武侯の着眼は、常に大局の打算に在り、是れ五分八裂の國をして、二三の大雄に歸超せしめんとするが爲なり、麻亂蜂起の時をして、大計大策の時に籠絡せしめんが爲なり、其の計已に中り、三雄の大割據、勢已に定まれば、則ち嗣で來る者、力を偏曲に用ゐて、かの大雄の間に於ける小消長に其の技倆を見さるを得ず、其の碎屑に涉り、小巧を弄する者が、得意の手腕を揮ふは、自然の數なり終と終の後との間に於て孫權、曹丕あり、終の後に於て、司馬懿、武侯、陸遜諸葛恪あり、此を第三大期鼎足の時とす、而して此時期の局面は、武侯が後半生の行事を紀述するに當りて、自から當さに之を悉すを得べし。

武侯が此三大時期に處するや、第一大期、袁紹劉表が將さに衰へんとして、而して曹操稍々張るの日、奇謀健闘の士、盡く其の技倆を售て、封侯の業を取らんとするの際に在りて、其の年少事を好むの情に動かされず、退然として隴畝

に耕し、以て世と逆す、昭烈の義に兼ぬるに、三顧の遇を以てし、方さに纒かに身を許す、是れ侯が生涯に在りて、其の品性を著見すべき一特徴とすると、世皆之を知る、第二大期に處しては、其の始めに於て、其の得意ならざる遊説を危急の際に試みて、其の得意の大局打算を必亡の機に定めたり。三分局始まりて、荆益跨有の計、成毀相半ばす、二州の人、昭烈に歸して、斯に彬々たる多士を見る、是に於て侯が務めは兵食を足すの外、専ら人才を收攬するに在り、且つ已に材能を收拾すれば、新舊の差、性稟の異、往々相牴牾する者なきを得ず、侯乃ち其際に處して、調和の任に當り、以て衆力を翕合して、盡く其用を得んことを務めたるが若し、今史の記する所に據りて、少しく其の梗概を擧げんか。

龐統を薦め、楊洪、何祗を用ゐし等の事は、已に前に記せり、故に再び贅せず。马超が來りて昭烈に歸せし時、關羽其の故人に非ざるを以て、書を武侯に與へて、超が人才、誰にか比類すべきと問ふ、武侯羽が前を護ることを知る、乃ち之に答て曰く、

孟起兼資文武。雄烈過人。一世之傑。鯨彭之徒。當與益德並驅爭先。猶未及韓之絕倫逸群也。

羽鬚髯美はし、故に侯之を韓と謂ふ、羽書を省て大に悦び、以て賓客に示す。昭烈黃忠を以て後將軍とせんとす、侯昭烈に説て曰く、忠が名望、素より關馬が倫に非ざる也、而るに今便ち列を同じうせしむ、馬張は近きに在りて、親しく其功を見る、尙ほ喩指すべし、關遙かに之を聞かば、恐らくは必ず悦ばじ、不可なることなきを得んや、昭烈曰く、吾自ら當さに之を解すべしと。昭烈益州に入り、法正を以て蜀郡太守揚武將軍と爲す、正外都畿を統べ、内謀主たり、一食の徳、睡眈の怨、報復せざることなし、擅まゝに己を毀傷する者數人を殺す、或は武侯に謂て曰く、法正蜀郡に於て太だ縱横なり、將軍宜しく主公に啓して其の威福を抑ふべしと、侯答て曰く、主公の公安に在るや、北は曹公の疆を畏れ、東は孫權の逼るを憚かる、近くは則ち孫夫人が變を肘腋の下に生ぜんことを懼る、斯の時に當て、進退狼跋、法孝直之が補翼と爲り、翺然として翺翔、復た制すべからざらしむ、如何ぞ法正を禁止して、

其意を行ふことを得ざらしめん邪と、正陰謀多く、善く奇を設け變を制す、昭烈の益州を取るは其力なり、侯正と好尙同じからずと雖も、公義を以て相取る、毎に正が智術を奇とす。孫盛侯が或人に答ふる所を以て政刑を失ふと爲す、然るに當時奇謀の士、實に亦獲易からず、奇譎強厲、孝直が如き者、其の短を以て其の長を没することを得ず、是れ侯が此言ある所以か、亦戦國の時己むを得ざるの權宜なり。

許靖劉璋が蜀郡太守たり、昭烈成都を圍む、靖城を踰て降らんと欲す、昭烈之を薄んず、蜀を定むる後、益々靖に意なし、法正説て曰く、天下虚譽を得て而して其實無き者あり、許靖是れなり、然も今主公始めて大業を創む、天下の人、戸ごとに説くべからず、靖の浮稱、四海に播流す、若し其れ禮せずんば、天下の人はを以て主公を謂て賢を賤しむとせん、宜しく敬重を加へて以て遠近を眩し、昔し燕主の郭隗を待てるを追ふべしと、侯も亦曰く、靖が人望失ふべからざる也、其名を借りて以て宇内を竦動せんと、乃ち厚く靖を待ち、左將軍の長史とす、後尊號を稱する時、拜して司徒と爲す、靖年七十

を踰え、人物を愛樂し、後進を誘納し、清談倦まず、侯等皆之が爲めに拜す。侯又法正、劉巴、李嚴、伊籍等と共に蜀科を造る、蜀科の制、此五人に由れり。

零陵の人劉巴あり、昭烈荆州に敗る、時、其の人士皆昭烈に歸す、巴獨り北の方曹操に詣り、爲めに長沙零桂を招納す、操烏林に敗れて北に還る、巴之に謂て曰く、劉備荆州に據らば不可なりと、昭烈荆州を尙ふ、巴反ることを得ず、遂に交趾に適く、時に武侯臨蒸に在り、追て謂て曰く、劉公雄才世を蓋ひ、荆土に據有す、德に歸せざるなし、天人の去就己に知るべし、足下何くにか之かんと欲する、巴が曰く、命を受けて來る、成らずんば當さに還るべし、此れ其の宜しき也、足下何をか言ふやと、昭烈深く之を恨む、巴交趾より蜀に至る、劉璋昭烈を迎へんと欲す、巴極諫して曰く、備は雄人也、入らば必ず害を爲さん、内るべからざる也と、既に入る、巴復た諫めて曰く、若し備をして張魯を討たしめば、是れ虎を山林に放つ也と、昭烈益州を定む、巴罪自を辭謝す、昭烈責めず、而して武侯數々之を稱薦す、昭烈辟して左將

軍の西曹椽と爲す。張飛嘗て巴に就て宿す、巴與に語らず、飛遂に悉る、侯巴に謂て曰く、張飛は實に武人と雖も、足下を敬慕す、主公今方々に文武を收拾し、以て大事を定む、足下天素高亮と雖も、宜しく少しく意を降すべき也と、侯嘗て巴を稱して曰く、籌策を幃幄の中に運らすことは、吾子初に如かざること遠し、若し枹鼓を提げ軍門に會し、百姓をして勇を喜ましむるは、當さに人と之を議すべき耳と。

昭烈蜀に入り、侯荆土を鎮する時、孫權使を遣はし、好を侯に通ず、因て問ふ士人皆誰か相經緯する者ぞと、侯答て曰く、龍統慶立は楚の良才、當さに世業を贊興すべき者なりと。

廣都長蔣琬衆事理まらず、時に又沈醉す、昭烈遊觀に因て之を見て、怒て將さに罪戮を加へんとす、侯請て曰く、蔣琬は社稷の器、百里の才に非ざる也、其の政を爲す民を安ずるを以て本と爲す、修飾を以て先と爲さず、願はくは、主公重く之を加察せよと、昭烈雅より侯を敬するを以て、乃ち罪を加へず、倉卒但官を免ずるのみ、琬後遂に侯に代りて國事を掌どる。

凡そ事概ね此の如し、侯の務むる所見るべし、其の訥巴を稱するの言に見るに、能く人の材能に任じて、自ら用ゐることを爲さず、以て衆心を協和するを知る也。初め侯昭烈に繼ぎて、益州に入る、馬良荆州に留まる、侯に書を與へて曰く、

聞雒城已拔。此天祚也。尊兄應期贊世。配業光國。魄兆見矣。夫變用雅慮。審實垂明。於以簡才。宜適其時。若乃和光悅遠。適德天壤。使時闕於聽。世服於道。齊高妙之音。正鄭衛之聲。並利於事。無相奪倫。此乃管絃之至。牙曠之調也。雖非鍾期。敢不擊節。

と、侯が益州に入るの後、材物を登用すること、良が告ぐる所の如し、侯が良の言に頼りて啓發せらるゝに非ざるも、良が侯を以て尊兄と稱し、極めて之を親しむより推せば、良必ずや侯が志を知りて、申ねて之を忠言する者ならん、而かも瑕瑜互に見はるゝは、亦事の己み難き所、侯此を以て人心を得、根本を固うすと雖も、而かも誤まりて馬稷を任用し、敗を他日に致せしが若き、間亦之有り。且つ其の劉封が剛猛、世を易ふるの後、終に制御し難きを慮り、昭烈